

墨田区
令和4年度こどもの生活実態調査
詳細分析

報告書

令和6年3月

東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター



目 次

第1章 結果の概要	1
1. 調査の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 調査対象者・抽出方法	1
(3) 調査方法	1
(4) 調査期間	2
(5) 有効回答数（有効回収率）	2
(6) 用語の定義	3
2. 結果の概要	4
第2章 父母の就労状況とコロナの影響	19
1. 父母の就労状況	19
(1) 母の就労状況：前回からの推移	19
(2) 父の就労状況	21
2. 父母の就労に対する新型コロナウイルス感染拡大の影響	24
3. 母親の就労率の増加による新しいニーズ	27
4. 考察	30
第3章 生活困難とコロナ前後比較	31
1. 生活困難度	31
(1) 墨田区の生活困難度：前回からの推移	31
(2) 世帯タイプ別の生活困難度	33
2. コロナ禍前後の収入	35
3. 家計の状況	37
(1) 前回調査からの推移	37
(2) コロナ禍前後の収入減の有無別	40
4. 考察	42
別添1 生活困難度の定義	44
第4章 こどもの学び	46
1. はじめに	46
2. 授業の理解度：学校の授業が「わかる」割合	46
3. 学習意欲：学校の授業が「楽しい」割合	49
4. 通塾の状況	51

5. 学習資源	54
6. 学校における補習教室（放課後学習）への参加状況	58
7. 家庭における IT 環境と学習	62
8. 考察：平成 28 年度から令和 4 年度にかけてどのような変化があったのか？	66
第 5 章 こどもの居場所	68
1. はじめに	68
2. 居場所の利用経験	69
(1) 記述統計	69
(2) 生活困難度別の利用経験	69
(3) 親の就労形態別の利用経験	71
3. 居場所の利用意向	72
(1) 記述統計	72
(2) 生活困難度別の利用意向	73
(3) 親の就労形態別の利用意向	75
4. 考察	79
第 6 章 ヤングケアラー	82
1. ヤングケアラーの実態	82
(1) 生活実態調査におけるヤングケアラーの割合（R4）	82
(2) 「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」「F おとうとやいもうとの世話」ヤングケアラーの実態（平成 28 年と令和 4 年の比較）	86
(3) ヤングケアラーと生活困難度との関連（平成 28 年・令和 4 年）	90
(4) 「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」のヤングケアラーの実態（R4 のみ）	91
(5) 考察	94
2. ヤングケアラーであることで被る不利益（R4 調査）	95
(1) 学校の授業（月曜～金曜）以外の勉強時間	95
(2) 学習塾や家庭教師の日数	97
(3) こどもの体験	98
(4) 屋外での運動	99
(5) 考察	102
第 7 章 公的支援の利用と周知	104
1. こどもの施策に関する情報の受け取り方法	104
(1) 年齢別のこどもに関する施策等の情報経路	104
(2) 生活困難度・世帯タイプ別のこどもに関する施策等の情報経路	105
(3) 日本語以外の言語を使用している家庭のこどもに関する施策等の情報経路 ..	106
(4) 考察	107

2. 支援サービスの利用状況・認知状況・利用意向	108
(1) 支援制度の利用状況・認知状況・利用意向：前回調査との比較	108
(2) 生活困難度別による支援制度の認知状況・利用意向（令和4年度）	111
(3) ひとり親家庭等医療費助成受給者証について（令和4年度調査）	114
(4) 考察	117
3. 相談窓口の利用状況・認知状況	118
(1) 相談窓口の相談状況：H28とR4の比較	118
(2) 生活困難度・世帯タイプ別による相談窓口の利用状況（令和4年度）	122
(3) 生活困難度別による相談窓口の利用意向（令和4年度）	123
(4) 考察	124

執 筆 者

阿部 彩	東京都立大学 子ども・若者貧困研究センター長（第 2・3 章執筆）
三浦 芳恵	子ども・若者貧困研究センター 特任研究員（第 4 章執筆）
松原 祥	子ども・若者貧困研究センター リサーチアシスタント（第 5 章執筆）
堀口 涼子	子ども・若者貧困研究センター 特任研究員（第 6・7 章執筆）

第1章 結果の概要

1. 調査の概要

本調査は、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが、日本学術振興会による学術変革領域研究（A）「融合領域としての子どもの貧困研究（令和4～8年、研究代表者：阿部彩）の補助金を受け、東京都のこどもの生活困難の実態、意識を明らかにし、貧困政策のエビデンスとするために実施された。

調査は、東京都立大学研究倫理委員会の審査を受け承認を受けた（4東公法総総第656号、令和4年11月7日付け、承認番号H4-163）。また、調査の実施にあたっては、東京都中野区、墨田区、豊島区の協力を得た。

本報告書は、東京都立大学子ども・若者貧困研究センターが、墨田区からの委託を受け、「令和4年度こどもの生活実態調査」の個票の中から墨田区在住の標本を抽出し、二次分析したものである。

（1）調査の目的

具体的には、以下を明らかにする。

- 東京都在住の小学5年生、中学2年生、高校2年生（年齢）の生活の困難の状況
- こどもの生活困難者の属性（性別、年齢、世帯タイプ、地域、外国ルーツなど）
- リスク要因（学校でのいじめ、不登校、幼少期の経験など）
- 貧困の連鎖の度合いの把握
- コロナ禍による影響を受けた家庭におけるこどもの状況

（2）調査対象者・抽出方法

調査対象者は、豊島区、墨田区の公立小中学校に在籍する小学5年生と中学2年生（全数）とその保護者、および、豊島区、墨田区、中野区在住の16～17歳年齢のこども（全数）とその保護者、計10,726親子ペアである。そのうち、墨田区の対象については、墨田区に居住している小学5年生1,871名とその保護者、中学2年生1,406名とその保護者、16～17歳1,657名とその保護者であった。

（3）調査方法

調査票は、こども票と保護者票から構成され、調査対象者の住所は住民基本台帳から抽出した宛名シールを印刷し、そのシールを調査票が入った封筒に貼り付け、各家庭に郵送配布した。回答方法は郵送回収とWeb回答を併用した。郵送回収の場合、自宅にて、こども本人と保護者1名が記入し、同封の封筒にこども票・保護者票をセットし回収した。Web回答の場合は、調査票と共に同封されたインターネット回答のご案内に掲載されてい

る QR コードもしくは URL から、スマートフォンなどの電子媒体を用いて回答画面を表示してもらい、こどもや保護者それぞれが回答したものをデータとして回収した。なお、郵送回収の場合は、こども票と保護者票は、それぞれ別の封筒に入れ、封印するように指示されており、お互いの回答を見ることがないように配慮した。

(4) 調査期間

令和 5 年 1 月 23 日 ～ 令和 5 年 2 月 13 日

(5) 有効回答数（有効回収率）

墨田区の対象者の有効回答率（こども票ベース）は、小学 5 年生は 31.7%、中学 2 年生は 25.5%、16～17 歳は 26.6%であった。こども票、または保護者票のみ回収された場合は、マッチングできなかった保護者票もしくはこども票の部分をすべて無回答として、分析した。本報告書においては、こども票の質問項目のみ、あるいは保護者票の質問項目のみを集計する際には、各々の全ケースを集計するが、こども票の質問項目と保護者票の質問項目を掛け合わせて集計をする場合は、こども票と保護者票をマッチングできたケースのみを集計対象とする（図表 1-1）。本報告書では平成 28 年度の墨田区生活実態調査結果との比較分析も行ったため、平成 28 年度の有効回答数および有効回答率も合わせて記載する（図表 1-2）。

図表 1-1 墨田区の各年齢層の有効回答数(上段)および有効回答率(下段)

R4	こども票	保護者票	(うち) 親子 のマッチングが できた票	分析対象
小学 5 年生	594	611	570	635
	31.7%	32.7%	30.5%	33.9%
中学 2 年生	358	378	349	387
	25.5%	26.9%	24.8%	27.5%
16～17 歳	440	464	421	483
	26.6%	28.0%	25.4%	29.1%

図表 1-2(参考)平成 28 年度墨田区子どもの生活実態調査の有効回答数および有効回答率

H28 (参考)	こども票	保護者票	(うち) 親子 のマッチングが できた票
小学 5 年生	708	706	697
	43.3%	43.2%	42.6%
中学 2 年生	752	760	744
	43.5%	43.9%	43.0%
16～17 歳	642	649	633
	36.0%	36.4%	35.5%

(6) 用語の定義

以下に本報告書で頻出する用語の定義をしめす。分析目的に応じて変数の定義を操作し直している場合は、操作的定義について本文もしくは注釈にて説明している。

有意水準

ピアソンのカイ 2 乗検定（割合の差の検定）の結果を記号で示している。

- *** $p < 0.01$ 、顕著な有意差がある。
- ** $p < 0.05$ 、やや有意差がある。
- * $p < 0.1$ 、若干の有意差がある。
- X 有意差はない。

2. 結果の概要

第2章 父母の就労状況とコロナの影響

(1) 父母の就労状況

- ・母親の就労状況は、小学5年生、16～17歳において、「正社員」が増え、「無職」が減っている。
- ・父親の就労状況は、小学5年生、中学2年生においては、年度による違いは見られず、統計的にも有意ではない。

[母の就労状況：前回からの推移]

- 小学5年生、16～17歳において、母親の就労状況として「正社員」が増え、「無職」が減っていることがわかった。特に、小学5年生においては、「無職」の母親が27.2%から17.0%へと10ポイント以上も減少している。「自営・自由・個人請負」の割合も、平成28年から令和4年に減少した。(図表2-1-1)。
- 小学5年生の母親では、ふたり親世帯の困窮・周辺層の変化が大きく、特に、「無職」が39.4%から14.1%へと大きく変化している。この変化の大きな部分は「非正規」の増加(約24ポイント)で占めているが、「正社員」においても約5ポイント増加している。ふたり親世帯の一般層についても、「無職」が減っている。(図表2-1-2)。
- 中学2年生のふたり親世帯一般層については、小学5年生と同様に正社員が増えているが、無職は大きな変化はない。正社員の増加は、非正規と自営業等の減少によって説明できる。ふたり親世帯の困窮・周辺層も、統計的には有意ではないが、一般層と同様の傾向である。ひとり親世帯については、小学5年生と異なり、正社員が減少、非正規が増加の傾向を見せている(統計的には有意ではない)(図2-1-3)。
- 16～17歳の母親については、ふたり親世帯については両方の層にて統計的に有意な差がなく、特に、困窮・周辺層では兩年の差が小さい。一般層では、自営等の減少と正社員の増加の傾向が見られる。ひとり親世帯は正社員が増加、非正規・自営等が減少した(図2-1-4)。

[父の就労状況]

- 父親については、小学5年生、中学2年生においては、年度による違いは見られず、統計的にも有意ではない。そもそも、約8割の父親が正社員として就労しており、2割弱が自営等で就労している(図表2-1-5)。
- 困窮・周辺層の父親の方が、一般層の父親に比べ、正社員が少なく、自営等、非正規が多いという傾向は、依然として変わらず、本調査でも確認できる(図表2-1-6～図表2-1-8)。

- 平成 28 年から令和 4 年にかけて、ふたり親世帯の困窮・周辺層についてはどの年齢でも就労形態に大きな変化はなかった。ただし、16～17 歳の父親については、非正規雇用の父親の割合が 4.6%から 15.2%となっていた（図表 2-1-6～図表 2-1-8）。
- ふたり親世帯の一般層については、小学 5 年生では正社員が減少、自営等が増加、16～17 歳ではその逆の傾向となっており一貫していない（図表 2-1-6、図表 2-1-8）。

（２）父母の就労に対する新型コロナウイルス感染拡大の影響

・「テレワーク」の増加については、特に小学 5 年生の母親・父親が最も多く経験している。母親・父親ともに「テレワーク」の増加を経験した割合は、一般層の方が困窮・周辺層よりも高い。

・父親の「収入の減少」については、どの年齢も 2 割以上が経験している。母親も父親も収入の減少については、困窮・周辺層の方が一般層よりも高い割合で経験している。

・母親では「労働時間の減少」、父親では「仕事を辞めた」が困窮・周辺層で高い割合となっている。

- 小学 5 年生の母親の 11.6%、中学 2 年生の母親の 13.8%、16～17 歳の母親の 13.0%が「転職」を経験している。「仕事を辞めた」のは、それぞれ 4.0%、6.9%、5.4%、「労働時間の減少」については、9.6%、11.5%、9.9%となっている。「収入の減少」は、どの年齢も 1 割から 2 割が経験している（図表 2-2-1）。
- 母親の「テレワーク」の増加については、特に小学 5 年生の母親が最も多く経験しており、21.7%、続いて中学 2 年生と 16～17 歳の母親は 15.2%、15.4%となっている（図表 2-2-1）。
- 母親に比べ、父親は「転職」「仕事を辞めた」「労働時間の減少（増加）」は少ないものの、「収入の減少」「テレワークの増加」については多い。「収入の減少」については、小学 5 年生の父親の 20.1%、中学 2 年生の父親の 24.6%、16～17 歳の父親の 21.3%が経験している。「テレワークの増加」については、どの年齢も 3 割近くが経験しているが、母親と同様に父親も小学 5 年生で最も高い（図表 2-2-2）。
- 母親も父親も収入の減少については、困窮・周辺層の方が一般層よりも高い割合で経験しており、困窮・周辺層の母親は 36.6%、父親では 34.9%が収入減少を経験している（図表 2-2-3、図表 2-2-4）。
- 母親・父親ともに「テレワーク」の増加を経験した割合は、一般層の方が困窮・周辺層よりも高く、2 倍以上の数値となっている（図表 2-2-3、図表 2-2-4）。
- 生活困難度別に統計的に有意な差が見られたのは、母親では「労働時間の減少」、父親では「仕事を辞めた」であり、どちらも困窮・周辺層の方が高い割合となっている（図表 2-2-3、図表 2-2-4）。

(3) 母親の就労率の増加による新しいニーズ

こどもの孤独感やテレビ・インターネットを見る、ゲームで遊ぶ時間については、母親の就労時間とは関連がないと考えられる。

- 小学5年生について「孤独を感じることはない」の回答傾向を見ると、就労時間が長いであろう正規雇用の母親の場合においても、無職の母親の場合と遜色なく、また、非正規や自営の場合よりもむしろ孤独を感じるこどもが少ない。これらを勘案すると、小学5年生のこどもの孤独感は、母親の就労時間とは関連がないと考えられる(図表 2-3-1、図表 2-3-2)。
- こどもの時間の過ごし方の変化に着目すると、「テレビ・インターネットを見る」は前回調査よりも今回調査の方が過ごす時間が少なくなっている(図表 2-3-3)。
- 「ゲーム(ゲーム機、ウェブなど)で遊ぶ」については、前回調査に比べ「毎日2時間以上」が16.7%から27.4%と増加している。しかしながら、ゲームで遊ぶ時間を母親の就労状況別に集計したところ、統計的には有意ではないものの、自営、無職の母親の場合が「毎日2時間以上」のこどもの割合が多い傾向があった。すなわち、平成28年から令和4年にかけてのゲームで遊ぶ時間の増加は、母親の就労時間が長くなったことが要因と言うよりも、この間、インターネット機器などがこども間に普及したことなど他の現象が要因であると推測される(図表 2-3-4、図表 2-3-5)。

第3章 生活困難とコロナ前後比較

(1) 生活困難度

- ・ 墨田区における生活困難度の割合は、どの年齢層においても平成28年に比べ、令和4年の方が困窮・周辺層は小さい割合となった。
- ・ 墨田区の16～17歳では、有意にひとり親世帯が多い。また、ひとり親世帯の方が二人親世帯に比べて困窮・周辺層が多い。

【墨田区的生活困難度：前回からの推移】

- 墨田区における生活困難度の割合をみると、小学5年生については困窮層4.7%、周辺層13.4%、一般層82.0%、中学2年生については困窮層6.4%、周辺層16.9%、一般層76.7%、16～17歳については困窮層8.6%、周辺層14.5%、一般層76.9%であった(図表 3-1-1)。
- どの年齢層においても平成28年に比べ、令和4年の方が困窮・周辺層は小さい割合となっている。特に、小学5年生においてはその差は大きい(図表 3-1-2)。

【世帯タイプ別の生活困難度】

- 墨田区において世帯タイプ（ひとり親世帯、ふたり親世帯）の変化を見たところ、16～17歳では有意にひとり親世帯が多い（図表 3-1-4）。
- 平成 28 年、令和 4 年ともに、どの年齢層においても、ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べ困窮・周辺層が多い（図表 3-1-5）。

（２）コロナ禍前後の収入

コロナ禍前後の収入に関して、母親、父親ともに概ね 6 割は、収入が「変わらない」と回答。困窮・周辺層の方が、一般層に比べて収入の減少が多い。

- コロナ禍の前（令和 2 年 3 月以前）に比較して、現在（令和 5 年 1 月調査時点）の収入に関して、母親、父親ともに概ね 6 割は、収入が「変わらない」と回答している。収入に変化があった世帯の中では、母親の収入については小学 5 年生で 16.5%、中学 2 年生では 19.2%、16～17 歳では 15.3%が減少となった。父親の収入については、19.3%（小学 5 年生）、20.5%（中学 2 年生）、23.5%（16～17 歳）が減少となった（図表 3-2-1）。
- 生活困難度別に、コロナ禍前に比べた現在の収入の状況を見たところ、母親、父親ともに困窮・周辺層の方が、一般層に比べて「減少」が多い（図表 3-2-2、図表 3-2-3、図表 3-2-4）。

（３）家計の状況

・現在の暮らし向きは、「大変苦しい」と答えた割合は、小学 5 年生と中学 2 年生で減少した。どの年齢層においても「赤字」が減少し、「黒字」が増加した。食料・衣料逼迫の経験は前回調査より減少した。

・コロナ禍前に比較して収入が減少したと答えた世帯では、過去 1 年間に電話・電気・ガス・水道・家賃・住宅ローン、その他債務の滞納経験があった。

【前回調査からの推移】

- 現在の暮らし向きに関する保護者の回答では、前回調査に比べ、統計的に有意な差があったのは小学 5 年生と中学 2 年生であり、「大変苦しい」と答えた割合は、小学 5 年生では 9.1%から 6.7%へ、中学 2 年生では 11.6%から 8.7%に減少した。また、「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」と答えた保護者は、小学 5 年生では 10.9%から 14.0%へ、中学 2 年生では 9.9%から 14.0%に増加した（図表 3-3-1）。
- 家計の赤字／黒字の状況を見る設問では、統計的に有意なものは小学 5 年生のみであるが、どの学年でも「赤字」が減少し、「黒字」が増えている（図表 3-3-2）。
- 「食料が金銭的な理由で買えなかった」「衣料が金銭的な理由で買えなかった」経験が

「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた割合は、前回調査に比べ減少している（図表 3-3-3、図表 3-3-4）。

- 電気、電話、ガスなどの料金や家賃、住宅ローンの支払いの滞納経験について、墨田区の小学 5 年生、中学 2 年生の世帯については、前回調査に比べ、ほぼすべての料金や支払いにおいて過去 1 年間の滞納経験者が少なくなっている傾向がある。16～17 歳では、統計的に有意ではないものの、電気、ガス、水道、家賃にて今回調査の方が滞納経験の割合が高い（図表 3-3-5）。

[コロナ禍前後の収入減の有無別]

- コロナ禍前に比較して収入が減少したと答えた世帯と、変化がなかった、あるいは収入が増加したとした世帯に分けて、過去 1 年間の料金や税金の支払の滞納経験の有無を集計した。すると、収入が「変化なし・増加」とした世帯においては、電話・電気・ガス・水道・家賃・住宅ローン、その他債務の滞納経験はほとんどなかったのに対し、収入の減少があった世帯においては、小学 5 年生では 4～6%、中学 2 年生においては、5～9%、16～17 歳においては 3～7%の世帯で過去 1 年間に滞納があった（図 3-3-6）。

第 4 章 こどもの学び

(1) 授業の理解度

学校の授業が「わかる」「いつもわかる」と回答した割合は、16～17 歳で増加傾向だった。困窮・周辺層と一般層で授業の理解度を比較すると、学年を問わずどちらの年度も一般層のほうが上回っている傾向が見られている。16～17 歳のみ、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて困窮・周辺層と一般層の間にある格差が拡大している傾向が見られていた。

- 学校の授業が「わかる」「いつもわかる」と回答したこどもは、小学 5 年生の段階において 87.9%、中学 2 年生においては 73.3%となっており、前回調査と大きく変化はなかった。一方で、16～17 歳については、79.3%となっており、前回調査よりも 15.7 ポイント増加していた（図表 4-2-1）。
- 学校の授業が「わかる」「いつもわかる」と回答したこどもの割合を困窮・周辺層と一般層で比較すると、学年を問わず平成 28 年度においても令和 4 年度においても一般層のほうが上回っていた。16～17 歳については、平成 28 年度で一般層が 65.9%、困窮・周辺層が 55.6%となっており、一般層が 10.3 ポイント上回っていた。令和 4 年度では一般層が 82.3%、困窮・周辺層が 64.9%で、17.4 ポイント一般層が上回っており、困窮・周辺層と一般層の間にある差が拡大している傾向が見られている（図表 4-2-2、図表 4-2-3、図表 4-2-4）。

(2) 学習意欲

学校の授業が「とても楽しい」「楽しい」と回答した割合は、小学5年生で増加傾向にあり、中学2年生では減少傾向にあった。困窮・周辺層と一般層で「とても楽しい」「楽しい」と回答した割合を比較すると、学年を問わずどちらの年度も一般層のほうが上回っている傾向が見られている。小学5年生のみ、平成28年度から令和4年度にかけて困窮・周辺層と一般層の間にある格差が拡大している傾向が見られていた。

[学校の授業が「楽しい」と感じる割合]

- 学校の授業が「とても楽しい」「楽しい」と回答した割合は、小学5年生では53.8%となっており前回調査よりも5.1ポイント増加している傾向にあった一方で、中学2年生では35.1%にとどまっており、前回調査よりも7.7ポイント減少傾向にあった。(図表4-3-1)
- 学校の授業が「とても楽しい」「楽しい」と回答した割合については学年にかかわらず、どちらの年度も一般層のほうが上回っている傾向が見られている。小学5年生のみ、平成28年度から令和4年度にかけて困窮・周辺層と一般層の間にある格差が2.7ポイントから13ポイントに拡大していた。(図表4-3-2、図表4-3-3)。

(3) 通塾の状況

全体的に通塾率(塾に通っている、または家庭教師に教えてもらっていると回答した保護者の割合)は、学年を問わず増加傾向が見られている。全体の通塾率は増加していても、生活困難度別の格差が縮小しているとは言い難い。小学生のみ、平成28年度から令和4年度にかけて生活困難度別の差が縮小している傾向が見られている。

- 令和4年度においては、小学5年生の62.9%、中学2年生の68.9%、16~17歳の53.0%が通塾している。平成28年度と比較して、どの学年も通塾率は増加傾向にある(図表4-4-1)。
- 困窮・周辺層と一般層との差をみると、小学5年生ではどちらの年度も一般層が上回っており、平成28年度には24.4ポイント、令和4年度には16.5ポイント一般層が上回っている。中学2年生でも両年度において一般層が上回っており、平成28年度には29.5ポイント、令和4年度には23.5ポイント一般層が上回っている。16~17歳でも両年度において一般層が上回っており、平成28年度には22ポイント、令和4年度には24.9ポイント一般層が上回っている。以上より、全体の通塾率は上昇していても、困窮・周辺層と一般層の差が縮小しているとは言い難い。小学生のみ、平成28年度から令和4年度にかけて生活困難度別の差が縮小している傾向が見られている。(図表4-4-2、4-4-3、4-4-4)。

(4) 学習資源

利用可能な学習資源については、小学5年生のみ「親」の割合は平成28年度から令和4年度にかけて減少傾向にあり、特に困窮・周辺層で大幅に減少している傾向が見られた。中学2年生の困窮・周辺層において、「教えてもらえる人がいない」の割合がR4年度にかけて増加傾向にあった。

[勉強がわからない時に教えてもらう人]

- 小学5年生全体を見ると、「親」と回答した割合は平成28年度の85.9%から令和4年度には81.5%となっており、4.4ポイント減少している。中学2年生で「親」と回答している割合に大きな変化はなかった(図表4-5-1、図表4-5-2)。
- 小学5年生で「親」と回答した割合は、平成28年度で一般層が85.3%、困窮・周辺層が89.2%となっており、生活困難度別の大きな差は見られなかった。しかし、令和4年度では、一般層が82.0%、困窮・周辺層が71.8%となっており一般層が10.2ポイント上回っている。小学5年生の困窮・周辺層で「親」と回答した者の割合は、平成28年度から令和4年度にかけて大幅に減少している傾向が見られた(図表4-5-3、図表4-5-4)。
- 中学2年生で「教えてもらえる人がいない」と回答した割合は、平成28年度で一般層が4.2%、困窮・周辺層が4.0%となっており、生活困難度別で大きな違いはなかった。令和4年度で困窮・周辺層が7.6%、一般層が0.9%となっており、困窮・周辺層が6.7ポイント上回っている。中学2年生の困窮・周辺層において「教えてもらえる人がいない」の割合が令和4年度にかけて増加傾向にあった(図表4-5-5、図表4-5-6)。

(5) 学校における補習教室（放課後学習）への参加状況

補習教室への参加割合は、小学5年生・中学2年生ともに減少気味であった。特に、中学生の困窮・周辺層や、学校の勉強が「わからない」と回答した層において、参加割合の減少が目立っていた。

[補習教室への参加有無・参加をしない理由]

- 小学5年生全体を見てみると、「いつも参加している」と「時々参加している」の割合が平成28年度の19.0%から令和4年度には13.2%となっており、減少傾向が見られている。中学2年生においても、補習教室への参加率が全体で下がっている傾向は同様である。(図表4-6-1、図表4-6-2)。
- 困窮・周辺層と一般層で「いつも参加している」と「時々参加している」の割合を比較すると、小学5年生と中学2年生両方において、どちらの年度も困窮・周辺層の参加割合のほうが高い傾向がみられていた。しかし、令和4年度において中学2年生の

困窮・周辺層の参加割合が前回よりも 12.5 ポイント低下しており、大幅な減少が見られていた（図表 4-6-1、図表 4-6-2）。

- 補習教室に参加しない理由としては、小学 5 年生で「補習教室のことを知らなかったから」の割合が平成 28 年度の 2.9%から令和 4 年度には 7.2%に倍以上増加していた。学校の授業について「わからない」と回答している者の補習教室の参加割合は、中学 2 年生で減少傾向が見られていた。（図表 4-6-3、図表 4-6-4、図表 4-6-5）。

（6）家庭における IT 環境と学習

「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した全体の割合や生活困難度別の差については、大きな変化は見られなかった。小学生のみ、困窮・周辺層と一般層の間の差が若干縮小している傾向が見られており、中学生ではその差が若干拡大している傾向が見られていた。

【経済的な理由で、インターネットにつながるパソコンを持っていない割合】

- 小学 5 年生については、「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した割合は全体で平成 28 年度の 6.4%から令和 4 年度には 3.9%となっており、2.5 ポイント減少している。中学 2 年生については、全体で 7.0%から 6.6%となっており、ほとんど変わりはない。（図表 4-7-1、図表 4-7-2）。
- 小学 5 年生における困窮・周辺層と一般層の差を比較すると、平成 28 年度時点では「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した割合は困窮・周辺層が 12.3 ポイント上回っていたところ、令和 4 年度時点で 6.5 ポイントにその差は縮小していた。中学 2 年生における困窮・周辺層と一般層の差を比較すると、平成 28 年度時点では「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した割合は困窮・周辺層が 13.4 ポイント上回っていたところ、令和 4 年度時点ではその差が 18 ポイントに拡大していた。（図表 4-7-1、図表 4-7-2）。
- 学年や年度にかかわらず、インターネットにつながるパソコンを所有している層において学校の勉強が「わかる」と回答した割合が高い傾向が見られている。（図表 4-7-4～図表 4-7-6）。

第5章 こどもの居場所

(1) 居場所の利用経験

居場所を利用したことがある割合について、「こども食堂」を利用したことがある割合は年齢が低いほど利用経験の割合が高く、他方で、「勉強を無料でみてる場所」は年齢が高いほど利用経験の割合が高かった。また、どちらの居場所も、対象者の半数ほどはこれらの居場所を認知しておらず、さらにそもそも利用したいと思わなかった層もどの年齢でも3割程度存在していた。

[使ったことがある割合]

- 「こども食堂」を利用したことがある割合は小学5年生と中学2年生は両方とも7.5%、16～17歳では2.0%であった。「勉強を無料でみてる場所」は小学5年生が2.0%、中学2年生が4.2%、16～17歳が4.8%であった（図表5-2-1）。
- どちらの居場所も全年齢で「全く知らなかった」が45%～60%、「利用したいと思わなかった」が30%以上となっていた。さらに、どちらの居場所も「利用の仕方がわからなかった」の割合がどの年齢においても5%程度存在していた（図表5-2-1）。

[生活困難度別の利用経験の割合]

- 小学5年生においては、「こども食堂」、「勉強を無料でみてる場所」のどちらも、困窮・周辺層の方が一般層よりも利用経験ありの割合が高く、「勉強を無料でみてる場所」においてはこの差が統計的に有意であった（図表5-2-2）。
- 中学2年生では、「こども食堂」の利用割合は、統計的に有意ではなかったものの困窮・周辺層よりも一般層の方が顕著に高かった。他方で、「勉強を無料でみてる場所」においては、中学2年生も小学5年生と同様に困窮・周辺層の方が一般層よりも利用経験ありの割合が高かった（図表5-2-3）。

[親の就労形態別の利用経験の割合]

- 小学5年生では、「こども食堂」、「勉強を無料でみてる場所」のどちらも、「ひとり親」であるほど利用経験ありと回答した割合が高く、「ふたり親どちらか家事専業・学生」の場合の割合が最も低かった。特に「勉強を無料でみてる場所」においては統計的に有意な差があった（図表5-2-4）。

(2) 居場所の利用意向

居場所・サービスを利用したいと思っている割合について、全ての居場所・サービスのうち、「こども食堂」のみが、年齢が低いほど利用意向が高く、それ以外は年齢が高いほど利用意向が高かった。また、どの年齢においても、「静かに勉強できる場所」が最も利用意向が高く、次点で、小学5年生・中学2年生の場合は「休日にいられる場所」、16～17歳の場合は「無料の給食サービス」が2番目に高い。

[今後、機会があれば利用したいと思っている割合]

- どの年齢においても、「静かに勉強できる場所」が他の居場所と比較して最も利用意向が高く、小学5年生が44.8%、中学2年生・16～17歳は約60%もの高さである（図表5-3-1）。
- すべての年齢において、どのような場所・サービスであっても少なくとも25%以上は利用意向があることが分かる。特に16～17歳においては、ほとんどの居場所・サービスが40%以上の利用ニーズがある（図表5-3-1）。

[生活困難度別の利用意向の割合]

- 小学5年生においては、「こども食堂」、「静かに勉強できる場所」の2つが一般層の方が利用意向が高く、それ以外はすべて困窮・周辺層の方が高かった。また、「平日の放課後にいられる場所」と「勉強を無料でみてる場所」については、どちらも困窮・周辺層の方が約8%ポイント高く、他の項目よりも層別の差が大きい（図表5-3-2）。
- 16～17歳では、「無料の給食サービス」と「低額・無料の通信教育」のみが困窮・周辺層の方が利用意向が高く、それ以外は全て一般層の方が高かった。特に、「平日の放課後にいられる場所」については、小学5年生における結果とは反対に、困窮・周辺層の利用意向が35.1%であるのに対して一般層は47.8%と10%ポイント以上高く、その差は統計的に有意であった（図表5-3-3）。

[親の就労形態別の利用意向の割合]

- 小学5年生では、どの項目においても「ふたり親どちらか家事専業・学生」だけが他の就労形態よりも利用意向が低いことが分かった。また「休日にいられる場所」と「静かに勉強できる場所」においては、「ひとり親」と「ふたり親両方常勤・正規職員」の利用意向の割合がともに約51%で、他2つの就労形態と比べて顕著に高かった。特に、「休日にいられる場所」においてはこの差は統計的に有意であった（図表5-3-4）。
- 中学2年生の結果は小学5年生と少し傾向が異なり、どの項目においても「ふたり親

どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が一定程度高くなっていた。特に、「平日の放課後にいられる場所」、「休日にいられる場所」においては、他の3つの就労形態よりも「ふたり親どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が最も高かった（図表 5-3-5）。

- 16～17 歳においては、概ねどの項目も「ふたり親共働き」（「ふたり親どちらかが常勤・正規以外」と「ふたり親両方常勤・正規」）であるほど利用意向が高く、「ふたり親どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が最も低い傾向にあった。他方で例外として「勉強を無料でみてる場所」と「低額・無料の寮」では、「ふたり親どちらか家事専業・学生」世帯の利用意向の割合が最も高かった（図表 5-3-6）。

第 6 章 ヤングケアラー

（1）ヤングケアラーの実態

・本調査でヤングケアラーと定義された割合は、全年齢層で約 4%～11%であった。小学 5 年生の「きょうだいの世話」のヤングケアラーのきょうだいの年齢構成について、6～10 歳のきょうだいがいる割合が合計で約 7 割にもものぼる。

・中学 2 年生（H28 調査、R4 調査）、16～17 歳（H28 調査）において困窮・周辺層の方がヤングケアラーである割合が高い。

【生活実態調査におけるヤングケアラーの割合】

- 本調査でヤングケアラーと定義された割合は、「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」では小学 5 年生は 4.8%、中学 2 年生は 8.3%、16～17 歳は 7.1%であった。「F おとうとやいもうとの世話」では小学 5 年生は 11.8 %、中学 2 年生は 10.4 %、16～17 歳は 3.9 %であった。「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」では小学 5 年生は 2.8 %、中学 2 年生は 4.0 %、16～17 歳は 3.9 %であった。「H 家族の通訳や手続きの手伝い」では小学 5 年生は 4.5 %、中学 2 年生は 6.5 %、16～17 歳は 5.7 %であった（図表 6-1-1）。

【「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」「F おとうとやいもうとの世話」ヤングケアラーの実態（平成 28 年と令和 4 年の比較）】

- 「E 家事」「F きょうだいの世話」のヤングケアラーで R4 と H28 で差があったのは中学 2 年生であった（図表 6-1-6）。
- ヤングケアラーの性別による差を各年齢層でみたところ、小学 5 年生の「きょうだいの世話」R4 の結果のみ性差がみられた。（図表 6-1-7）。
- 特に家事のヤングケアラーであるこどもたちの母親の就労形態は、R4 の方が H28 と比較すると、全年齢層において早朝・夜勤・深夜・土日出勤は減っている（図表 6-1-8）。

- 小学 5 年生の「きょうだいの世話」ヤングケアラーのきょうだいの年齢構成は、6～10 歳のきょうだいがいる割合が合計で 71.4%にもものぼる（図表 6-1-9）。

【ヤングケアラーと生活困難度との関連（平成 28 年・令和 4 年）】

- H28 調査では中学 2 年生、16～17 歳において困窮・周辺層の方がヤングケアラーである割合が高く、R4 調査では中学 2 年生において困窮・周辺層の方がヤングケアラーの割合は高かった（図表 6-1-10）。

【「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」のヤングケアラーの実態（R4 のみ）】

- 「家族の介護」ヤングケアラーのうち、小学 5 年生では 18.8%、中学 2 年生では 18.2%、16～17 歳では 26.3%の割合で、家庭内で介護や看護が必要な大人の家族がいた（図表 6-1-12）。ヤングケアラーが介護・看病している対象者では、一番多い対象者は祖父母であり、次に母親であった（図表 6-1-13）。
- 「H 家族の通訳や手続きの手伝い」ヤングケアラーにおいて、両親のどちらかが外国籍である割合は、小学 5 年生では 27.3%、中学 2 年生では 27.8%、16～17 歳では 14.3%であった（図表 6-1-14）。

（2）ヤングケアラーであることで被る不利益（R4 調査）

ヤングケアラーのこどもたちは、そうではないこどもたちと比較すると、勉強時間が少ないことや、学習塾に通っていない割合が高く、屋外の運動割合が高い結果となった。

【学校の授業（月曜～金曜）以外の勉強時間】

- 「家族の介護」16～17 歳ヤングケアラー、「家族の通訳や手続き」小学 5 年生と 16～17 歳ヤングケアラーのこどもたちは、ケアラーでないこどもたちと比較すると、勉強時間が少ない結果となった（図表 6-2-2）。

【学習塾や家庭教師の日数】

- 「家事」ヤングケアラーは、ケアラーでないこどもよりも学習塾に通っていない割合が、小学 5 年生、16～17 歳において高い結果となった（図表 6-2-4）。

【こどもの体験】

- 「家族の通訳」ヤングケアラーにおいて、「B 博物館・科学館・美術館などに行く」体験の割合がケアラーでないこどもと比べて低く、「C キャンプやバーベキューに行く」体験の割合も低かった（図表 6-2-5）。

【屋外での運動】

- 「家事」ヤングケアラーは、ケアラーでない子どもよりも、小学5年生と中学2年生で屋外での運動割合が高い傾向であった。「きょうだいの世話」ヤングケアラーと「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーでは、ケアラーでない子どもよりも、中学2年生において屋外での運動割合が高い傾向があった（図表 6-2-7）。

第7章 公的支援の利用と周知

（1）子どもの施策に関する情報の受け取り方法

施策の情報経路の受け取りたい方法として、紙媒体と電子媒体と両方で回答割合が高い。両親の国籍が外国籍の場合、施策等の情報経路は、「学校からのお便り（紙のもの）」が重要であった。

【年齢別の子どもに関する施策等の情報経路】

- 施策の情報経路の受け取りたい方法としては、最も回答割合が高いものが「学校からのメール」で、小学5年生では57.2%、中学2年生では62.2%であった。次に高いものが「学校からのお便り」であり、小学5年生では54.2%、中学2年生では54.6%であり、学校からの知らせに関しては、紙媒体と電子媒体と両方で回答割合が高い。他にも前回調査（H28）結果にくらべ回答割合が高くなっているのは、「SNS」「行政機関のホームページ」であった。（図表 7-1-1, 図表 7-1-2）。

【生活困難度・世帯タイプ別の子どもに関する施策等の情報経路】

- 中学2年生の生活困難度別では、「行政機関のホームページ」のみに差がみられ、困窮・周辺層では20.6%と、一般層の38.1%よりも17.5ポイント低い（図表 7-1-4）。
- 世帯タイプ別においては、小学5年生と中学2年生の両方で、「行政機関の広報誌」と「学校からのメール」においてふたり親世帯に比べて、ひとり親世帯の方が受け取りたい割合が低い（図表 7-1-5）。

【日本語以外の言語を使用している家庭の子どもに関する施策等の情報経路】

- 両親の国籍のどちらかが外国籍であり、かつ家庭内で使用されている言語が日本語以外の家庭における施策等の情報経路は、「学校からのお便り（紙のもの）」において小学5年生では88.9%、中学2年生では100.0%であった（図表 7-1-6）。

(2) 支援サービスの利用状況・認知状況・利用意向

「生活福祉資金」「地域食堂（こども食堂）」「フードパントリーによる食料支援」の利用割合は前回調査と比較すると高くなり、特に「地域食堂（こども食堂）」の認知度は向上した。ひとり親世帯のうち、約6割～7割がマル親を受給していた。マル親について、暮らしの状況が「苦しい」と回答した割合が約7割にものぼった。

【支援制度（「生活保護」「生活福祉資金」「地域食堂（こども食堂）」「フードパントリーによる食料支援」）の利用状況・認知状況・利用意向：前回調査との比較】

- 「生活福祉資金」においては、H28の利用率は小学5年生、中学2年生でR4と比較すると有意に高くなっている。「地域食堂（こども食堂）」は全年齢層で有意な差があり、利用割合が高くなった。「フードパントリーによる食料支援」は中学2年生と16～17歳において、前回調査と比較して有意に高い（図表7-2-1）。
- 「こども食堂」と「フードパントリーによる食料支援」の認知状況は前回調査と比較すると大きく変わった。なかでも認知度が向上したのは、「地域食堂（こども食堂）」であった（図表7-2-2）。
- 「こども食堂」と「フードパントリーによる食料支援」は認知度の上昇とともに、利用意向がある保護者の割合も合わせて高くなった（図表7-2-3）。
- 「こども食堂」と「フードパントリーによる食料支援」の利用意向がある保護者の中で、「利用しなかったが、条件を満たしていなかった」「利用しなかったが、制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」の詳細内訳を確認したところ、「利用の仕方がわからなかった」が約6%～約12%に及んだ（図表7-2-4）。

【生活困難度別による支援制度の認知状況・利用意向（令和4年度）】

- どの年齢層においても、「生活福祉資金」と「フードパントリーによる食料支援」の困窮・周辺層による認知度が低く、3割以上が制度について全く知らなかった結果となった（図表7-2-5）。
- 各種支援制度について利用意向をもつ保護者の割合を生活困難度別に見ると、一般層と比較して有意な差があった（図表7-2-6）。

【ひとり親家庭等医療費助成受給者証（マル親）について（令和4年度調査）】

- ひとり親世帯のうち、小学5年生では60.8%、中学2年生では72.7%、16～17歳では60.9%の割合で、マル親を受給していた（図表7-2-7）。
- マル親受給世帯の困窮・周辺層の割合は、小学5年生では55.6%、中学2年生では56.7%、16～17歳では56.1%だった（図表7-2-8）。
- マル親受給世帯と暮らしの状況の関連をみたところ、小学5年生や16～17歳でも同様にマル親なしのひとり親世帯と比較すると、暮らしの状況が「苦しい」と回答した

割合が約7割にものぼり、有意な差があった（図表 7-2-10）。中学2年生では有意な差はなかったが、暮らしの状況が「苦しい」が約6割に及んだ。また、マル親受給世帯では、食料（衣類）逼迫の経験があった（図表 7-2-11）。

（3）相談窓口の利用状況・認知状況

前回調査と比較して、「子育て支援総合センター」の利用割合が大きく変化した。全ての年齢層の主要な窓口において、1割～2割、高いものでは3割の困窮・周辺層の保護者が相談意向を持ちながら相談に至っていない結果となった。

【相談窓口（「区役所の窓口」「子育て支援総合センター」「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」「民生委員・児童委員」「保健所（保健センター）」「ハローワーク」「上記以外の公的機関」）の相談状況：H28とR4の比較】

- 全体を通して、全ての年齢層において、「相談したことがある」と回答した割合が最も高い公的機関は、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」であった。他にも利用割合が上位に位置づけられた公的機関は、「区役所の窓口」、「子育て支援総合センター」、「ハローワーク」、「保健所」であった。前回調査と比較して利用割合が大きく変化したものは、「子育て支援総合センター」であった（図表 7-3-1、7-3-2、7-3-3）。

【生活困難度・世帯タイプ別による相談窓口の利用状況（令和4年度）】

- 「相談したことがある」保護者の割合を生活困難度別に見ると、小学5年生で有意な差が出たものは、「ハローワーク」「区役所の窓口」、中学2年生では「区役所の窓口」、16～17歳では、「区役所の窓口」「ハローワーク」「民生委員・児童委員」であり、一般層と比較して高い利用割合であった（図表 7-3-4）。
- 「相談したことがある」保護者の割合を世帯タイプ別に見ると、小学5年生と16～17歳で有意な差が出たものは、「区役所の窓口」であり、ふたり親世帯と比較して高い利用割合であった。中学2年生では「区役所の窓口」「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」「ハローワーク」「民生委員・児童委員」の順でふたり親世帯と比べてひとり親世帯の利用割合が高かった（図表 7-3-5）。

【生活困難度別による相談窓口の利用意向（令和4年度）】

- 相談窓口について、〈相談意向はあったが、相談しなかった〉保護者の割合として定義し、生活困難度別でみたところ、全ての年齢層の主要な窓口において、困窮・周辺層の方で有意に割合が高い傾向があり、1割～2割、高いものでは3割の困窮・周辺層の保護者が相談意向を持ちながら相談に至っていない結果となった（図表 7-3-6）。

第2章 父母の就労状況とコロナの影響

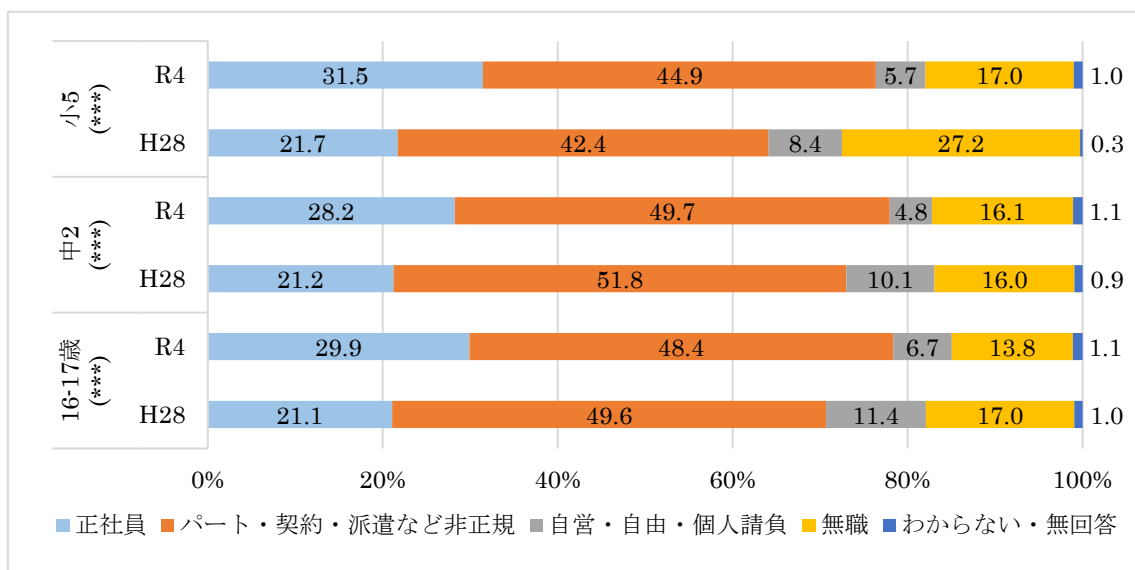
1. 父母の就労状況

(1) 母の就労状況：前回からの推移

本章では、母親および父親の就労状況を見ていく。最初に、前回調査との比較から見ていくこととする。コロナ禍においては、多くの労働者、特に、非正規労働者や飲食・観光業に従事する労働者が影響を受けた。そのため、墨田区のこどもの保護者の就労状況も変化していることが推測される。

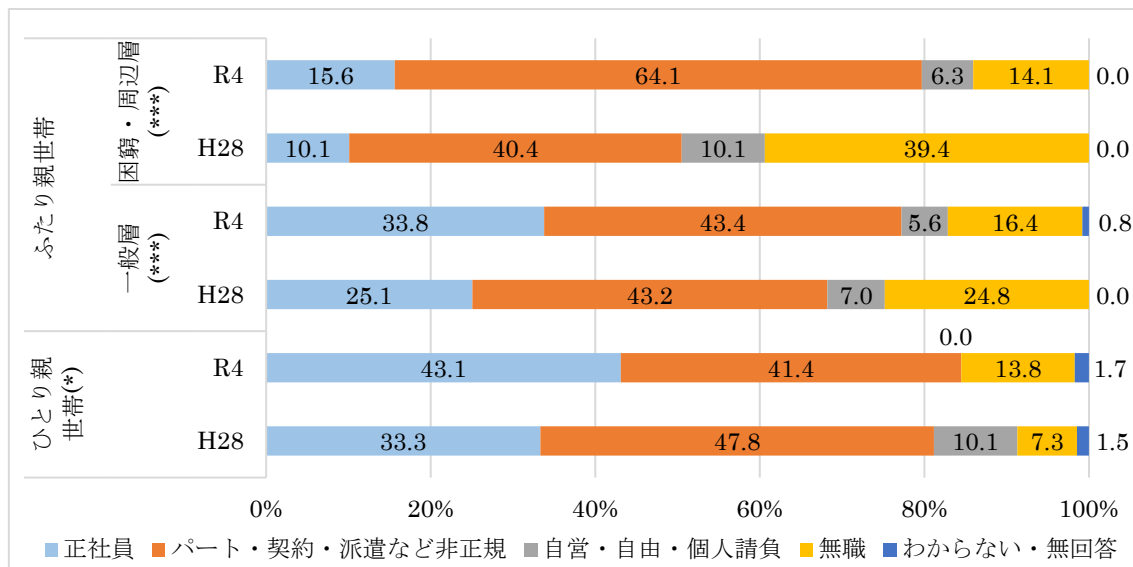
今回調査における母親の就労状況を示したものが図表 2-1-1 である。ここでは、母親が世帯内に存在する場合のみを集計している。すると、小学 5 年生、16～17 歳において、「正社員」が増え、「無職」が減っていることがわかる。中学 2 年生では、「正社員」が増えている。特に、小学 5 年生においては、「無職」が 27.2%から 17.0%へと 10 ポイント以上も減少している。これまで、母親の就労率はこどもの年齢が低い時ほど高いという傾向が見られていたが、墨田区の令和 4 年の状況を見ると、こどもの年齢による差は殆ど見られなくなっている。コロナ禍の影響から、「非正規」雇用が増えていることが懸念されたが、平成 28 年から令和 4 年の就労率の増加はほぼすべて「正社員」の増加にて説明できる。また、配達員などで見られる個人請負は、0.67%に過ぎなかったので「自営業・自由業」と一緒にグラフでは示している。「自営・自由・個人請負」の割合も、平成 28 年から令和 4 年に減少した。

図表 2-1-1 母親の就労：全体(平成 28 年、令和 4 年)



次に、生活困難度別・世帯タイプ別に見ると、傾向が異なるのかを見てみよう。図表 2-1-2 は、小学 5 年生の母親を「ふたり親世帯・困窮・周辺層」「ふたり親世帯・一般層」「ひとり親世帯」の 3 つのグループに分けて集計したものである。ひとり親世帯は標本数が少ないため、生活困難度別には集計しない。これを見ると、ふたり親世帯の困窮・周辺層の変化が大きく、特に、「無職」が 39.4%から 14.1%へと大きく変化している。この変化の大きな部分は「非正規」の増加（約 24 ポイント）で占めているが、「正社員」においても約 5 ポイント増加している。ふたり親世帯の一般層についても、「無職」が減っているが、この層では、もともと困窮・周辺層に比べて「正社員」が多かったものが、ますます「正社員」が増えている。ひとり親世帯においては、主な稼ぎ主が母親であることもあり、そもそも就労率、また、正規雇用率も高かったが、令和 4 年は平成 28 年よりましてその傾向が強まっている。一方で、ひとり親世帯の無職の割合も増えている。

図表 2-1-2 母親の就労（小学 5 年生）：世帯タイプ、生活困難度別（平成 28 年、令和 4 年）

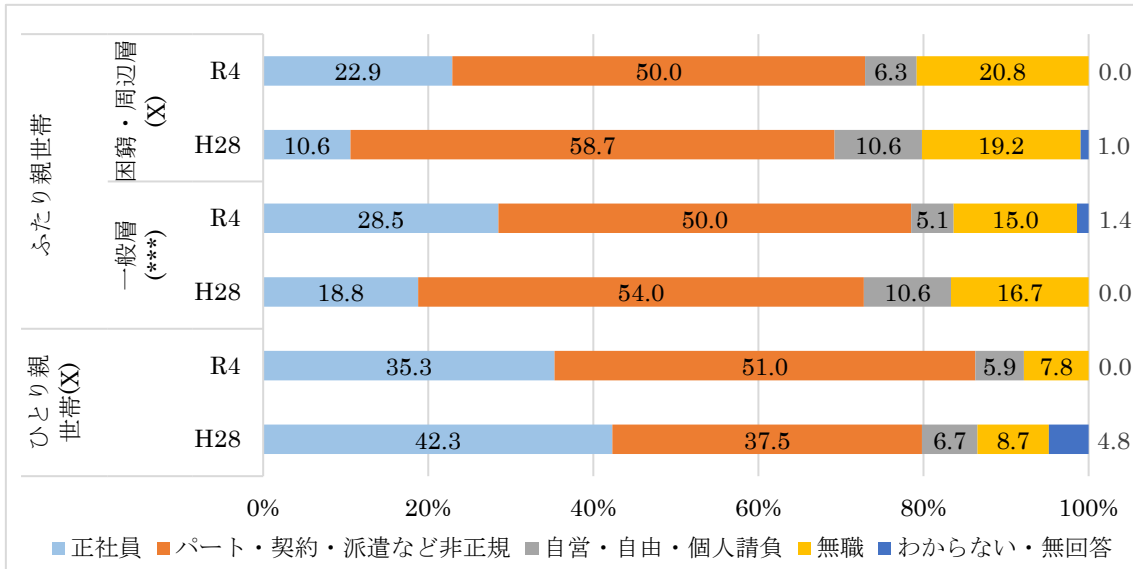


中学 2 年生においては（図 2-1-3）、小学 5 年生ほど平成 28 年から令和 4 年への変化が顕著ではなく、統計的に有意な差があるのはふたり親世帯の一般層のみである。ここでは、小学 5 年生と同様に、正社員が増えているが、無職はそもそも小学 5 年生の母親に比べて少なかったためか、大きな変化はない。正社員の増加は、非正規と自営業等の減少によって説明できる。ふたり親世帯の困窮・周辺層も、統計的には有意ではないが、一般層と同様の傾向である。ひとり親世帯については、小学 5 年生と異なり、正社員が減少、非正規が増加の傾向を見せている（統計的には有意ではない）。

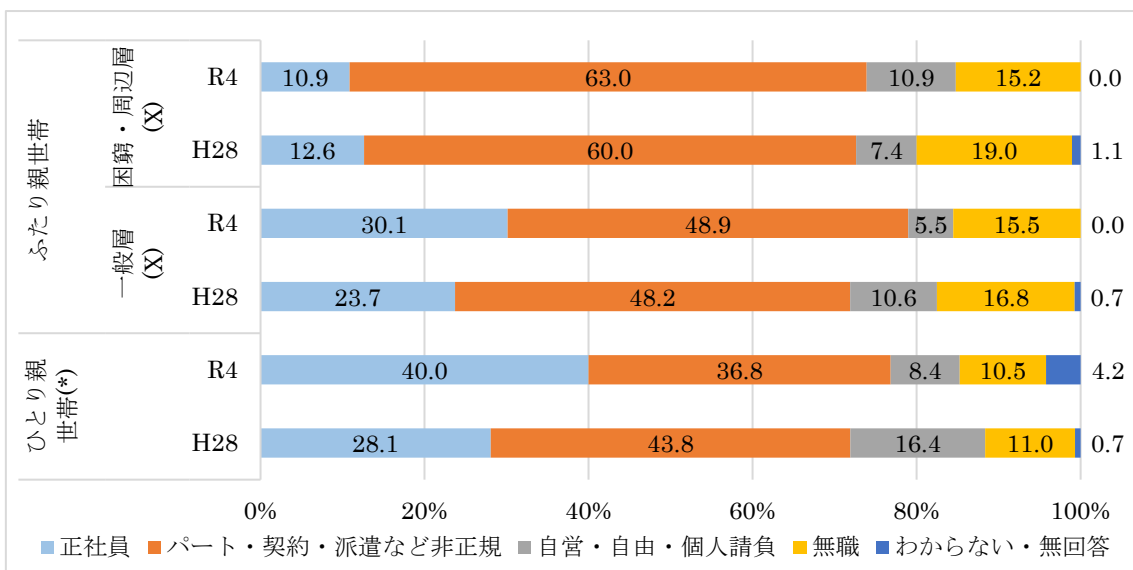
16～17 歳の母親については（図表 2-1-4）、ふたり親世帯については両方の層にて統計的に有意な差がなく、特に、困窮・周辺層には割合にも両年の差が小さい。一般層では、自営等の減少と正社員の増加の傾向が見られる。ひとり親世帯は正社員が増加、非正規・

自営等が減少した。

図表 2-1-3 母親の就労（中学 2 年生）：世帯タイプ、生活困難度別（平成 28 年、令和 4 年）



図表 2-1-4 母親の就労（16~17 歳）：世帯タイプ、生活困難度別（平成 28 年、令和 4 年）

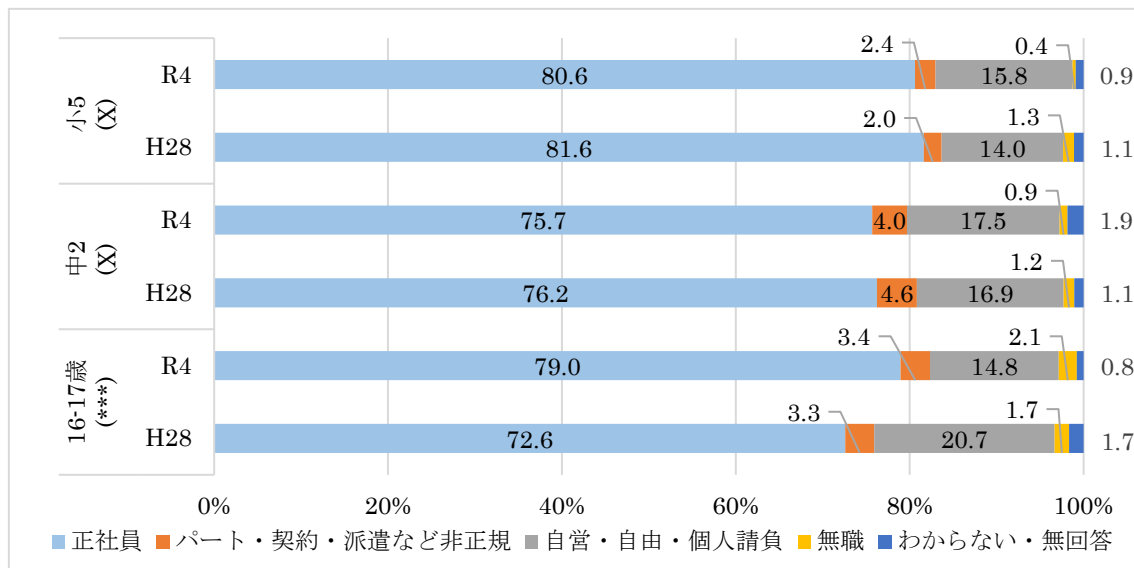


（2）父の就労状況

次に、父親の状況を見てみよう（図表 2-1-5）。ここにおいても、父親が世帯内に存在する標本のみを集計している。父親については、小学 5 年生、中学 2 年生においては、年度よる違いは見られず、統計的にも有意ではない。そもそも、約 8 割の父親が正社員として就労しており、2 割弱が自営等で就労している。唯一、16~17 歳の父親については、統計的に有意な差が見られたが、これは自営等の減少と、正社員の増加という母親にも見られ

た傾向と同じである。非正規や無職が増加／減少したという傾向は見られない。

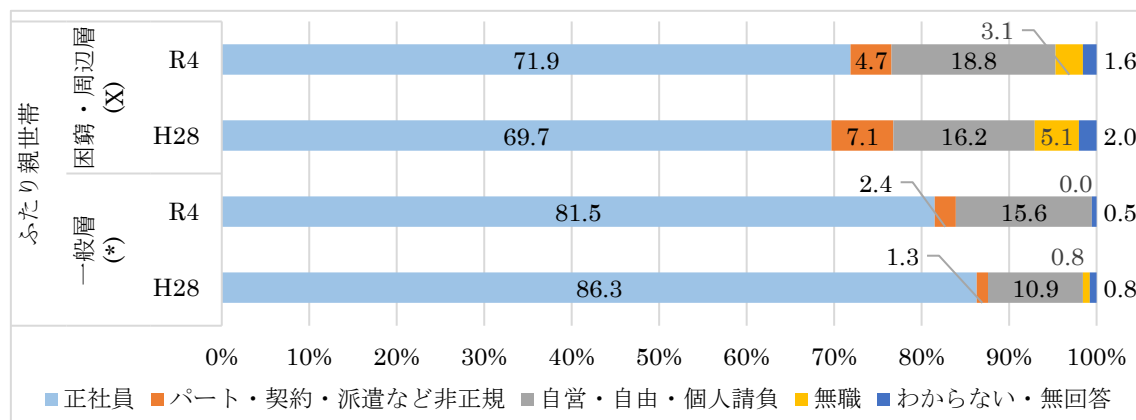
図表 2-1-5 父親の就労：全体(平成 28 年、令和 4 年)



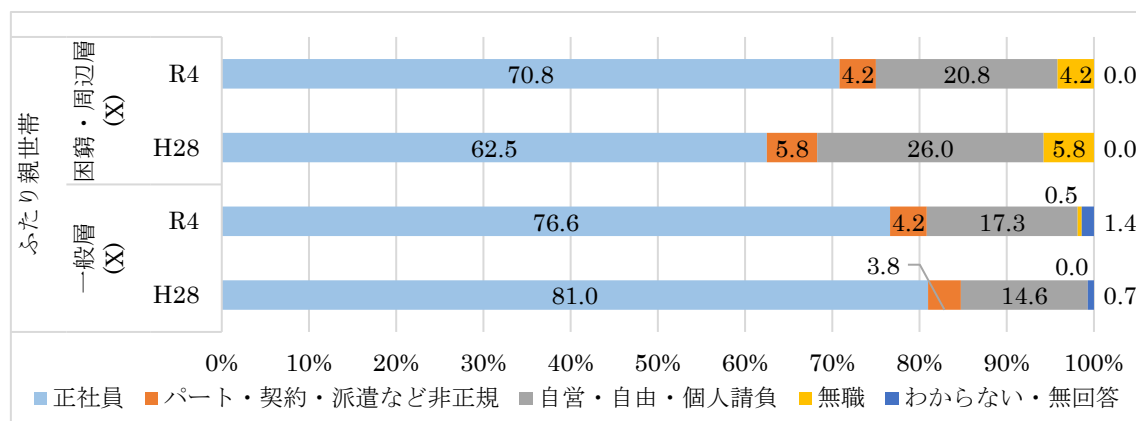
ふたり親世帯の生活困難度別に見た図が図表 2-1-6 から 2-1-8 である。なお、ひとり親世帯の父親（すなわち父子世帯）は標本数が少ないため、集計していない。これを見ると、まず、困窮・周辺層の父親の方が、一般層の父親に比べ、正社員が少なく、自営等、非正規が多いという傾向は、依然として変わらず、本調査でも確認できる。

次に、平成 28 年から令和 4 年への変化に着目すると、ふたり親世帯の困窮・周辺層については、どの年齢においても統計的に有意な差は見られなかった。しかしながら、16～17 歳の父親については、非正規雇用の父親の割合が 4.6%から 15.2%となっており、懸念される。この傾向は他の 2 つの年齢については見られていない。ふたり親の一般層については、小学 5 年生と 16～17 歳の父親にて統計的に有意な差があったが、小学 5 年生では正社員が減少、自営等が増加、16～17 歳ではその逆の傾向となっており一貫していない。

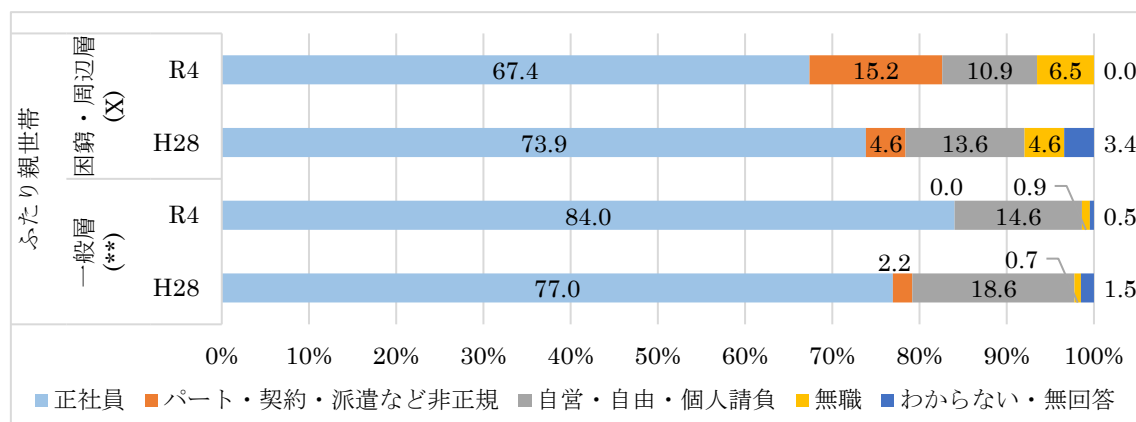
図表 2-1-6 父親の就労（小学5年生、ふたり親世帯）：生活困難度別（平成28年、令和4年）



図表 2-1-7 父親の就労（中学2年生、ふたり親世帯）：生活困難度別（平成28年、令和4年）



図表 2-1-8 父親の就労（16~17歳、ふたり親世帯）：生活困難度別（平成28年、令和4年）

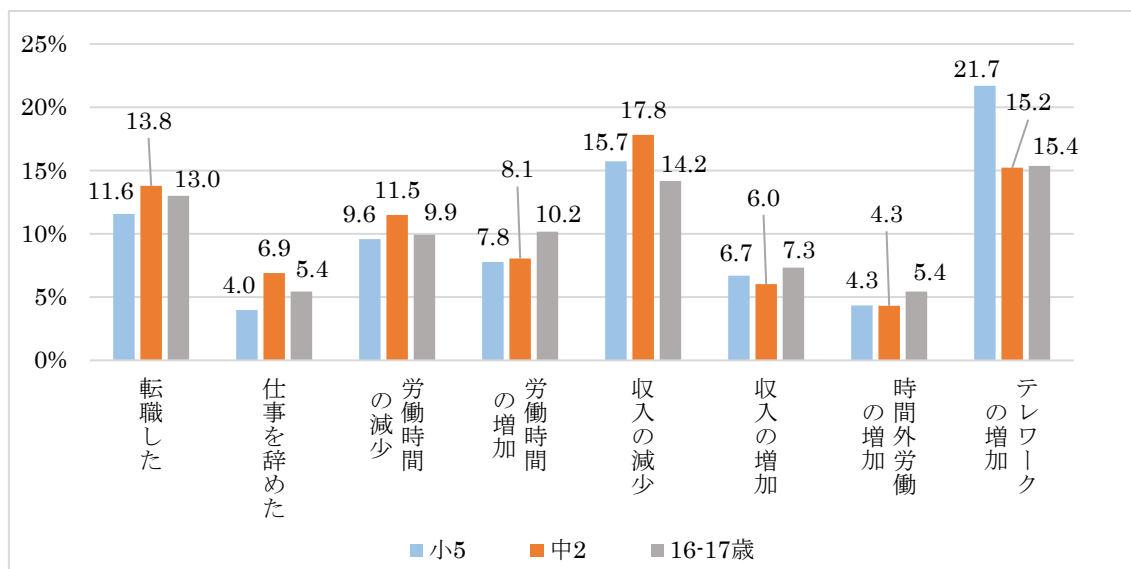


2. 父母の就労に対する新型コロナウイルス感染拡大の影響

次に、コロナ禍による親の就労・収入への影響を見てみよう。図表 2-2-1 は、母親、図 2-2-2 は父親の就労・収入へコロナ禍による影響が「あった」と答えた割合を示している。ここでも、世帯内に父親、母親が存在する場合のみを集計対象としている。

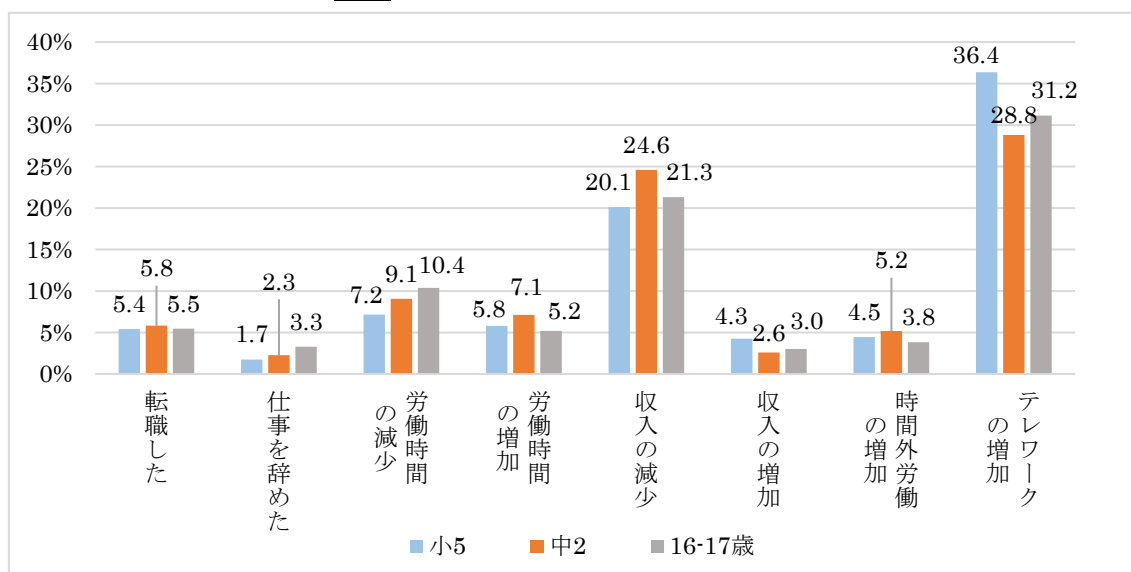
これを見ると、小学 5 年生の母親の 11.6%、中学 2 年生の母親の 13.8%、16～17 歳の母親の 13.0%が「転職」を経験している。「仕事を辞めた」のは、それぞれ 4.0%、6.9%、5.4%、「労働時間の減少」については、9.6%、11.5%、9.9%となっている。「収入の減少」は、どの年齢も 1 割から 2 割が経験している。また、「テレワーク」の増加については、特に小学 5 年生の母親が最も多く経験しており、21.7%、続いて中学 2 年生と 16～17 歳の母親は 15.2%、15.4%となっている。

図表 2-2-1 コロナ禍による母親の就労・収入への影響(年齢 3 層合算): 全体



父親の就労・収入へのコロナ禍による影響が「あった」割合が、図表 2-2-2 である。母親に比べ、父親は「転職」「仕事を辞めた」「労働時間の減少(増加)」は少ないものの、「収入の減少」「テレワークの増加」については多い。「収入の減少」については、小学 5 年生の父親の 20.1%、中学 2 年生の父親の 24.6%、16～17 歳の父親の 21.3%とどの年齢も 2 割以上が経験している。「テレワークの増加」については、どの年齢も 3 割近くが経験しているが、母親と同様に父親も小学 5 年生で最も高い。

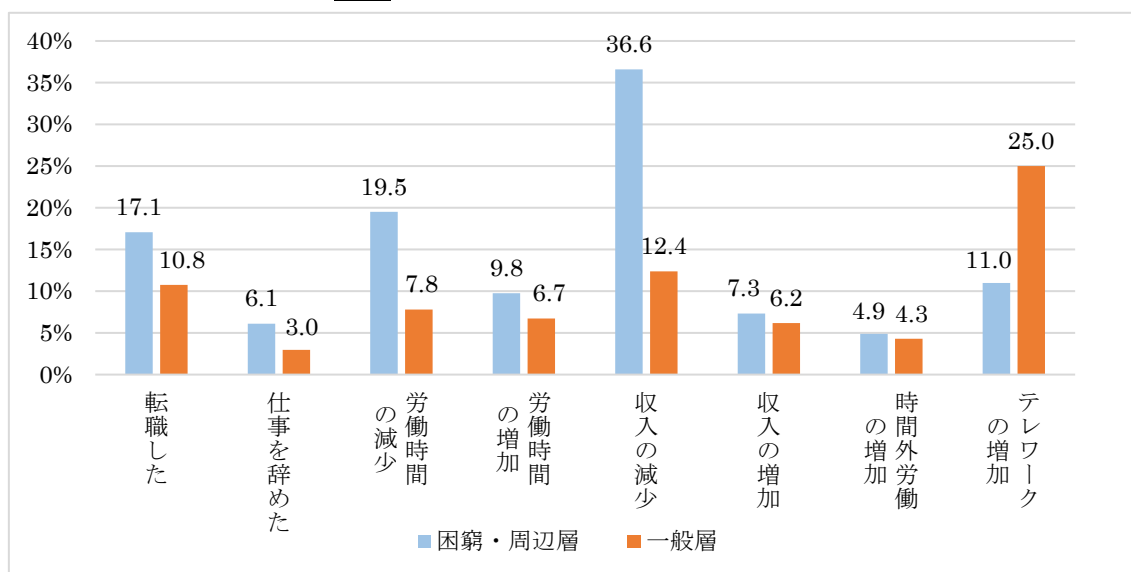
図表 2-2-2 コロナ禍による父親の就労・収入への影響(年齢3層): 全体



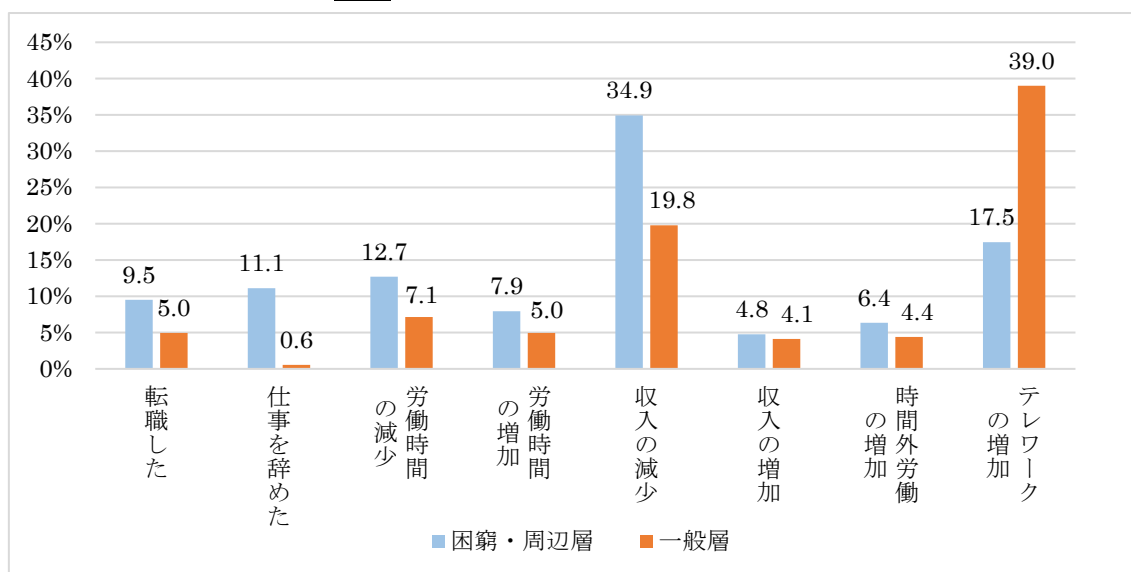
次に、これを生活困難度別に集計したのが、図表 2-2-3 と 2-2-4 である。標本数の関係から、困窮層と周辺層を一つにまとめて困窮・周辺層としている。また、ほぼ傾向が同じであるため、小学 5 年生のみの結果を見せている。これを見ると、母親も父親も収入の減少については、困窮・周辺層の方が一般層よりも高い割合で経験しており、困窮・周辺層の母親は 36.6%、父親では 34.9%が収入減少を経験している。また、母親・父親ともに「テレワーク」の増加を経験した割合は、一般層の方が困窮・周辺層よりも高く、2 倍以上の数値となっている。

その他に、生活困難度別に統計的に有意な差が見られたのは、母親では「労働時間の減少」、父親では「仕事を辞めた」であり、どちらも困窮・周辺層の方が高い割合となっている。

図表 2-2-3 コロナ禍による母親の就労・収入への影響(小学 5 年生): 生活困難度別



図表 2-2-4 コロナ禍による父親の就労・収入への影響(小学 5 年生): 生活困難度別



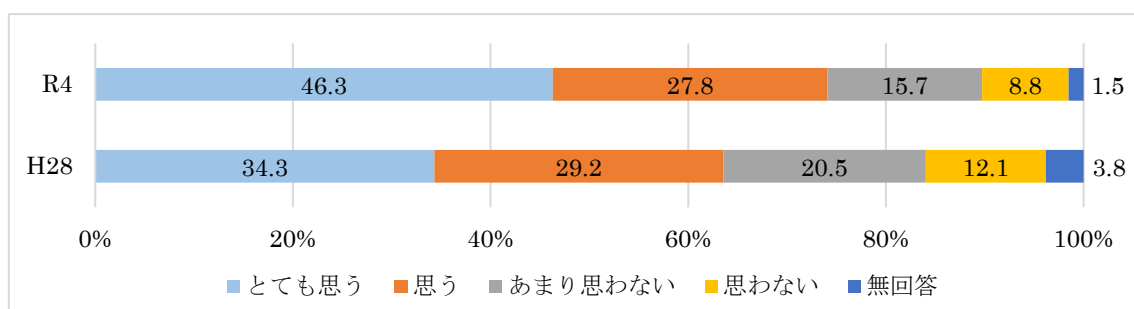
3. 母親の就労率の増加による新しいニーズ

ここまで母親、父親の就労状況について、前回調査との比較およびコロナ禍の影響という2点で見てきた。ここからわかってきたことは、コロナ禍による悪影響が少なからずみられるものの、前回調査に比べると、母親、父親ともに就労状況が改善され、就労率、正社員率ともに増加しているということである。特に、小学5年生の母親にてその傾向が顕著であった。小学5年生については、前回調査では約3割弱存在した専業主婦世帯が大幅に減少し、母親が就労している割合は8割を超え、さらに、正社員としてフルタイム雇用されている母親も3割以上となった。しかし、小学5年生は、まだ、学校の帰宅時間が早い年齢であり、母親の就労時間が長くなることによって、こどもが一人あるいはこどもだけでいる時間が長くなる等の変化が起こっている可能性がある。

そこで、ここでは、小学5年生に着目して、前回調査から今回調査への変化を見ることにする。

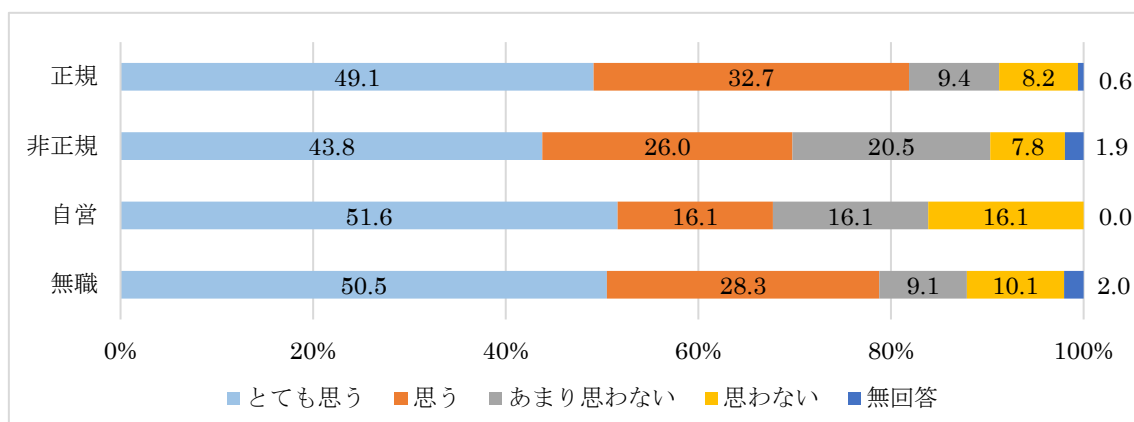
まず、着目したのが「寂しい」と感じるこどもの割合である。こどもの調査票では、「孤独を感じることはない」について「とてもそう思う」から「思わない」の5段階にてこども自身に回答を求めている。前回調査と今回調査の結果を比べると、今回調査の方が前回調査よりも「孤独を感じることはない」に「とても思う」と答えた割合が多く、「思わない」「あまり思わない」(＝「孤独を感じる」)と答えた割合が少なくなっている。

図表 2-3-1 「孤独を感じることはない」に対する回答(小学5年生):平成28年、令和4年
(***)



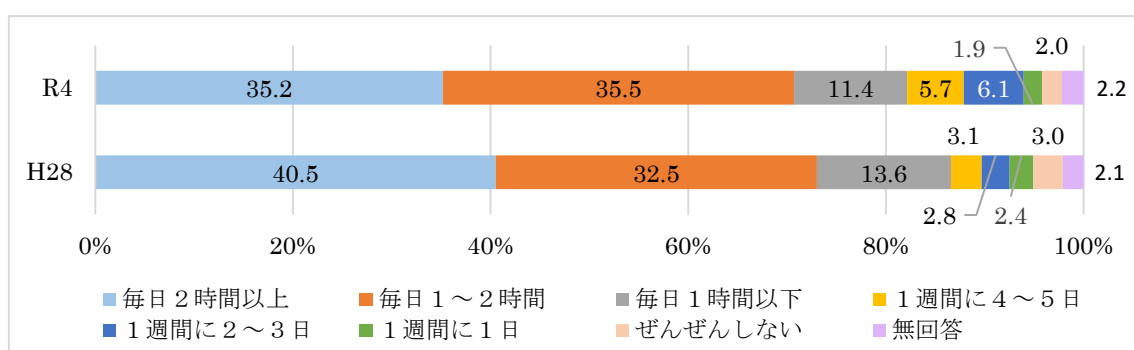
次に、令和4年において母親の就労状況別に「孤独を感じることはない」の回答傾向を見ると、「孤独を感じることはない」に「思わない」「あまり思わない」と答えた割合が多いのは、母親の就労形態が非正規または自営であるこどもの方が多いことがわかる。就労時間が長いであろう正規雇用の母親の場合においても、無職の母親の場合と遜色なく、また、非正規や自営の場合よりもむしろ孤独を感じるこどもが少ない。これらを勘案すると、小学5年生のこどもの孤独感は、母親の就労時間とは関連がないと考えられる。

図表 2-3-2 「孤独を感じることはない」に対する回答(小学 5 年生、令和 4 年): 母親の就労形態別(*)

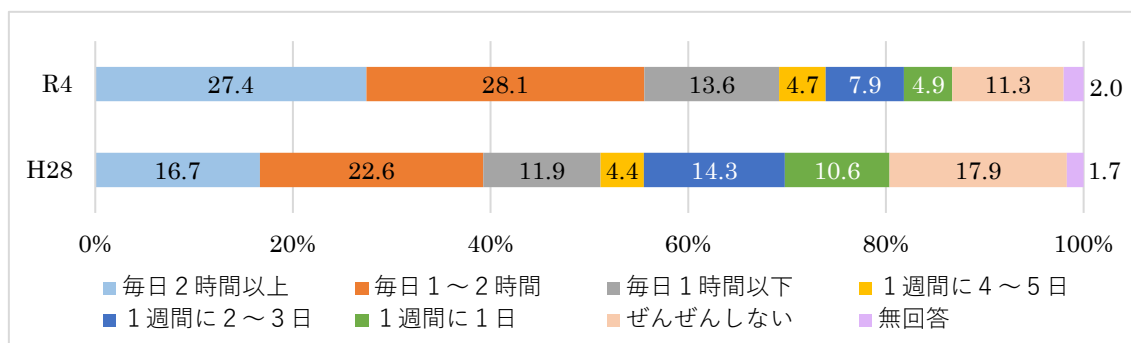


次に、こどもの時間の過ごし方の変化に着目した。すると、「テレビ・インターネットを見る」時間については前回調査よりも今回調査の方が少なくなっている。一方、「ゲーム（ゲーム機、ウェブなど）で遊ぶ」については、前回調査に比べ「毎日 2 時間以上」が 16.7%から 27.4%と増加している。しかしながら、ゲームで遊ぶ時間を母親の就労状況別に集計したところ、統計的には有意ではないものの、自営、無職の母親の場合が「毎日 2 時間以上」のこどもの割合が多い傾向があった。すなわち、平成 28 年から令和 4 年にかけてのゲームで遊ぶ時間の増加は、母親の就労時間が長くなったことが要因と言うよりも、この間、インターネット機器などがこども間にて普及したことなど他の現象が要因であると推測される。

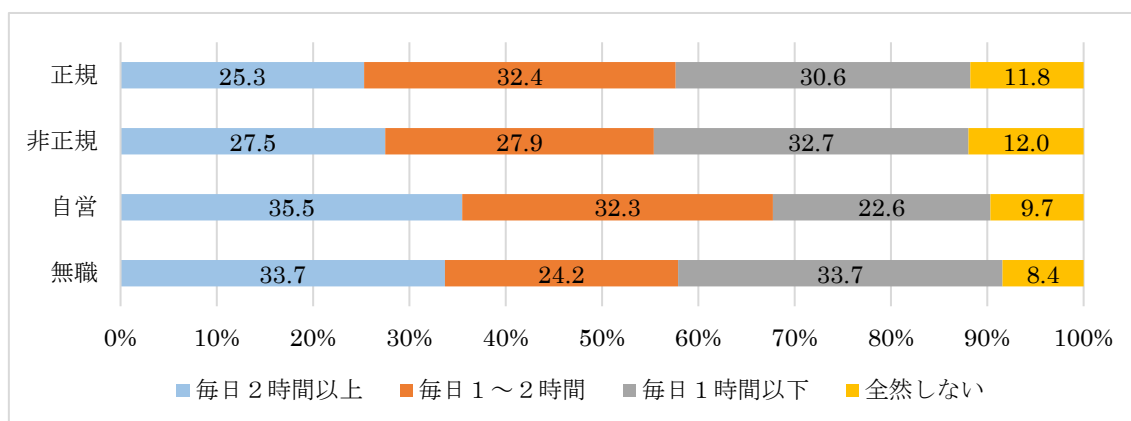
図表 2-3-3 「テレビ・インターネットを見る」時間(小学 5 年生):平成 28 年、令和 4 年(***)



図表 2-3-4 「ゲーム(ゲーム機、ウェブなど)で遊ぶ」時間(小学 5 年生):平成 28 年、令和 4 年
(***)



図表 2-3-5 「ゲーム(ゲーム機、ウェブなど)で遊ぶ」時間(小学 5 年生、令和 4 年):母親の就労
状況別(X)



4. 考察

本章の分析からは、以下のことが明らかになったと言えよう。

まず、平成 28 年の前回調査から今回調査にかけて、母親・父親の就労状況においては、特に母親の就労状況に大きな変化が見られた。コロナ禍による悪影響が少なからずみられるものの、前回調査に比べると、母親、父親ともに就労状況が改善され、就労率、正社員率ともに増加した。特に顕著であったのが、小学 5 年生の母親であり、前回調査では約 3 割弱存在した専業主婦世帯が大幅に減少し、母親の就労率は 8 割を超えた。

これら母親の就労率の増加と、こどもの生活の変化の関連を見たところ、母親の就労がこどもの生活に悪い影響を与えているという結果は得られなかった。孤独を感じることもあるこどもの割合や、「テレビ・インターネットを見る」時間はむしろ減少している。「ゲームをする」時間については、前回調査に比べ増加していることが検証されたが、母親の就労との関連は見られなかった。

コロナ禍の影響については、転職や失職などの直接的な影響を受けた世帯は比較的に少ないものの、労働時間の増減や、テレワークの増加など、何等かの変化があった世帯は母親では約半数、父親では約 6 割である。コロナ禍による収入への変化の影響については、次章にて検証する。

第3章 生活困難とコロナ前後比較

1. 生活困難度

(1) 墨田区の生活困難度：前回からの推移

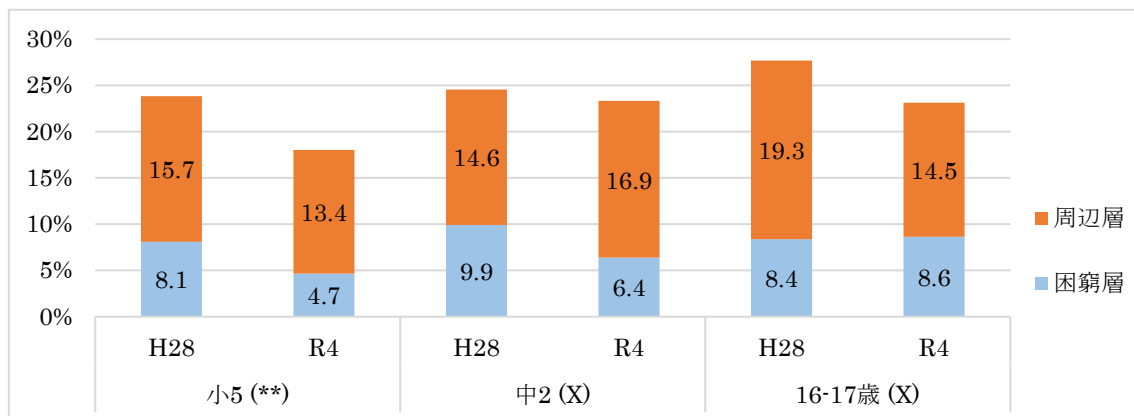
墨田区における生活困難度の割合を、図表 3-1-1 に集計した。判別不可を除く全数に対する割合でみると、小学 5 年生については困窮層 4.7%、周辺層 13.4%、一般層 82.0%、中学 2 年生については困窮層 6.4%、周辺層 16.9%、一般層 76.7%、16～17 歳については困窮層 8.6%、周辺層 14.5%、一般層 76.9%であった。

図表 3-1-1 困窮・周辺層の割合

	小学 5 年生		中学 2 年生		16～17 歳	
	全数に対する割合 (%)	判別不可を除く全数に対する割合 (%)	全数に対する割合 (%)	判別不可を除く全数に対する割合 (%)	全数に対する割合 (%)	判別不可を除く全数に対する割合 (%)
困窮・周辺層	14.0%	18.0%	18.9%	23.3%	17.2%	23.1%
困窮層	3.6%	4.7%	5.2%	6.4%	6.4%	8.6%
周辺層	10.4%	13.4%	13.7%	16.9%	10.8%	14.5%
一般層	63.8%	82.0%	62.0%	76.7%	57.1%	76.9%
判別不可	22.2%		19.1%		25.7%	

これらを平成 28 年に実施された東京都「子どもの生活実態調査」（以降、「前回調査」）と比較したものが図表 3-1-2 である。なお、前調査の報告書においては、男女の回答率の差を考慮したウェイト付き集計を行っていたが、男女の差は微少であるため、本報告書においてはウェイトなしの集計方法を採用している。そのため、前回調査の報告書とは若干異なる数値となる。

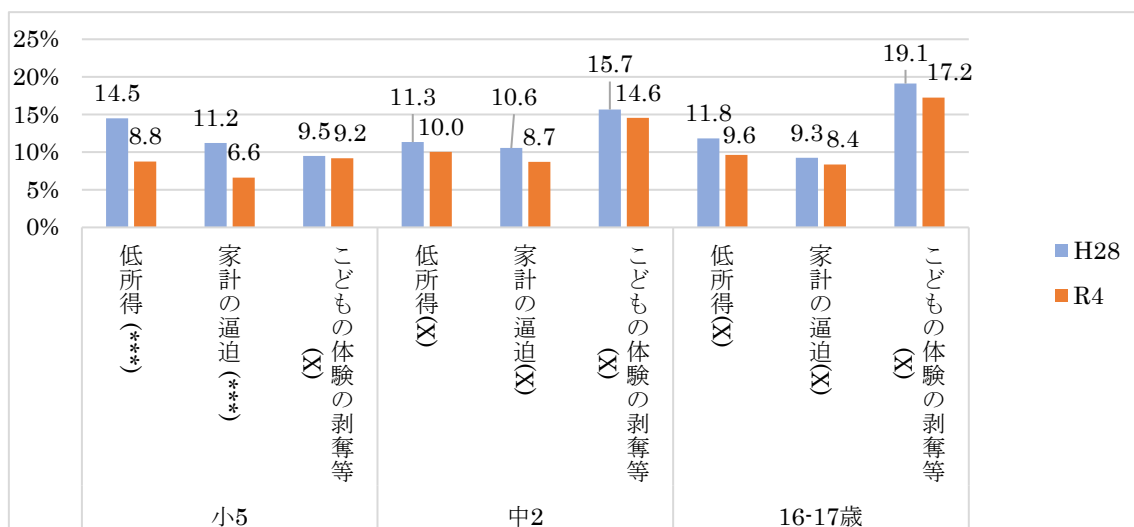
図表 3-1-2 生活困難度:平成 28 年、令和 4 年



これを見ると、平成 28 年と令和 4 年調査の間に統計的に有意な差があるのは、小学 5 年生のみであった。しかしながら、どの年齢においても平成 28 年に比べ、令和 4 年の方が困窮・周辺層は小さい割合となっている。特に、小学 5 年生においてはその差は大きい。

困窮・周辺層を構成する 3 つの要素（低所得、家計の逼迫、こどもの体験や所有物の欠如）がどのように変化をしたのかを見ると（図表 3-1-3）、小学 5 年生においては、低所得、家計の逼迫が有意に低くなっていた。こどもの体験や所有物の欠如については、どの年齢層においても大きな変化はなかった。ここからも、全体的に墨田区の子育て世帯のうち生活困難を抱えている世帯は少なくなっている傾向があり、小学 5 年生についてはそれが顕著であることがわかる。そこで、次節からは、どの層にて変化があったのかを中心に墨田区的生活困難を見ていく。

図表 3-1-3 3 つの要素：平成 28 年、令和 4 年



注：判別不可を除いた総数に対する割合。本報告書ではウェイトなし集計をしているため、平成 28 年値については、報告書とは異なる数値となっている。

（２）世帯タイプ別の生活困難度

最初の分析軸は世帯タイプである。まず、墨田区において世帯タイプ（ひとり親世帯、ふたり親世帯）の内訳がどのように変化したのかを見たのが図表 3-1-4 である。ここでは、ひとり親世帯、ふたり親世帯ともに三世帯世帯を含み、また、こどもと祖父母のみ世帯や施設入所中のこどもは集計から外している。すると、16～17 歳では有意にひとり親世帯が多くなっており、平成 28 年の 17.3%から令和 4 年の 24.3%に増加している。また、ひとり親世帯の割合は年齢が高いこどもほど多いことがわかる¹。

図表 3-1-4 世帯タイプの内訳：平成 28 年、令和 4 年

	小学 5 年生		中学 2 年生		16～17 歳 (***)	
	平成 28 年	令和 4 年	平成 28 年	令和 4 年	平成 28 年	令和 4 年
ふたり親	88.1%	88.9%	84.7%	85.4%	82.7%	75.7%
ひとり親	11.9%	11.2%	15.3%	14.6%	17.3%	24.3%

注：判別不可を除いた総数に対する割合。平成 28 年調査報告書ではウェイト付き集計を行っているため、ここでの数値とは一致しない。

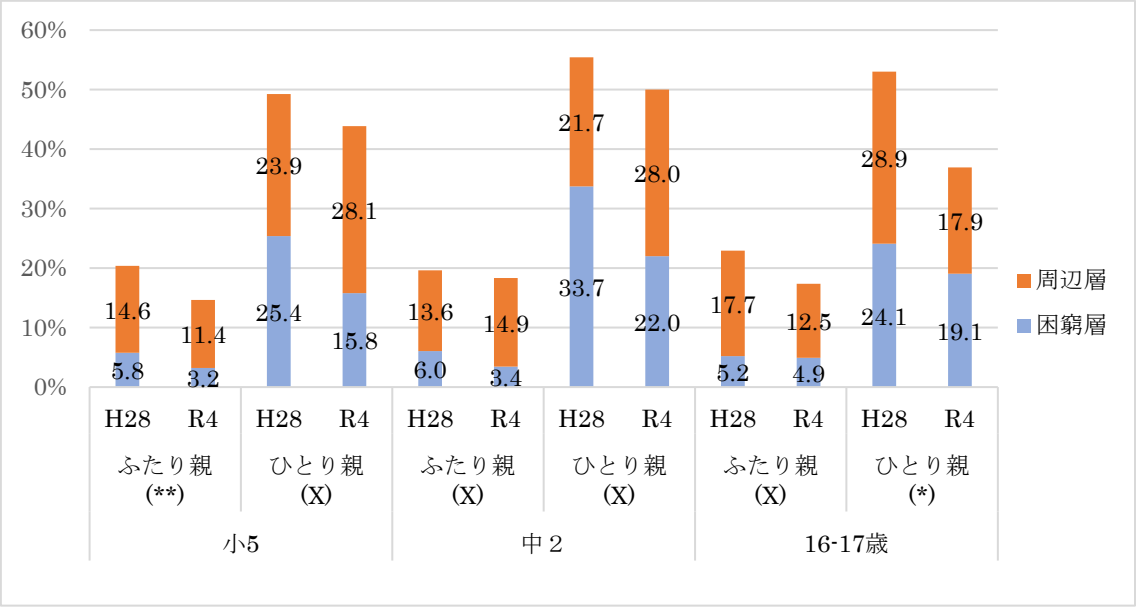
前節で小学 5 年生における困窮・周辺層の割合が減少したことを示したが、その減少の理由としてひとり親世帯の減少が考えられるが、小学 5 年生におけるひとり親世帯の割合は若干減少傾向があるものの、その差は 0.7 ポイントであり、統計的にも有意な差ではないため、これのみが困窮・周辺層の割合の減少の理由とは考えにくい。

次に、世帯タイプ別の生活困難度の推移を見た（図表 3-1-5）。すると、平成 28 年、令和 4 年ともに、どの年齢層においても、ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べ困窮・周辺層が多いことが改めて確認される。一方で、同じ学年、同じ世帯タイプの平成 28 年、令和 4 年を比べると、統計的に有意なのは小学 5 年生のふたり親世帯と 16～17 歳のひとり親のみであるが、すべての年齢、世帯タイプにて減少傾向が見られる。すなわち、平成 28 年から令和 4 年への生活困難度の減少はある世帯タイプに偏った現象ではなく、どの世帯タイプにも見られる現象であると推測できる。

また、ふたり親世帯とひとり親世帯の困窮・周辺層の割合の差については、依然として顕著であることがわかる。差の大きさについては、ふたり親、ひとり親、ともに前回調査より減少しているため、縮小したとは言えない。

¹ 中学 2 年生から 16～17 歳には約 10 ポイントの大きな開きがあるが、これは小学 5 年生・中学 2 年生と 16～17 歳では調査方法に違いがあることも起因していると考えられる。

図表 3-1-5 困窮・周辺層割合、世帯タイプ別：平成 28 年、令和 4 年

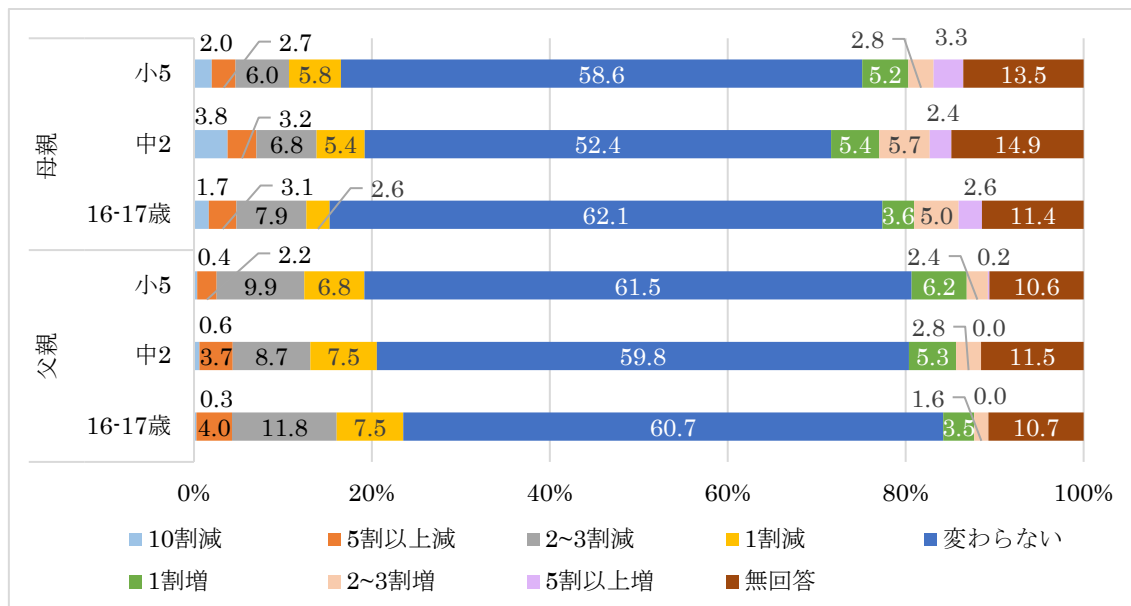


注：判別不可を除いた総数に対する割合。平成 28 年調査報告書ではウェイト付き集計を行っているため、ここでの数値とは一致しない。

2. コロナ禍前後の収入

本調査では、コロナ禍の前（令和2年3月以前）に比較して、現在（令和5年1月調査時点）の収入を聞いている。図表3-2-1はその回答を、母親、父親別に集計したものである。母親、父親が世帯内にいない場合は、集計から除いている。その結果、母親、父親ともに概ね6割は、収入が「変わらない」と回答している。収入に変化があった世帯の中では、母親の収入については小学5年生で16.5%、中学2年生では19.2%、16～17歳では15.3%が減少となっている。一方で、それぞれ、11.3%、13.5%、11.2%は、収入が増加したと答えている。父親の収入については、19.3%（小学5年生）、20.5%（中学2年生）、23.5%（16～17歳）が減少、8.8%（小学5年生）、8.1%（中学2年生）、5.1%（16～17歳）が増加となっている。

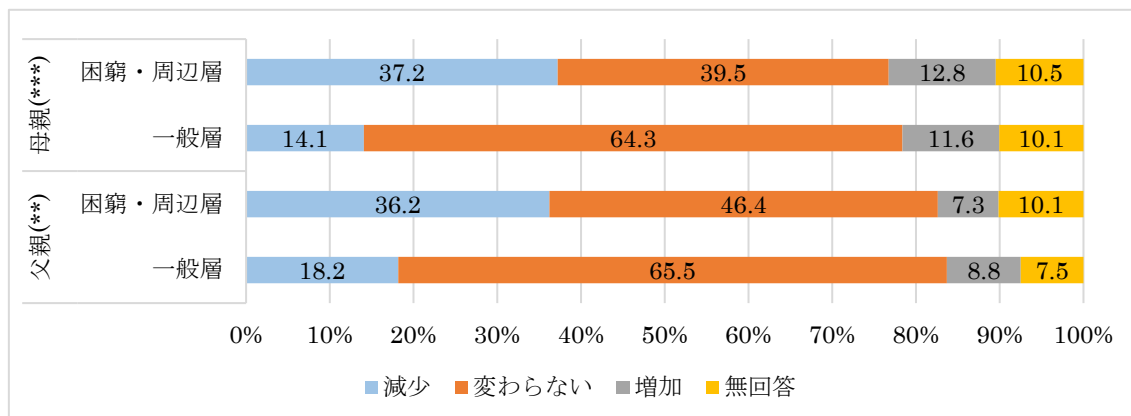
図表 3-2-1 コロナ禍による母親・父親の就労・収入への影響：全体



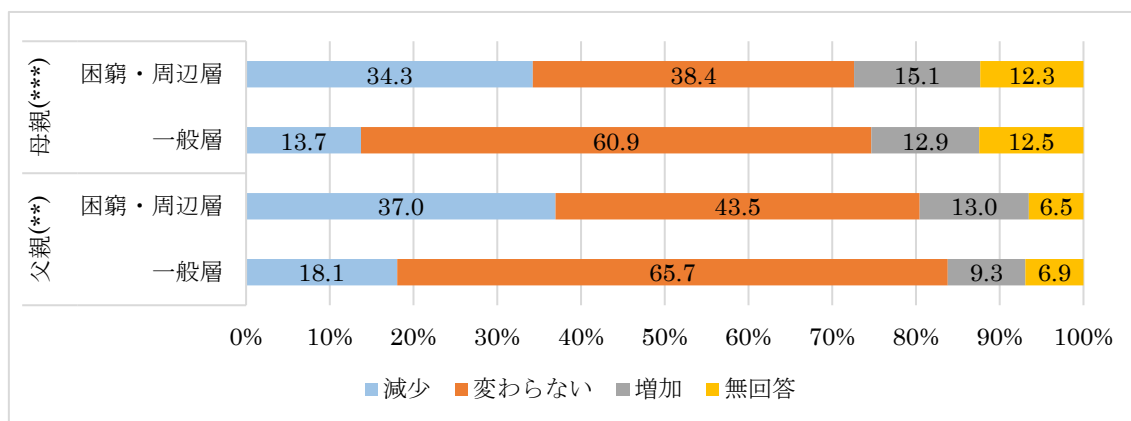
注：集計サンプルは、母親、父親が世帯内に同居（単身赴任含む）している場合に限っている。

また、生活困難度別に、コロナ禍前に比べた現在の収入の状況を見たところ（図表3-2-2）、母親、父親ともに困窮・周辺層の方が、一般層に比べて「減少」が多いことがわかる。小学5年生の場合、困窮・周辺層の母親は37.2%、父親は36.2%がコロナ前に比べて収入が減少している。同様の傾向は、中学2年生、16～17歳のこどもの親にも見られる（図表3-2-3、3-2-4）。

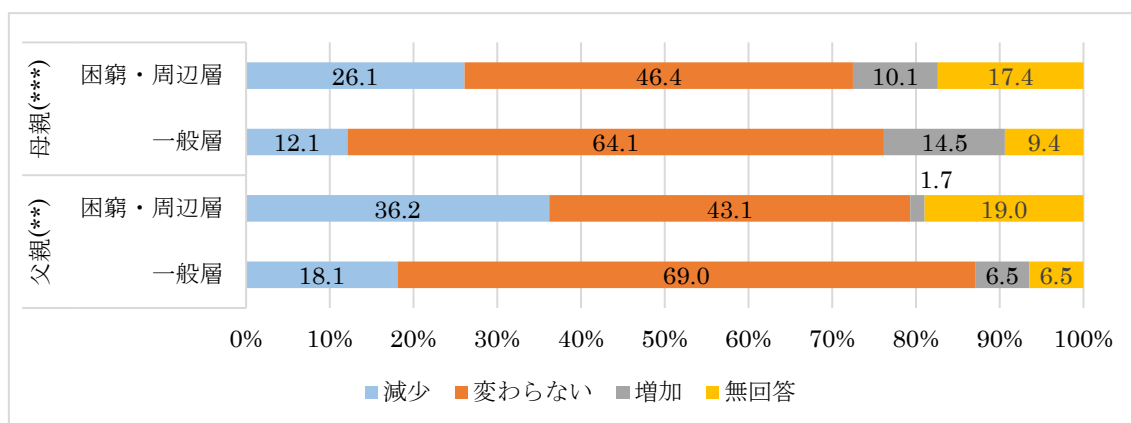
図表 3-2-2 コロナ禍前に比べ、現在の収入：生活困難度別（小学5年生）



図表 3-2-3 コロナ禍前に比べ、現在の収入：生活困難度別（中学2年生）



図表 3-2-4 コロナ禍前に比べ、現在の収入：生活困難度別（16～17歳）

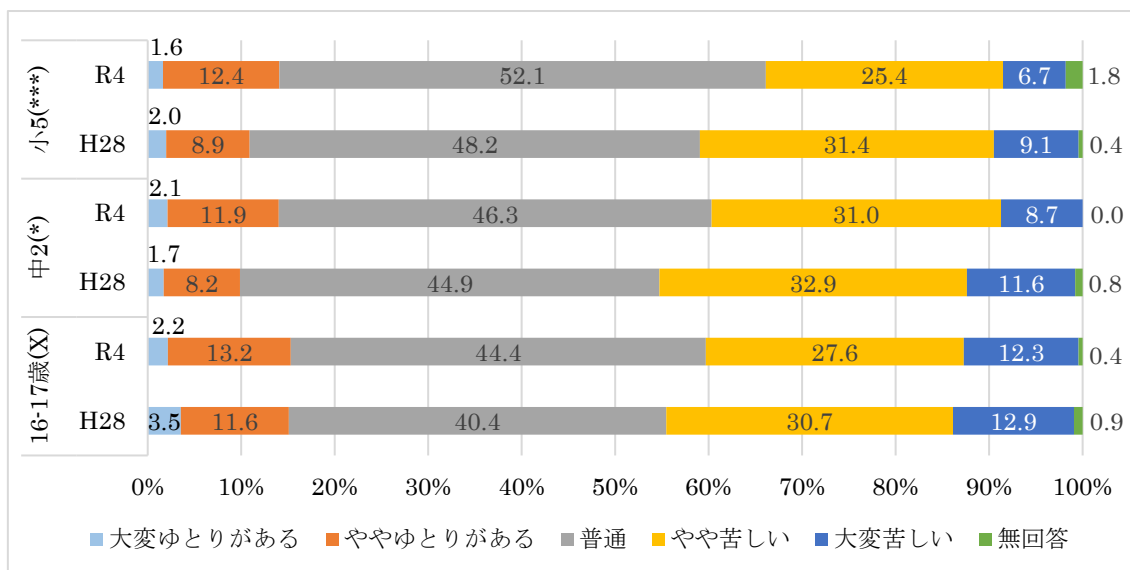


3. 家計の状況

(1) 前回調査からの推移

次に、いくつかの設問の回答から、前回調査と本調査におけるこどものある世帯の生活の変化を見よう。まず、現在の暮らし向きに関する保護者の回答である。この設問は、「大変苦しい」から「大変ゆとりがある」まで5段階で暮らし向きを聞いている。回答を見ると、前回調査に比べ、統計的に有意な差があったのは小学5年生と中学2年生であり、「大変苦しい」と答えた割合は、小学5年生では9.1%から6.7%へ、中学2年生では11.6%から8.7%に減少している。また、「大変ゆとりがある」「ゆとりがある」と答えた保護者は、小学5年生では10.9%から14.0%へ、中学2年生では9.9%から14.0%に増加している。16～17歳の保護者では、統計的な有意差は確認できず、「大変ゆとりがある」「ややゆとりがある」の合計ではほとんど差がないが、「大変ゆとりがある」は減少傾向にある（図表3-3-1）。

図表 3-3-1 暮らし向き:全体（平成28年、令和4年）

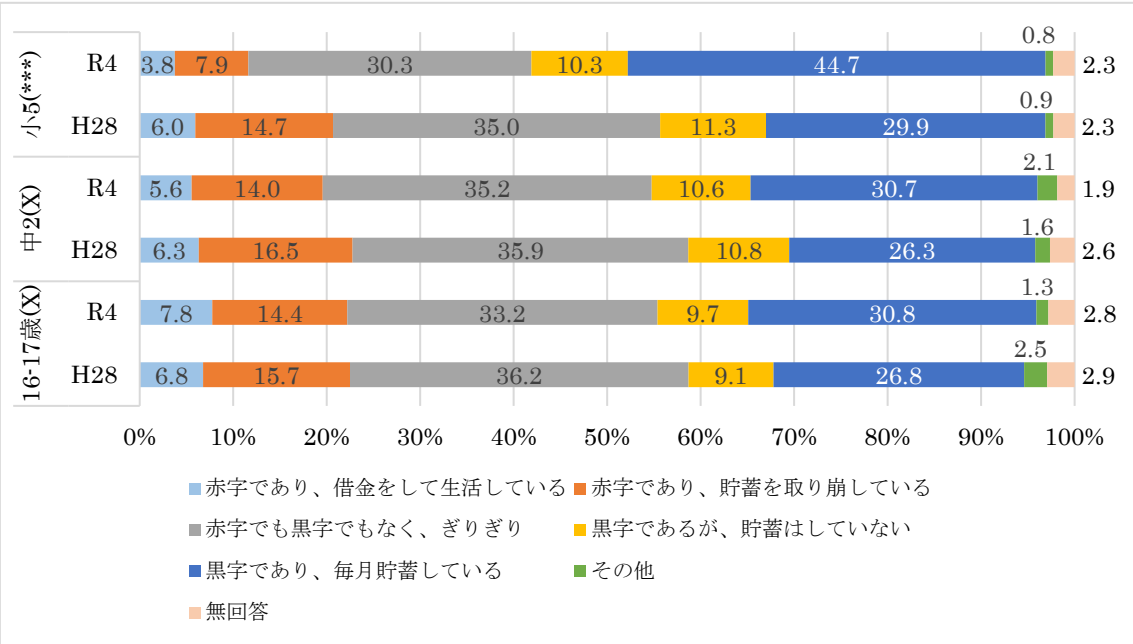


注：前回報告書では男女別のウェイト集計を行っているため、ここの数値とは一致しない。

家計の状況を問うもう1つの設問が、家計の赤字／黒字の状況を見る設問である。この設問を見ても、上と同じような傾向が確認できる。統計的に有意なのは、小学5年生のみであるが、どの学年でも「赤字」が減少し、「黒字」が増えている。特に、小学5年生においては、「黒字であり、毎月貯蓄している」が29.9%から44.7%と約15ポイントも増加し、「赤字で借金」「赤字で貯蓄取り崩し」は20.7%から11.7%に減少した。

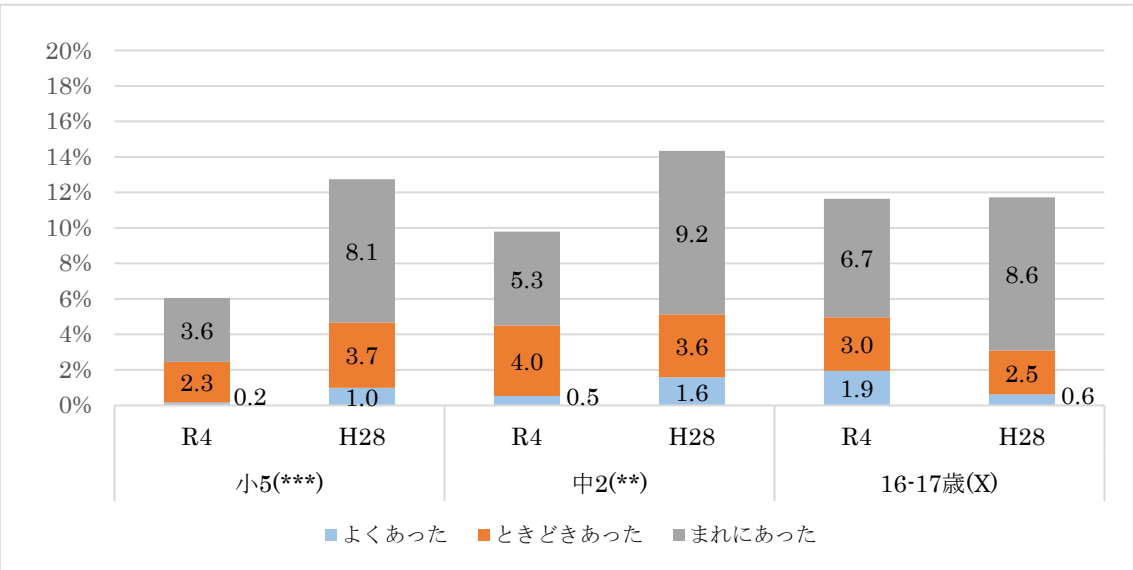
また、同様に、「食料が金銭的な理由で買えなかった」「衣料が金銭的な理由で買えなかった」経験が「よくあった」「ときどきあった」「まれにあった」と答えた割合も、前回調査に比べ減少している。16～17歳のみ統計的に有意でないことも同じである。

図表 3-3-2 家計の赤字:全体（平成 28 年、令和4年）



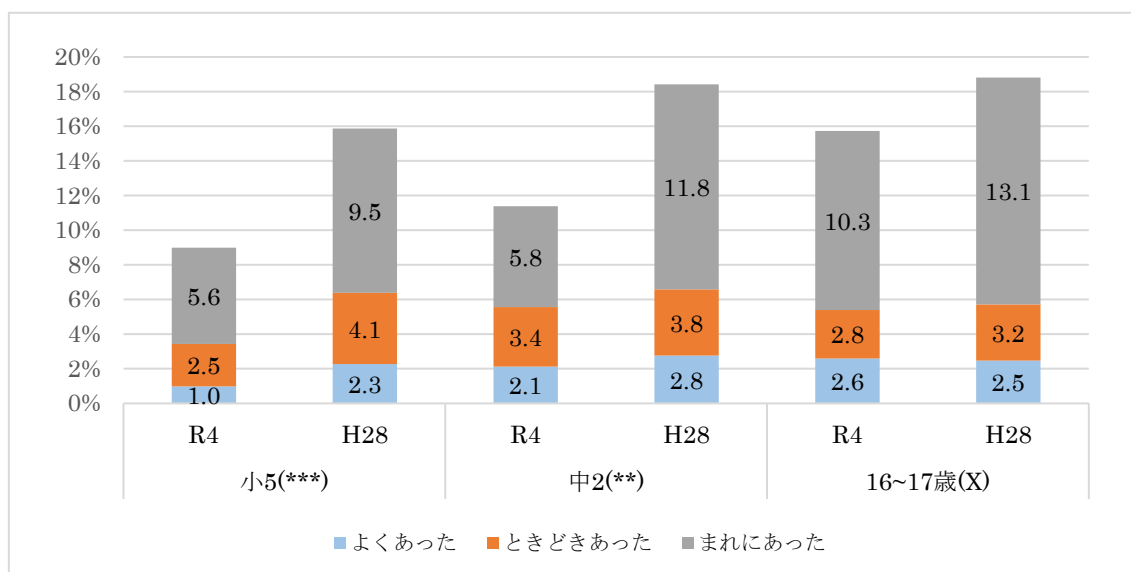
注：平成 28 年調査報告書ではウェイト付き集計を行っているため、ここでの数値とは一致しない。

図表 3-3-3 食料が買えなかった経験：全体(平成 28 年、令和 4 年)



注：平成 28 年調査報告書ではウェイト付き集計を行っているため、ここでの数値とは一致しない。

図表 3-3-4 衣服が買えなかった経験：全体(平成 28 年、令和 4 年)

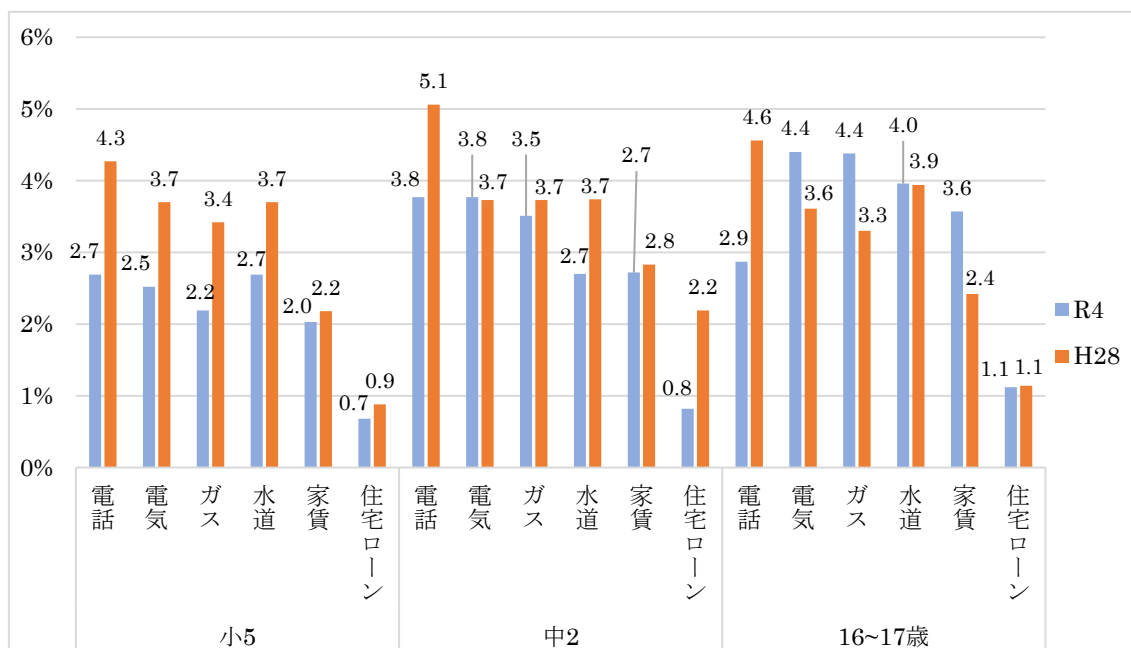


注：平成 28 年調査報告書ではウェイト付き集計を行っているため、ここでの数値とは一致しない。

最後に、電気、電話、ガスなどの料金や家賃、住宅ローンの支払いの滞納経験を見てみよう（図表 3-3-5）。これらは、コロナ禍の中で特に支払いが困難であると指摘された費目であり、政府から民間電気会社等に滞納期間の延期などの措置を取るよう求めている。しかしながら、これらの支払い困難が、コロナ以前から存在していることは前回調査の結果からも明らかであり、本調査ではそれが悪化しているのかが懸念されていた。

結果として、墨田区の小学 5 年生、中学 2 年生の世帯については、前回調査に比べ、ほぼすべての料金や支払いにおいて過去 1 年間の滞納経験者が少なくなっている傾向がある。これらは、標本数も少ないため、統計的に有意な差ではないが、ほぼ全ての項目において同様の方向性であるため少なくとも滞納経験が多くなっていることはないであろう。唯一異なる傾向を見せるのが、16~17 歳であり、統計的に有意ではないものの、電気、ガス、水道、家賃にて今回調査の方が高い数値を見せている。

図表 3-3-5 過去1年間の支払いの滞納：全体(平成 28 年、令和 4 年)



注：平成 28 年調査報告書ではウェイト付き集計を行っているため、ここでの数値とは一致しない。

(2) コロナ禍前後の収入減の有無別

ここまで見てきたように、生活困難度、暮らし向き、家計の赤字、支払い困難経験のどれを見ても、概ね同じ傾向が確認できる。すなわち、小学 5 年生、中学 2 年生においては、世帯の経済状況が改善し、金銭的な困難を抱える世帯が減っている。この傾向は、小学 5 年生にて特に強く、中学 2 年生がそれに続く。一方で、16~17 歳の世帯においては、この傾向が小中学生に比べ顕著でなく、支払い滞納については増加している可能性も示唆された。

ここからは、コロナ禍による収入減少と過去 1 年間の支払いの滞納経験の関連を見る。一般的に、電話、電気、ガス、水道などの料金、家賃、住宅ローンの金額は硬直的であり、収入の急激な変化と同じペースで変更することができない。そのため、コロナ禍といった急激な経済状況の変化の影響を最も受けるのはこういった支払いと考えられるからである。

図表 3-3-6 に、コロナ禍前に比較して収入が減少したと答えた世帯と、変化がなかった、あるいは収入が増加したとした世帯に分けて、過去 1 年間の料金や税金の支払の滞納経験の有無を集計した。すると、収入が「変化なし・増加」とした世帯においては、電話・電気・ガス・水道・家賃・住宅ローン、その他債務の滞納経験はほとんどなかったのに対し、収入の減少があった世帯においては、小学 5 年生では 4~6%、中学 2 年生においては、5~9%、16~17 歳においては 3~7%の世帯で過去 1 年間に滞納があったとしている。税金・社会保険料については、どの年齢層も収入の減少があった世帯における滞納の割合が 1 割近く、またはそれ以上となっている。

図表 3-3-6 コロナ禍による収入減の有無別、料金の支払い滞納経験：ふたり親、ひとり親世帯

	小学 5 年生			中学 2 年生			16～17 歳		
収入 滞納経験 (%)	減少	変化なし・ 増加		減少	変化なし・ 増加		減少	変化なし・ 増加	
電話	5.7	1.1	***	8.9	1.3	***	4.4	3.8	
電気	5.1	1.1	***	8.0	1.8	***	7.3	3.4	**
ガス	4.6	1.1	***	8.1	1.8	***	7.2	3.1	**
水道	5.1	1.1	***	6.3	0.9	***	6.5	3.6	*
家賃	4.6	0.5	***	5.5	0.9	***	6.0	2.2	**
住宅ローン	0.0	0.8		1.8	0.5		3.0	0.9	**
税金・社会保 険料	9.1	1.9	***	12.6	2.2	***	12.4	3.1	***
その他の債務	5.8	2.2	**	8.9	1.8	***	4.5	4.6	

これらの状況を鑑みると、令和 5 年 1 月とコロナ禍が始まってからほぼ 3 年となる調査時点においても、コロナ禍の爪痕は一部の世帯に色濃く残っていると考えられる。もちろん、図表 3-3-6 の集計は、コロナ禍前後の収入の推移を尋ねたものであり、その収入減少が「コロナ禍に起因する」と断定できるものではない。しかしながら、料金滞納、税金滞納といった具体的な生活困難が収入減を経験した世帯に集中して起こっていることは、特記すべき事項であろう。

4. 考察

本章の分析からは、以下のことが明らかになった。

まず、墨田区のこどもの困窮・周辺層の割合は、小学 5 年生にて 18.0%、中学 2 年生にて 23.3%、16～17 歳にて 23.1%となっている。困窮・周辺層の割合は、こどもの年齢が高くなるほど高くなる傾向があり、これは他の自治体からの知見とも一致する。しかしながら、多くの子育て世帯への支援はこどもが義務教育修了年齢までとなっている。すなわち、こどもの貧困対策としては、高校生年齢への対応が喫緊の課題と言える。

また、前回（平成 28 年）調査に比べ、困窮・周辺層の割合が減少する傾向があり、特に、小学 5 年生にてはこの傾向が顕著であった。この減少は、ふたり親世帯、ひとり親世帯の両方に見られ、どの世帯においても減少している。この間、小学 5 年生において、ひとり親世帯が若干増加しているが、これが、困窮・周辺層の減少に繋がっているわけではない。困窮・周辺層の減少は、2 章で見た母親の就労率の上昇が最も大きな要因と考えられる。

困窮・周辺層の割合の変化に見られる生活実態の改善は、他の調査項目からも確認できる。主観的な「暮らし向き」、世帯における「食料が買えなかった経験」「衣服が買えなかった経験」においても、前回調査に比べて改善が見られている。中でも、小学 5 年生においてその改善度が大きく、中学 2 年生がそれに続く。しかしながら、16～17 歳においては、改善が顕著でない。このことは、16～17 歳において、ひとり親世帯が大きく増加していることに関連していると考えられる。

2 章にて、コロナ禍による母親・父親の就労状況や収入に対する影響について分析したが、本章では、コロナ禍の前（令和 2 年 3 月以前）に比した調査時点（令和 5 年 1 月）の収入の変化について集計している。平常時においても、人々は常に増収や減収の増減を経験するものであり、約 3 年間のスパンを考えれば、相当数が減収または増収を経験しているはずである。墨田区の小学 5 年生、中学 2 年生、16～17 歳のこどもを持つ世帯においても同様に、増収があった世帯と減収があった世帯がある。約 6 割の世帯は収入が「変わらない」、約 2 割が「減少」、1 割以下が「増加」としている。だが、困窮・周辺層では約 3～4 割が減収としている。生活が厳しい世帯において、過去 3 年間の減収が多かったことがわかる。一方で、一般層も困窮・周辺層も、大多数の世帯においては、過去 3 年間の収入が「変化なし」か「増加」であることも忘れてはならない。すなわち、支援にはメリハリが重要なのである。

懸念されるのは、過去 3 年間に収入が減少したと答えた世帯にて、料金の未払いなどの経験が、収入減がなかった世帯に比べて極めて高いことである。このことは、「収入が低い」という経常的な困窮状況に加え、「収入が減った」という「変化」に着目した視点が必要なことを示唆している。経常的に収入が低い場合は、何等かの支援を受けていたり、低い収入に合わせた生活様式・支出行動となっている可能性があるが、急に収入が減

少しの場合は、生活様式の変化が追いつかず、生活困難が切迫化したり、精神的ストレスが悪化する可能性がある。一方で、行政からの支援や費用減免措置等は対象か否かの判断が前年の所得に基づいていたり、生活保護など貯蓄などが枯渇してからしか申請できないものがあるため、急に収入が減少した世帯が利用できない場合も多いと考えられる。コロナ禍という社会の急変を促した時代背景の中においては、既存の制度の前提を見直す必要も検討するべきであろう。

別添 1 生活困難度の定義

本報告書では、東京都立大学こども・若者貧困研究センター「東京都子供の生活実態調査」に倣い、生活困難を抱えているこどもの状況を3段階の生活困難度指標（以下、「生活困難度」）を用いて定義する。

「生活困難度」は、こどもの生活における生活困難を三つの要素から捉えている：

（ア）低所得、（イ）家計の逼迫、（ウ）こどもの体験や所有物の欠如。本調査では、三つの要素のうち、二つ以上該当する世帯を「困窮層」、一つのみ該当する世帯を「周辺層」、どれにも該当しない世帯を「一般層」と分類する。また、「困窮・周辺層」は、「困窮層」と「周辺層」を合わせた層とする。

各要素の定義は以下の通りである：

（ア）低所得

「低所得」は、保護者票から得られる世帯所得（勤労収入、事業収入等＋社会保障給付）を、世帯人数の平方根で割り算した値（＝等価世帯所得）が、厚生労働省「2021（令和3）年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯と定義する。本調査の調査時期は令和5年1月であり、前年の所得を聞いているので令和4年が基準年となるが、報告書の執筆時点において令和5年の所得の状況を聞いた「2024（令和6）年国民生活基礎調査」が公表されておらず、最新のものが令和3年（令和2年の状況）であるためこの値を用いる。なお、ここでいう「低所得」は所得の定義の違いなどがあるため、厚生労働省「国民生活基礎調査」にて公表されているこどもの貧困率（13.5%、平成28年最新値）と比較はできない。

（イ）家計の逼迫

公共料金、住宅費、食費、衣類費などの逼迫の状況を表す。具体的には、保護者票にて「過去1年間に経済的な理由で電話、電気、ガス、水道、家賃などの料金の滞納があったか、また、過去1年間に「家族が必要とする食料が買えなかった経験」、「家族が必要とする衣類が買えなかった経験」があったかの7つの項目のうち、1つ以上が該当する場合を「家計の逼迫」と定義する。

（ウ）こどもの体験や所有物の欠如

こども自身の体験や所有物の欠如といった生活困難を表す。具体的には、保護者票において過去1年間に、「海水浴に行く」「博物館・科学館・美術館などに行く」「スポーツ観戦や劇場に行く」「キャンプやバーベキューに行く」「遊園地やテーマパークに行く」ことが経済的にできない、または、「毎月おこづかいを渡す」「毎年新しい洋服・靴を買う」「習い事（音楽、スポーツ、習字等）に通わせる」「学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう）」「お誕生日のお祝いをする」「1年に1回くらい家族旅行に行く」「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」が「経済的にできない」、または「こどもの年齢に合った本」「こども用のスポーツ用品・おもちゃ」「こどもが自宅で宿題をする

ことができる場所」が「経済的理由のために世帯にない」（全 15 項目）である。これらの項目のうち 3 つ以上が該当している場合に、「こどもの体験や所有物の欠如」の状況にあると定義する。なお、令和 2 年から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響にて、過去 1 年間においては感染防止のためにこれらの活動・体験を行えなかったこどもがいるが、ここでは「経済的な理由で」これらを欠如している場合のみを含めることにより、新型コロナウイルス感染症による影響を除いている。

図表 生活困難度の3つの軸

(ア)低所得	(ウ)こどもの体験や所有物の欠如
等価世帯所得が厚生労働省「2021(令和 3)年国民生活基礎調査」から算出される基準未満の世帯 <低所得基準> 世帯所得の中央値 440 万円÷ $\sqrt{\text{平均世帯人数(2.37 人)} \times 50\%}$ =142.9 万円	こどもの体験や所有物などに関する 15 項目のうち、<u>経済的な理由で、剥奪されている項目が 3 つ以上該当</u> 1 海水浴に行く 2 博物館・科学館・美術館などに行く 3 キャンプやバーベキューに行く 4 スポーツ観戦や劇場に行く 5 遊園地やテーマパークに行く 6 毎月小遣いを渡す 7 毎年新しい洋服・靴を買う 8 習い事(音楽、スポーツ、習字等)に通わせる 9 学習塾に通わせる(又は家庭教師に来てもらう) 10 お誕生日のお祝いをする 11 1年に1回くらい家族旅行に行く 12 クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる 13 こどもの年齢に合った本 14 こども用のスポーツ用品・おもちゃ 15 こどもが自宅で宿題(勉強)をすることができる場所
(イ)家計の逼迫	
経済的な理由で、公共料金や家賃を支払えなかった経験、食料・衣服を買えなかった経験などの 7 項目のうち、1 つ以上が該当 1 電話料金が支払えなかった 2 電気料金が支払えなかった 3 ガス料金が支払えなかった 4 水道料金が支払えなかった 5 家賃が支払えなかった 6 家族が必要とする食料が買えなかった 7 家族が必要とする衣類が買えなかった	

第4章 こどもの学び

1. はじめに

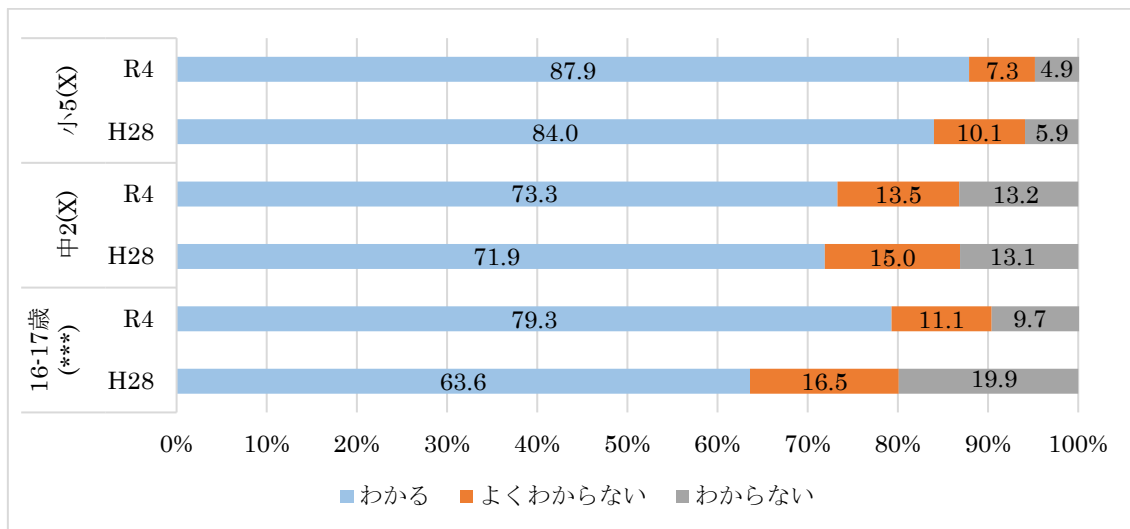
本章では、こどもの学校での学びや学校外での学びに関する項目について、前回調査（平成28年度）から今回調査（令和4年度）にかけて全体的な傾向がどの程度変化したのか、また、生活困難度別の差（困窮・周辺層（困難層＋周辺層）と一般層の間にある差）がどの程度変化したのかを見ていく。墨田区の生活困難度の状況や前回からの推移の全体的な傾向については、3章を参照されたい。

2. 授業の理解度：学校の授業が「わかる」割合

本調査においては客観的な学業成績に関する質問項目はないが、こどもの主観的な理解度を尋ねた項目として、問19「あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。」を用いた。「いつもわかる」「だいたいわかる」を「わかる」とし、「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を「わからない」とした。

まず、学年別に平成28年度から令和4年度にかけて、学校の授業が「わかる」と回答した割合を示した図が図表4-2-1である。小学5年生で「わかる」と回答した割合は平成28年度で84.0%、令和4年度で87.9%、中学2年生で「わかる」と回答した割合は平成28年度で71.9%、令和4年度で73.3%となっており、年度ごとに大きな差は見られなかった。16～17歳では、「わかる」と回答した割合が平成28年度の63.6%から令和4年度には79.3%となっており、15.7ポイント増加している。

図表 4-2-1 授業の理解度：学年別、平成28年と令和4年の比較

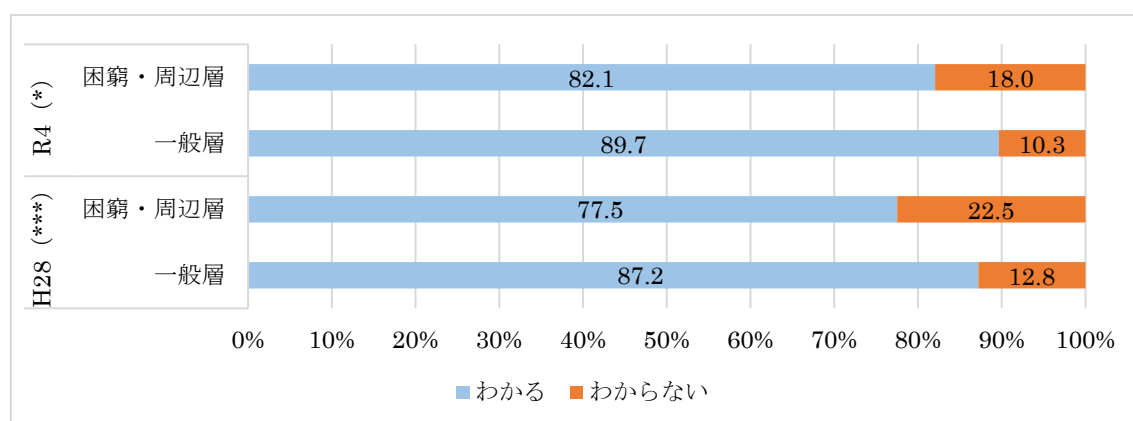


次に、「わかる」と回答した割合を生活困難度別に比較していく。

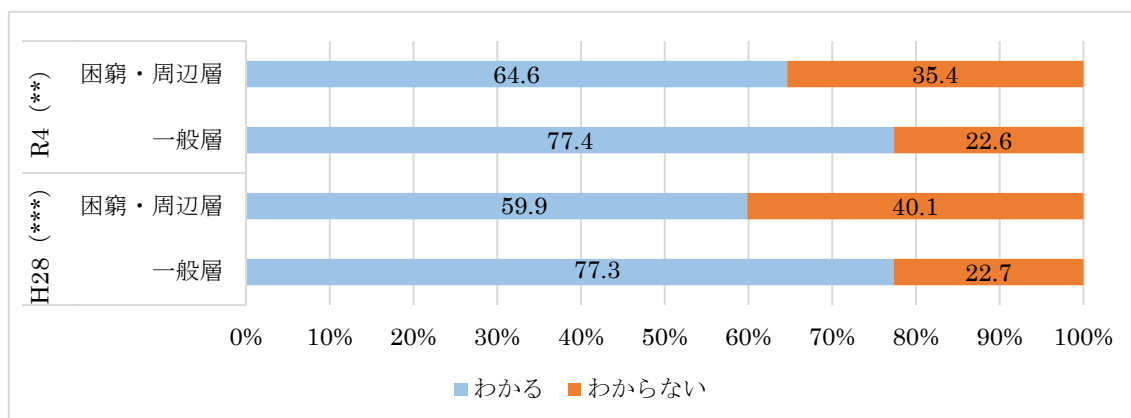
小学 5 年生（図表 4-2-2）では、学校の授業が「わかる」と回答した割合が平成 28 年度で一般層 87.2%、困窮・周辺層 77.5%となっており、一般層が 9.7 ポイント上回っていた。令和 4 年度では一般層が 89.7%、困窮・周辺層が 82.1%となっており、7.6 ポイント一般層が上回っている。中学 2 年生（図表 4-2-3）で、学校の授業が「わかる」と回答した割合は、平成 28 年度で一般層が 77.3%、困窮・周辺層が 59.9%となっており、一般層が 17.4 ポイント上回っていた。令和 4 年度では、一般層が 77.4%、困窮・周辺層が 64.6%となっており、一般層が 12.8 ポイント上回っている。16～17 歳（図表 4-2-4）で学校の授業が「わかる」と回答した割合は、平成 28 年度で一般層が 65.9%、困窮・周辺層が 55.6%となっており、一般層が 10.3 ポイント上回っていた。令和 4 年度では一般層が 82.3%、困窮・周辺層が 64.9%で、17.4 ポイント一般層が上回っており、生活困難度別の差が拡大している傾向が見られている。

生活困難度別に授業の理解度を比較すると、学年を問わずどちらの年度も一般層で「わかる」の割合が上回っている傾向が見られている。16～17 歳のみ、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて生活困難度別の差が拡大している傾向が見られていた。

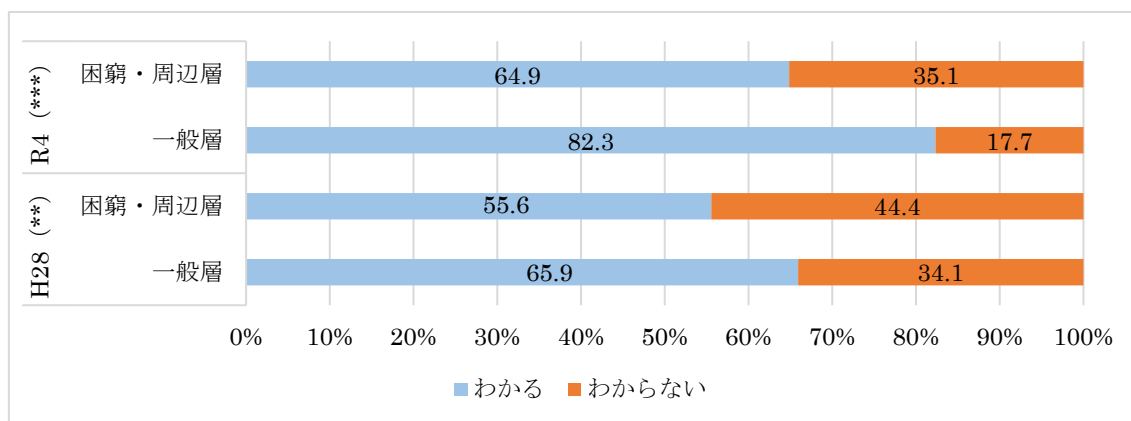
図表 4-2-2 授業の理解度：(小学 5 年生)、生活困難度別、平成 28 年と令和 4 年の比較



図表 4-2-3 授業の理解度：(中学 2 年生)、生活困難度別、平成 28 年と令和 4 年の比較



図表 4-2-4 授業の理解度(16～17 歳)：生活困難度別、平成 28 年と令和 4 年の比較

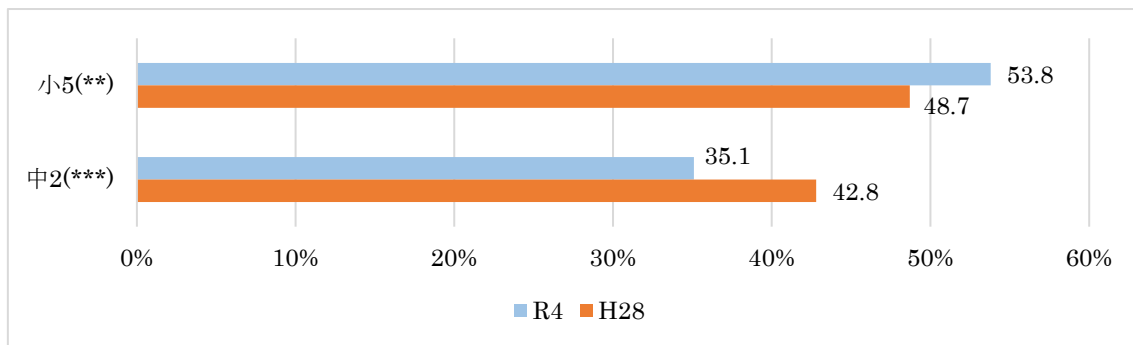


3. 学習意欲：学校の授業が「楽しい」割合

学習意欲については、問 18「あなたの学校生活についておたずねします。(学校の授業)」の項目を用いた。学校の授業が「とても楽しい」「楽しい」と感じる割合を合わせて、「楽しい」という項目を新たに作成して用いることとした。16～17 歳にはこの質問項目はない。

まず、学年別に学校の授業が「楽しい」と回答した割合について見ていきたい（図表 4-3-1）。小学 5 年生では、授業が「楽しい」と感じる割合が平成 28 年度の 48.7%から令和 4 年度では 53.8%となっており、5.1 ポイントの増加が見られている。一方で、中学 2 年生では、授業が「楽しい」と感じる割合が平成 28 年度では 42.8%、令和 4 年度では 35.1%となっており、平成 28 年度から 7.7 ポイント減少した。全体的にみて、小学 5 年生では授業の楽しさを感じる割合が令和 4 年度にかけて増加傾向にあるが、中学 2 年生では授業の楽しさを感じる割合は令和 4 年度にかけて減少傾向にある。

図表 4-3-1 授業が「楽しい」割合(小・中学生):学年別、平成 28 年と令和 4 年の比較



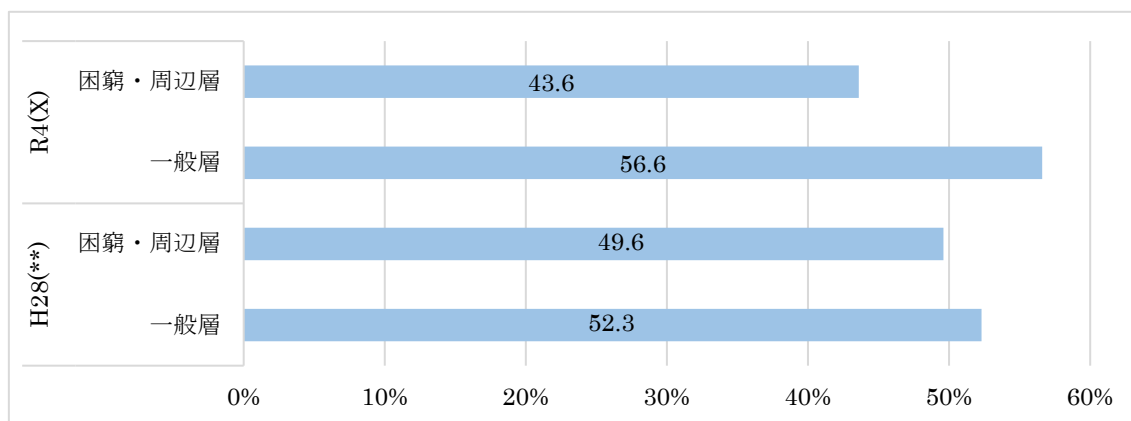
次に、「楽しい」と回答した割合を生活困難度別で比較していく。

小学 5 年生（図表 4-3-2）で授業が「楽しい」と回答した割合は、平成 28 年度において一般層で 52.3%、困窮・周辺層で 49.6%となっており、一般層が 2.7 ポイント上回っていた。令和 4 年度では、一般層で 56.6%、困窮・周辺層で 43.6%となっており、一般層が 13.0 ポイント上回って生活困難度別の差が拡大している傾向が見られている。

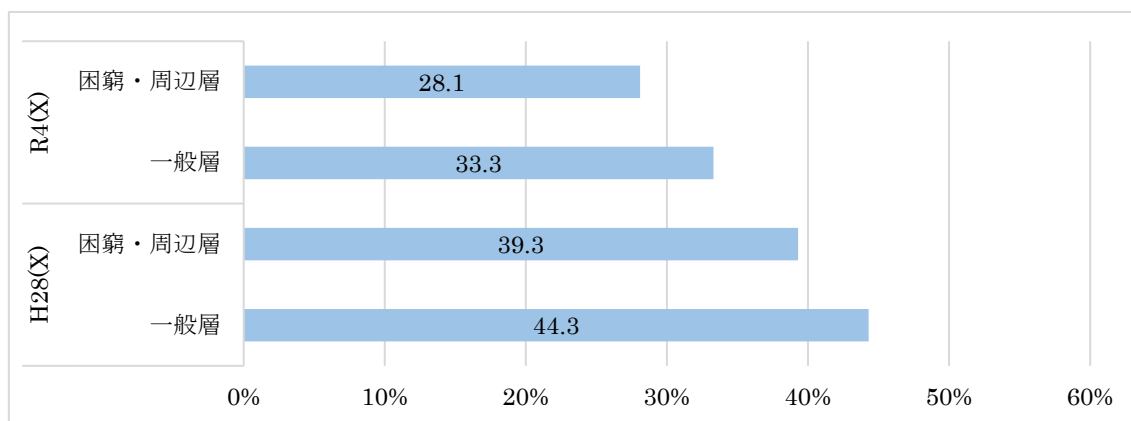
中学 2 年生（図表 4-3-3）で授業が「楽しい」と回答した割合は、平成 28 年度において一般層で 44.3%、困窮・周辺層で 39.3%となっており、一般層で 5.0 ポイント上回っていた。令和 4 年度では、一般層で 33.3%、困窮・周辺層で 28.1%となっており、一般層が 5.2 ポイント上回っている。生活困難度別の差は大きく変わらない。

授業が「楽しい」と回答した割合については学年にかかわらず、どちらの年度も一般層のほうが上回っている傾向が見られている。小学 5 年生のみ、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて困窮・周辺層と一般層の間にある格差が拡大している傾向が見られていた。

図表 4-3-2 授業が「楽しい」割合(小学 5 年生):生活困難度別、平成 28 年と令和 4 年の比較



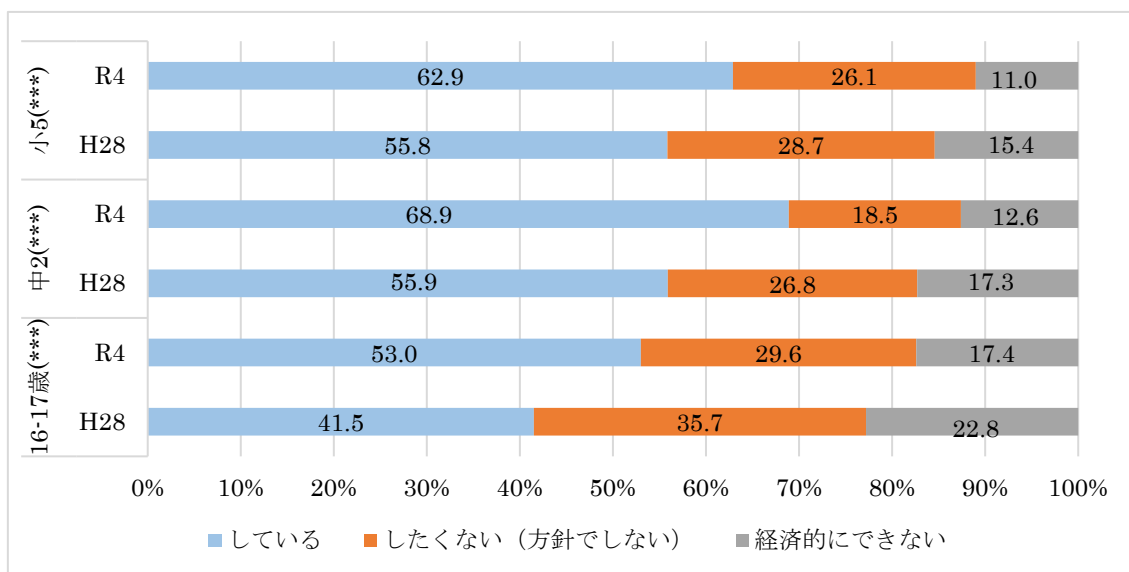
図表 4-3-3 授業が「楽しい」割合(中学 2 学生):生活困難度別、平成 28 年と令和 4 年の比較



4. 通塾の状況

通塾の状況については、保護者票の問 20「あなたのご家庭では、お子さんに次のことをしていますか。：学習塾に通わせる（または家庭教師に来てもらう、オンライン含む）」の項目を用いる。図表 4-4-1 を見ると、平成 28 年度から令和 4 年度にかけての通塾率（「している」の割合）は学年を問わず全体的に増加している傾向が見られている。

図表 4-4-1 塾に通わせている保護者の割合：学年別、平成 28 年と令和 4 年の比較



次に、生活困難度別の通塾率の差を比較していく。

小学 5 年生の通塾率（図表 4-4-2）は、平成 28 年度において一般層で 61.8%、困窮・周辺層で 37.4%となっており、一般層が 24.4 ポイント上回っていた。令和 4 年度においては一般層で 66.5%、困窮・周辺層で 50.0%となっており、一般層が 16.5 ポイント上回っている。小学 5 年生では平成 28 年度から令和 4 年度にかけて、生活困難度別の差は縮小している傾向が見られている。

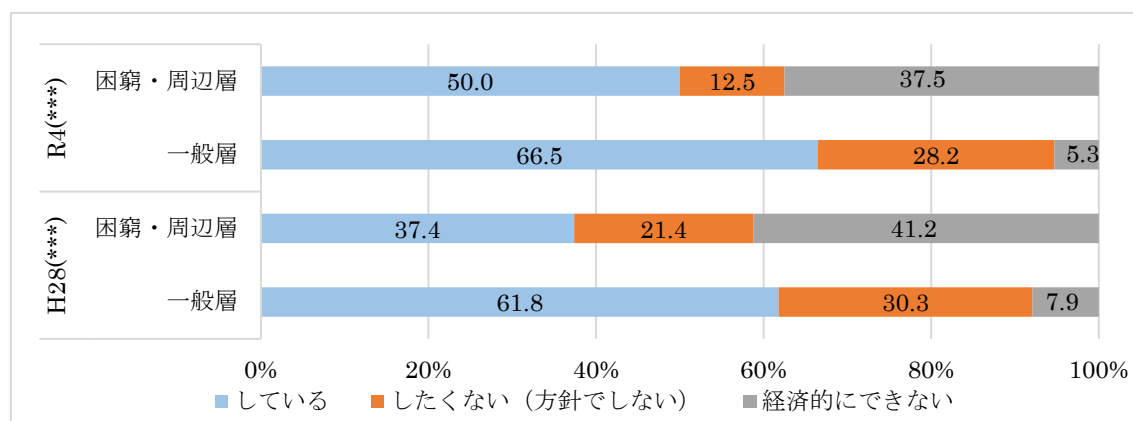
中学 2 年生の通塾率（図表 4-4-3）は、平成 28 年度において一般層で 63.3%、困窮・周辺層で 33.8%となっており、一般層が 29.5 ポイント上回っていた。令和 4 年度においては一般層で 75.6%、困窮・周辺層で 52.1%となっており、一般層が 23.5 ポイント上回っている。中学 2 年生では平成 28 年度から令和 4 年度にかけて、生活困難度別の差に大きな変化はない。

16～17 歳の通塾率（図表 4-4-4）は、平成 28 年度において一般層で 47.5%、困窮・周辺層で 25.5%となっており、一般層が 22.0 ポイント上回っていた。令和 4 年度においては一般層で 59.8%、困窮・周辺層で 34.9%となっており、一般層のほうに 24.9 ポイント上回っている。16～17 歳では平成 28 年度から令和 4 年度にかけて、生活困難度別の差に

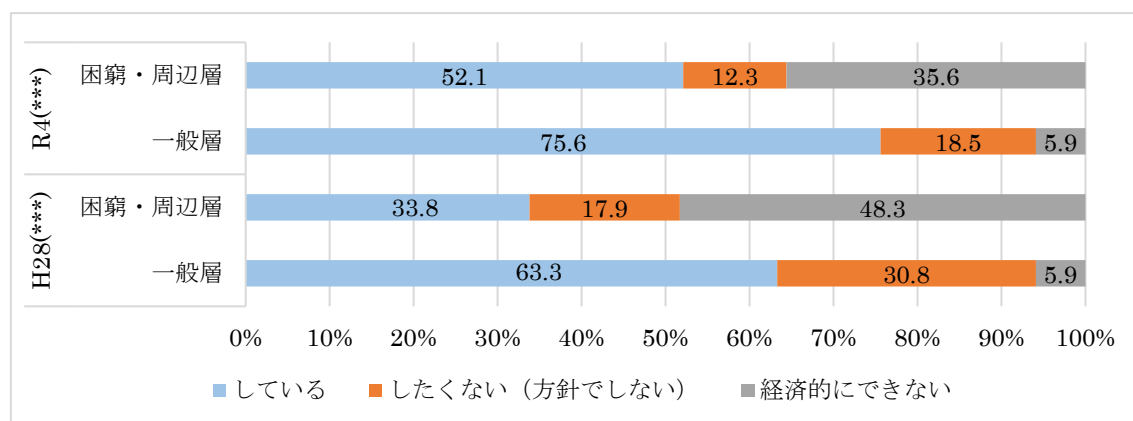
大きな変化はない。

全体を通して、通塾率は上昇しているも、学年・年度を問わず一般層で通塾率が上回っており、困窮・周辺層と一般層の差が縮小しているとは言い難い。小学5年生のみ、平成28年度から令和4年度にかけて生活困難度別の差が縮小している傾向が見られている。

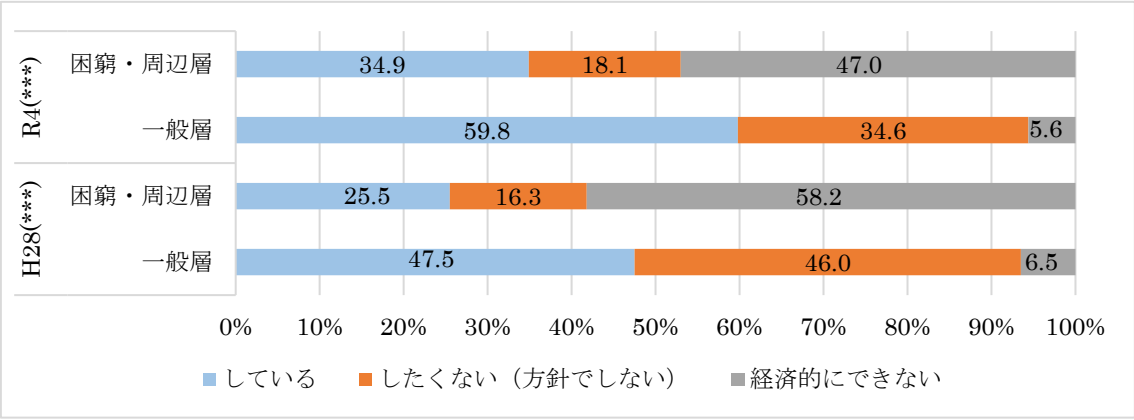
図表 4-4-2 塾に通わせている保護者の割合(小学5年生):生活困難度別、平成28年と令和4年の比較



図表 4-4-3 塾に通わせている保護者の割合(中学2年生):生活困難度別、平成28年と令和4年の比較



図表 4-4-4 塾に通わせている保護者の割合(16～17 歳):生活困難度別、平成 28 年と令和 4 年の比較



5. 学習資源

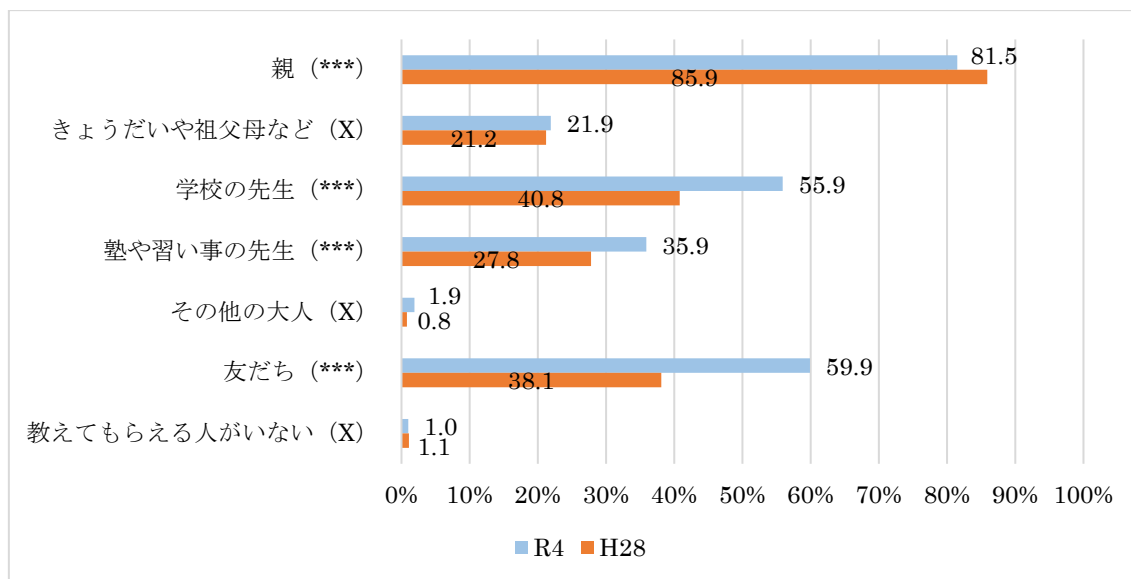
人的な学習資源については、問 20「勉強がわからないときは、誰に教えてもらいますか。」の項目を用いる。この項目は、16～17 歳にはない。まず、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて変化があった項目について見ていきたい。

小学 5 年生全体（図表 4-5-1）を見ると、「親」と回答した割合は平成 28 年度の 85.9% から令和 4 年度には 81.5% となっており、4.4 ポイント減少している。「学校の先生」と回答した割合については平成 28 年度の 40.8% から令和 4 年度には 55.9% となっており、15.1 ポイント増加している。「塾や習い事の先生」と回答した割合については、平成 28 年度の 27.8% から令和 4 年度には 35.9% となっており、8.1 ポイント増加している。「友だち」と回答した割合については、平成 28 年度の 38.1% から令和 4 年度には 59.9% となっており、21.8 ポイント増加している。ほかの項目については、大きな変化は見られなかった。

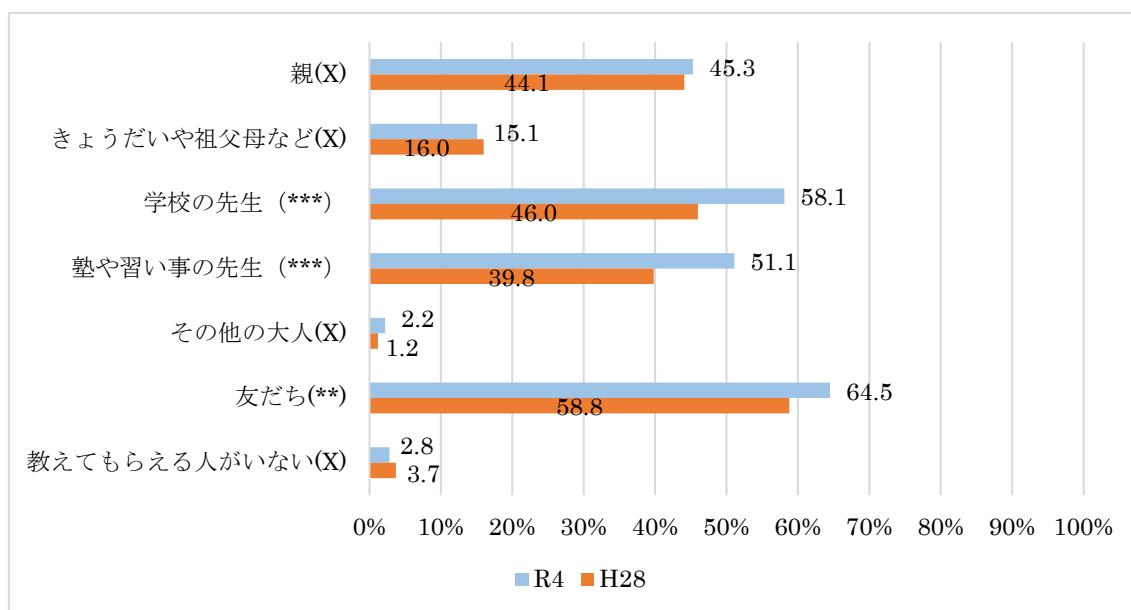
中学 2 年生全体（図表 4-5-2）を見ると、「学校の先生」と回答した割合は平成 28 年度の 46.0% から令和 4 年度には 58.1% となっており、12.1 ポイント増加している。「塾や習い事の先生」と回答した割合は、平成 28 年度の 39.8% から、令和 4 年度には 51.1% となっており、11.3 ポイント増加している。「友だち」と回答した割合は、平成 28 年度の 58.8% から令和 4 年度には 64.5% となっており、5.7 ポイント増加している。ほかの項目については、大きな変化は見られなかった。

全体として、小学 5 年生のみ「親」の割合は減少傾向にあり、小学 5 年生・中学 2 年生に共通して「学校の先生」「塾や習い事の先生」「友だち」の割合は増加傾向にあった。

図表 4-5-1 勉強がわからないときに教えてもらう人(小学 5 年生)：全体、平成 28 年と令和 4 年の比較



図表 4-5-2 勉強がわからないときに教えてもらう人(中学 2 年生): 全体、平成 28 年と令和 4 年の比較



次に、生活困難度別で差がある項目について見ていきたい。小学 5 年生（図表 4-5-3、図表 4-5-4）では、「親」と回答した割合は、平成 28 年度で一般層が 85.3%、困窮・周辺層が 89.2%となっており、生活困難度別の大きな差は見られなかった。しかし、令和 4 年度では、一般層が 82.0%、困窮・周辺層が 71.8%となっており一般層が 10.2 ポイント上回っている。「きょうだいや祖父母など」と回答した割合は、平成 28 年度で一般層が 20.2%、困窮・周辺層が 27.7%となっており、困窮・周辺層が 7.5 ポイント上回っていた。令和 4 年度では、一般層が 20.9%、困窮・周辺層が 34.4%となっており、困窮・周辺層が 13.5 ポイント上回っている。「塾や習い事の先生」と回答した割合は、平成 28 年度で一般層が 28.5%、困窮・周辺層が 21.7%となっており、一般層が 6.8 ポイント上回っていた。令和 4 年度では、一般層が 35.8%、困窮・周辺層が 39.3%となっており、依然として困窮・周辺層が 3.5 ポイント上回っている。

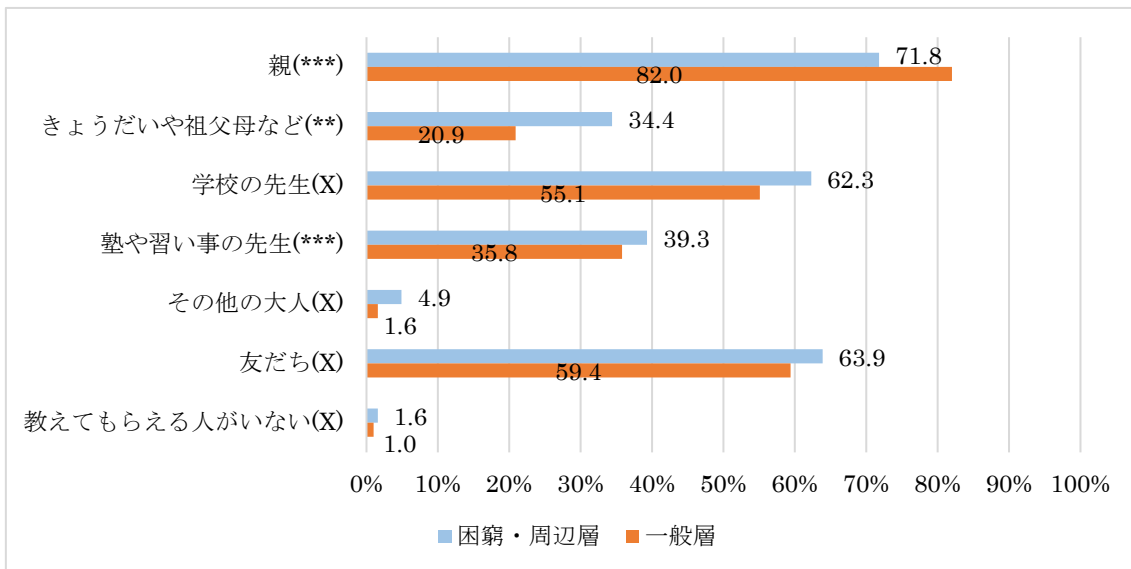
中学 2 年生（図表 4-5-5、図表 4-5-6）では、「塾・習い事の先生」と回答した割合は、平成 28 年度で一般層が 45.7%、困窮・周辺層が 27.3%となっており、一般層が 18.4 ポイント上回っていた。令和 4 年度では一般層が 57.7%、困窮・周辺層が 36.4%となっており、一般層が 21.3 ポイント上回っている。「その他の大人」と回答した割合は、平成 28 年度で困窮・周辺層が 2.0%、一般層が 0.4%となっており、困窮・周辺層が 1.6 ポイント上回っていた。令和 4 年度では、困窮・周辺層が 6.1%、一般層が 1.4%となっており、困窮・周辺層が 4.7 ポイント上回っている。「教えてもらえる人がいない」と回答した割合は、平成 28 年度で一般層が 4.2%、困窮・周辺層が 4.0%となっており、生活困難度別で大きな違いはなかった。令和 4 年度で困窮・周辺層が 7.6%、一般層が 0.9%となってお

り、困窮・周辺層が 6.7 ポイント上回っている。

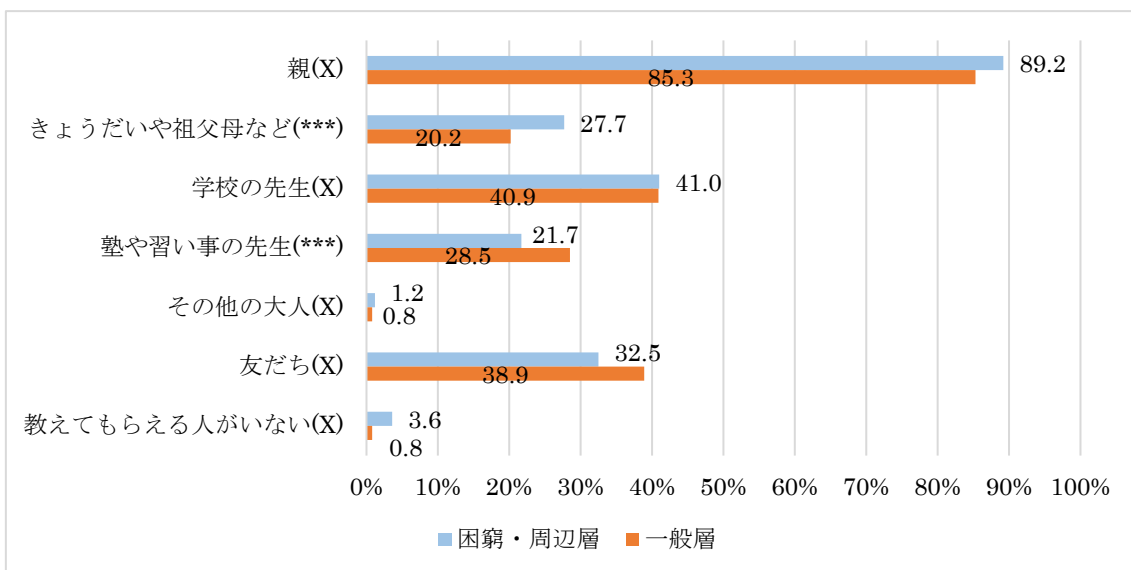
以上より、小学 5 年生の困窮・周辺層で「親」と回答した者の割合は、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて大幅に減少している傾向が見られた。

中学 2 年生においては、両年度において「塾や習い事の先生」と回答した割合は一般層のほうが高い傾向にあった。困窮・周辺層では両年度において「その他の大人」と回答した者の割合が高い傾向が見られていた。また、困窮・周辺層において「教えてもらえる人がいない」の割合が令和 4 年度にかけて増加傾向にあった。

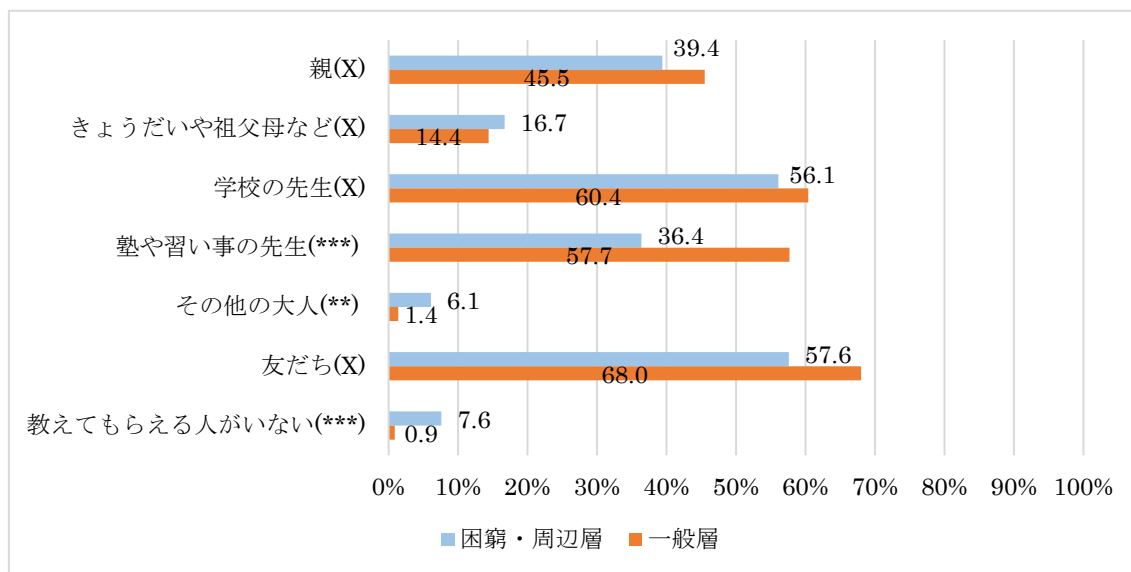
図表 4-5-3 勉強がわからないときに教えてもらう人(小学 5 年生)：生活困難度別、令和 4 年



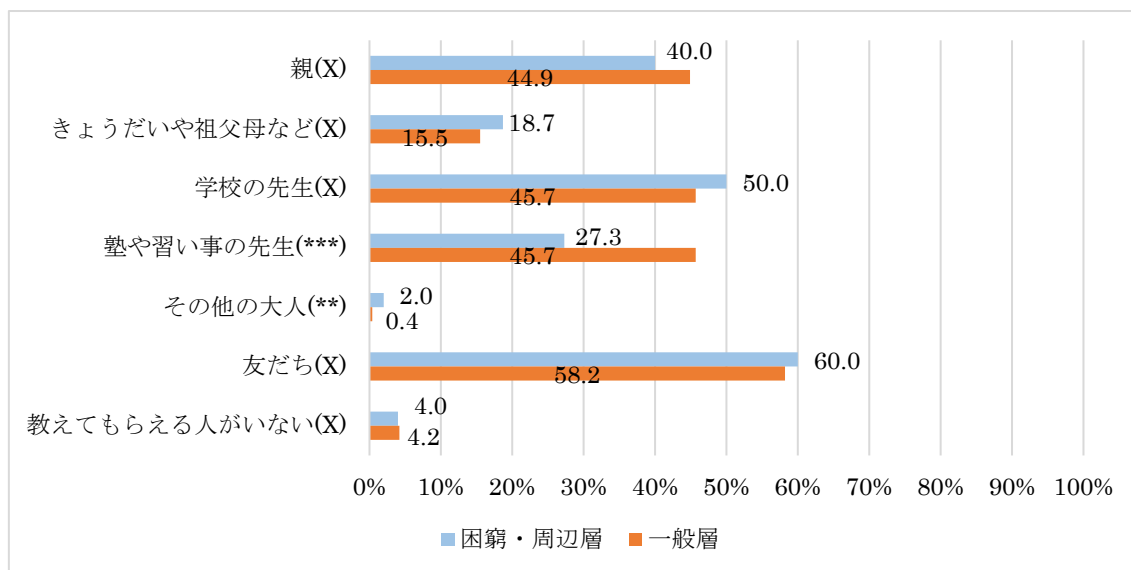
図表 4-5-4 勉強がわからないときに教えてもらう人(小学 5 年生)：生活困難度別、平成 28 年



図表 4-5-5 勉強がわからないときに教えてもらう人(中学 2 年生): 生活困難度別、令和 4 年



図表 4-5-6 勉強がわからないときに教えてもらう人(中学 2 年生): 生活困難度別、平成 28 年



6. 学校における補習教室（放課後学習）への参加状況

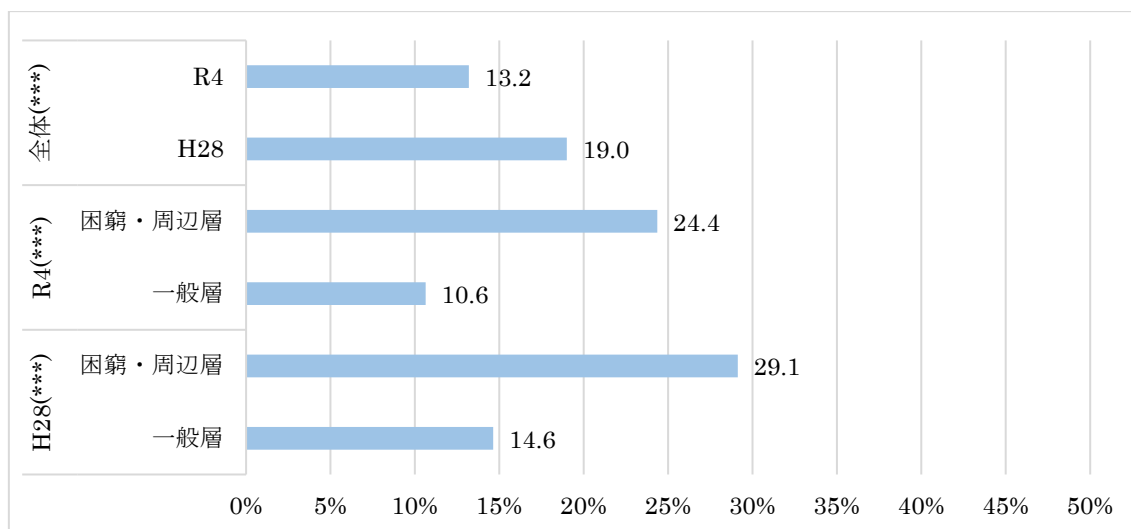
学校における補習教室（放課後学習）への参加状況については、問 25「あなたは、学校での補習教室に参加していますか。」の項目を用いる。ここでは、「いつも参加している」と「時々参加している」を統合して、「参加している」として分析をする。

小学 5 年生（図表 4-6-1）では、全体として「参加している」の割合が平成 28 年度の 19.0%から令和 4 年度には 13.2%となっており、5.8%減少している。困窮層・周辺層と一般層の「参加している」の割合を比較すると、平成 28 年度では困窮・周辺層が 29.1%、一般層が 14.6%となっており、困窮・周辺層が 14.5 ポイント上回っていた。令和 4 年度においても困窮・周辺層が 24.4%、一般層が 10.6%となっており、困窮・周辺層が 13.8 ポイント上回っている。

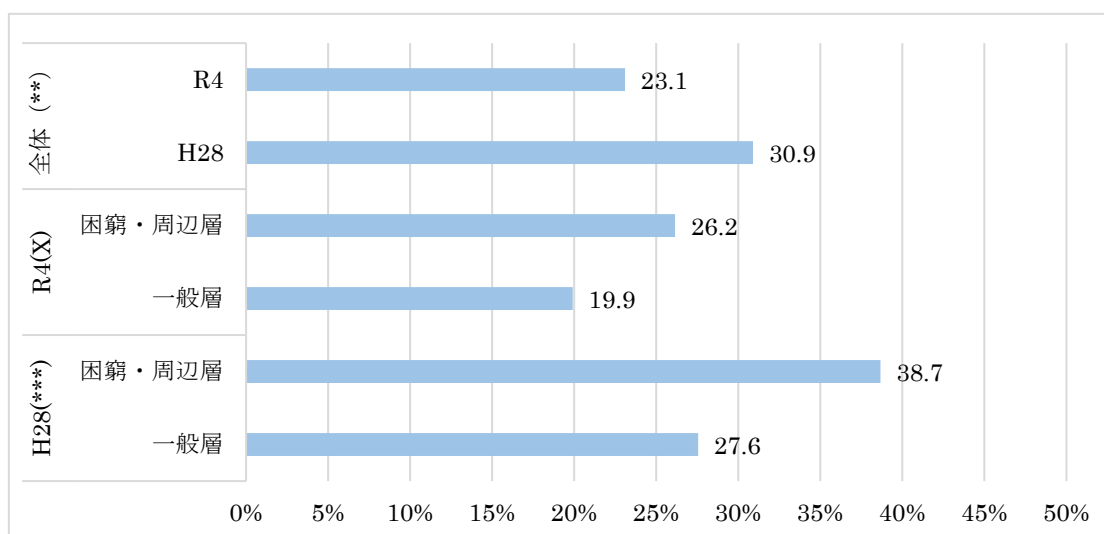
中学 2 年生（図表 4-6-2）においても、全体として「参加している」の割合が平成 28 年度の 30.9%から、令和 4 年度には 23.1%となっており、7.8 ポイント減少している。困窮層・周辺層と一般層の「参加している」の割合を比較すると、平成 28 年度では困窮・周辺層が 38.7%、一般層が 27.6%となっており、困窮・周辺層が 11.1 ポイント上回っていた。令和 4 年度においては困窮・周辺層が 26.2%、一般層が 19.9%となっており、困窮・周辺層が 6.3 ポイント上回るにとどまっていた。

以上より、補習教室への参加割合は、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて小学 5 年生・中学 2 年生の両方において減少傾向が見られていた。また、中学 2 年生において困窮・周辺層と一般層の間での参加率の差が縮小傾向にあった。理由として、中学 2 年生の困窮・周辺層の参加率が平成 28 年度から令和 4 年度にかけて 12.5 ポイント減少しており、特に困窮・周辺層の補習教室への参加率が下がっているためであると考えられる。

図表 4-6-1 学校における補習教室(放課後学習)への参加状況(小学 5 年生):全体、平成 28 年と令和 4 年の比較



図表 4-6-2 学校における補習教室(放課後学習)への参加状況(中学 2 年生):全体、平成 28 年と令和 4 年の比較



では、補習教室への参加割合が減少している理由は何であろうか。ここで、問 25-1 「(補習教室に) あまり参加しない理由は何ですか。」について、平成 28 年度から令和 4 年度にかけてどの項目の割合が変化したのか確認したい。

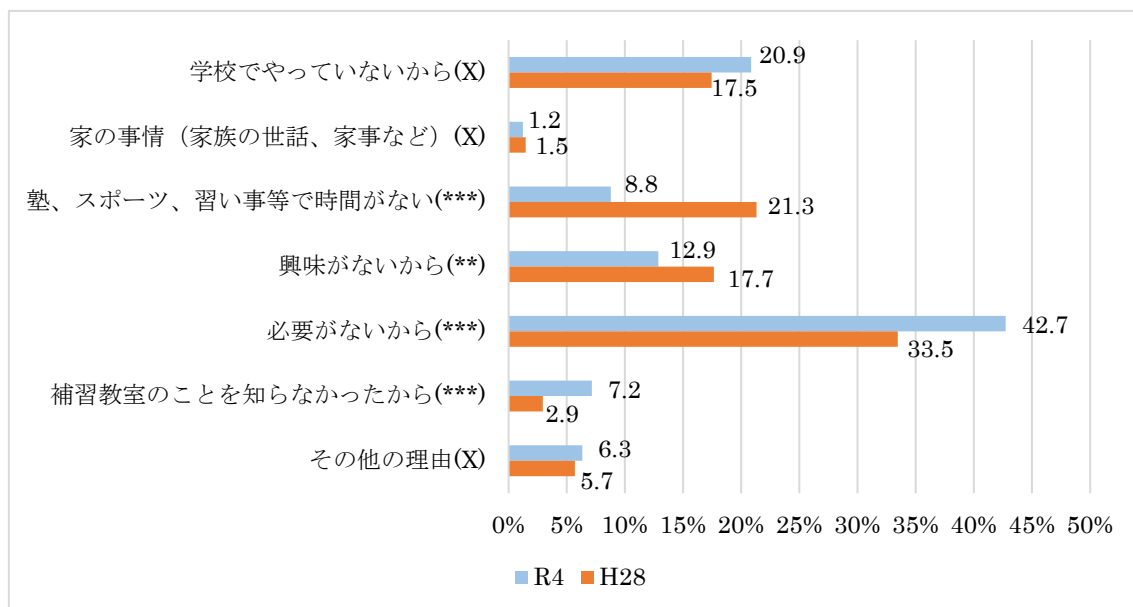
まず、図表 4-6-3 で、小学 5 年生で回答割合が減少している項目としては、「塾・スポーツ・習い事等で時間がないから」であり、平成 28 年度の 21.3%から令和 4 年度には 8.8%に減少しており、半分以下の割合となっている。また、「興味がないから」についても、平成 28 年度の 17.7%から令和 4 年度には 12.9%となっており、4.8 ポイント減少している。一方で、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて増加している項目としては、「補習教室のことを知らなかったから」であり、平成 28 年度の 2.9%から令和 4 年度には 7.2%に倍以上増加している。「必要がないから」については、平成 28 年度の 33.5%から令和 4 年度には 42.7%となっており、9.2 ポイント増加している。

次に、図表 4-6-4 で、中学 2 年生で回答割合が減少している項目としては、「学校でやっていないから」が平成 28 年度の 14.6%から令和 4 年度には 8.9%となっており、5.7 ポイント減少している。また、「必要がないから」は、平成 28 年度の 33.5%から令和 4 年度には 23.6%となっており、9.9 ポイント減少している。一方で、中学 2 年生で回答割合が増加している項目としては、「興味がないから」であり、平成 28 年度の 22.9%から、令和 4 年度には 32.1%となっており、9.2 ポイント増加している。また、「その他の理由」についても、平成 28 年度の 4.5%から令和 4 年度には 8.9%となっており、4.4 ポイント増加している。

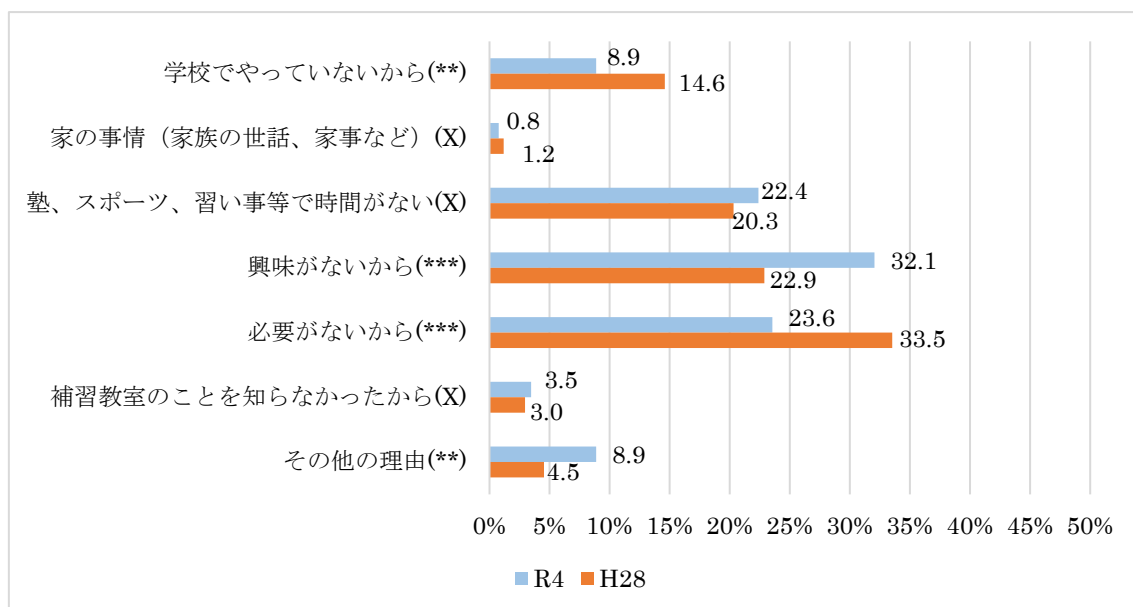
以上より、小学 5 年生については特に塾や習い事等で時間がないという傾向が見られな
いにもかかわらず、「必要がないから」と回答した割合が増加している。また、補習教室

のことを知らなかった者についても大きく増加している傾向が見られていた。中学 2 年生については、「必要がないから」と回答した割合が減少しているにもかかわらず、「興味がないから」と回答した割合が増加していることがわかる。

図表 4-6-3 補習教室に参加しない理由(小学 5 年生): 平成 28 年と令和 4 年の比較



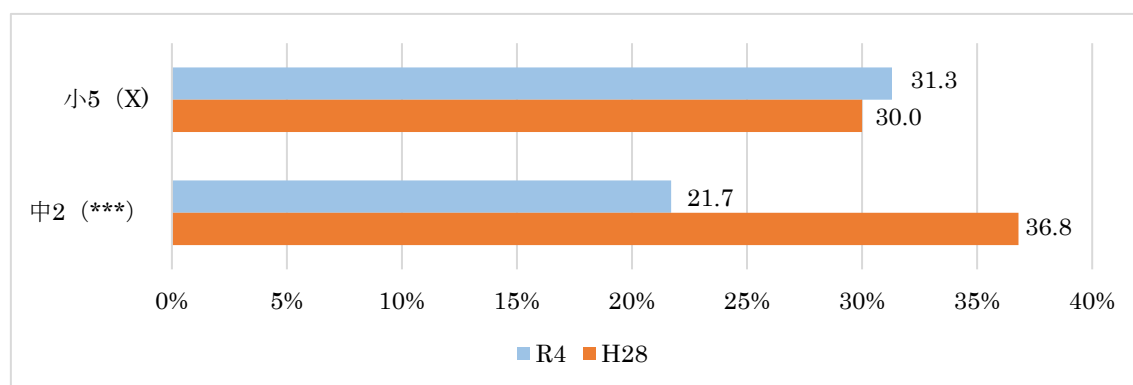
図表 4-6-4 補習教室に参加しない理由(中学 2 年生): 平成 28 年と令和 4 年の比較



図表 4-6-5 は、補習教室に参加しない割合について、授業について「わからない」(「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」を統合)と回答した者

のみを示したものである。授業について「わからない」と回答した者の補習教室への参加は、小学5年生では平成28年度から令和4年度にかけて大きな変化はないが、中学2年生において、平成28年度の36.8%から令和4年度には21.7%となっており、15.1ポイント減少している。

図表 4-6-5 補習教室に参加しないこどもの割合(授業理解度「わからない」のみ)：平成28年と令和4年の比較



7. 家庭における IT 環境と学習

家庭における IT 環境に関する質問は、保護者票問 22「次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか。：インターネットにつながるパソコン」を用いた。

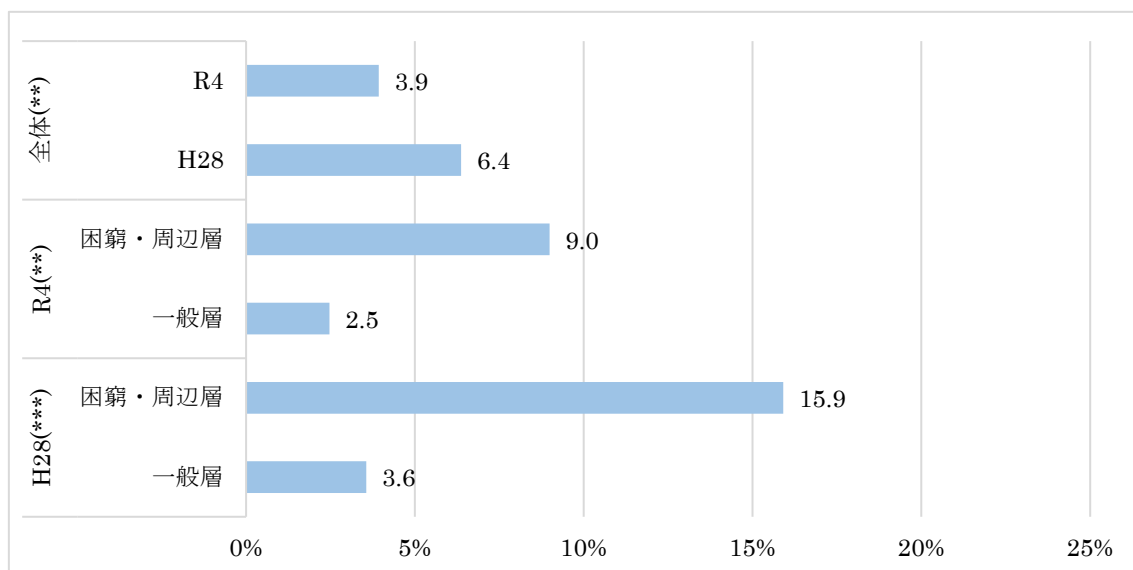
小学 5 年生全体（図表 4-7-1）で、「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した割合は平成 28 年度の 6.4%から令和 4 年度には 3.9%となっており、2.5 ポイント減少している。小学 5 年生における困窮・周辺層と一般層の差を比較すると、平成 28 年度では困窮・周辺層が 15.9%、一般層が 3.6%となっており、困窮・周辺層が 12.3 ポイント上回っていた。令和 4 年度では、困窮・周辺層が 9.0%、一般層が 2.5%となっており、その差は 6.5 ポイントに縮小している。

中学 2 年生全体（図表 4-7-2）で、「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した割合は平成 28 年度では 7.0%、令和 4 年度では 6.6%となっており、ほとんど変わりはない。中学 2 年生における困窮・周辺層と一般層の差を比較すると、平成 28 年度では困窮・周辺層が 16.6%、一般層が 3.2%となっており、困窮・周辺層が 13.4 ポイント上回っていた。しかし、令和 4 年度では困窮・周辺層が 20.5%、一般層が 2.5%となっており、生活困難度別の差が 18 ポイントに拡大している。

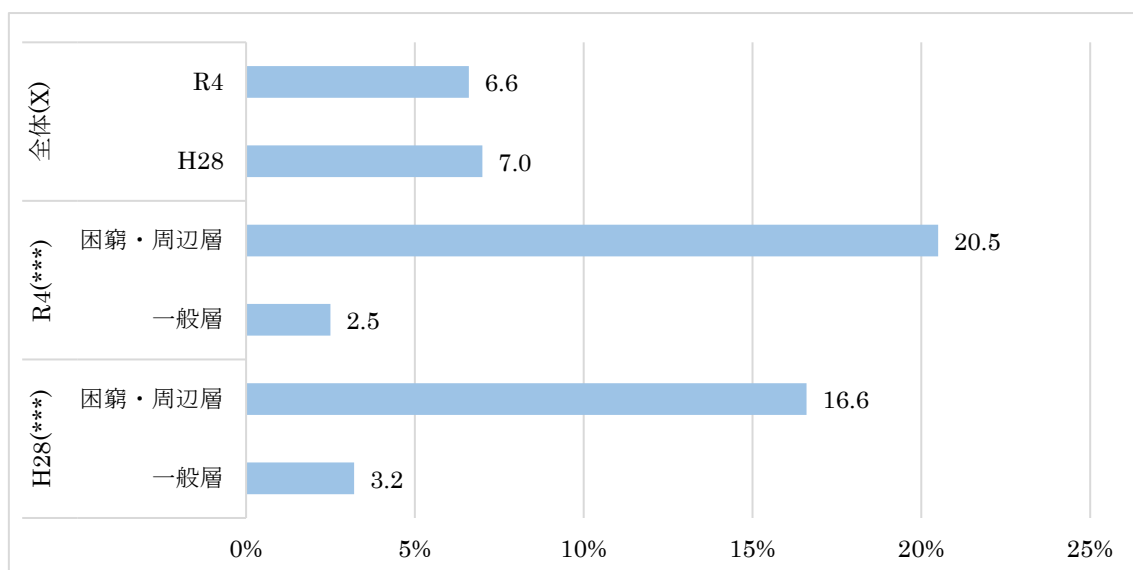
16～17 歳（図表 4-7-3）については、「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した割合は全体でどちらの年度も 5.2%となっており、変化はない。16～17 歳における困窮・周辺層と一般層の差を比較すると、平成 28 年度では困窮・周辺層が 12.7%、一般層が 2.4%となっており、困窮・周辺層が 10.3 ポイント上回っていた。令和 4 年度では困窮・周辺層が 10.8%、一般層が 2.5%となっており、生活困難度別の差が 8.3 ポイントとなっており、平成 28 年度と大きな変化はない。

以上より、「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した全体の割合については、平成 28 年度から令和 4 年度にかけて大きな変化は見られなかった。生活困難度別の差については、小学 5 年生で差が若干縮小している傾向が見られており、中学 2 年生では生活困難度別の差が若干拡大している傾向が見られていた。

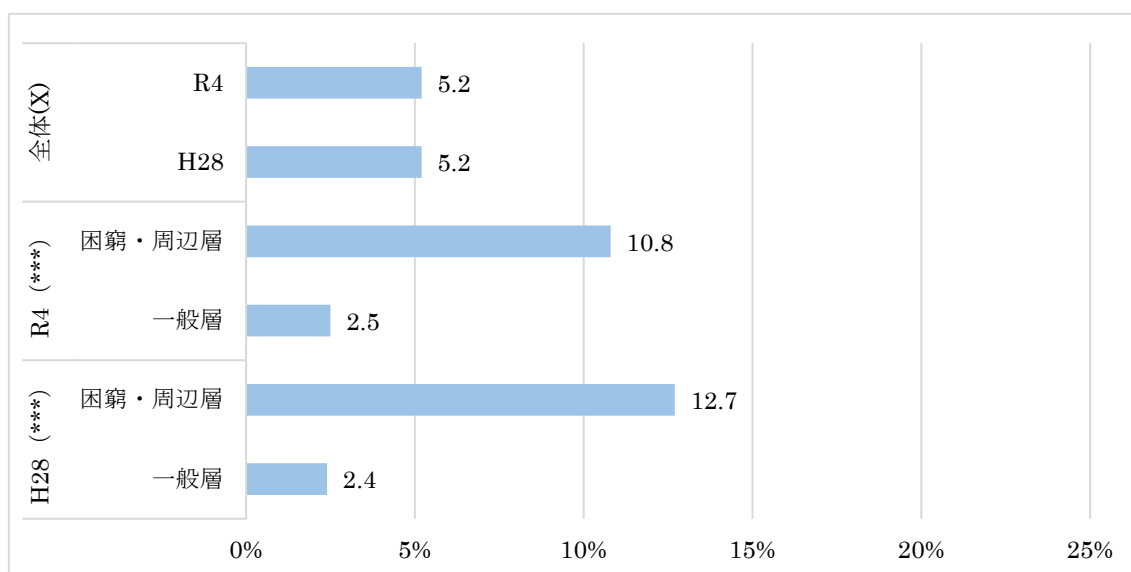
図表 4-7-1 経済的な理由で世帯にないもの(インターネット)、平成 28 年と令和 4 年の比較(小学 5 年生)



図表 4-7-2 経済的な理由で世帯にないもの(インターネット)、平成 28 年と令和 4 年の比較(中学 2 年生)



図表 4-7-3 経済的な理由で世帯にないもの(インターネット)、平成 28 年と令和 4 年の比較(16～17 歳)



では、インターネットの利用と学校での学びにはどのような関係があるのだろうか。以下では、問 22「次のもののうち、経済的理由のためにあなたの世帯にないものはありますか。：インターネットにつながるパソコン」と、学校の授業の理解度（「わかる」「わからない」の 2 区分）の関係について見ていきたい。小学 5 年生（図表 4-7-4）については平成 28 年度において、インターネットにつながるパソコンがある層の「わかる」の割合は 85.5%となっており、パソコンがない層の「わかる」の割合の 64.4%と比較すると、21.1 ポイント上回っている。令和 4 年度においては、パソコンがある層の「わかる」の割合は 88.4%となっており、パソコンがない層の 83.3%と比較して大きく差はないが、令和 4 年度でパソコンがない層が少数(24 名)にとどまっており、差が出にくかったと考えられる。

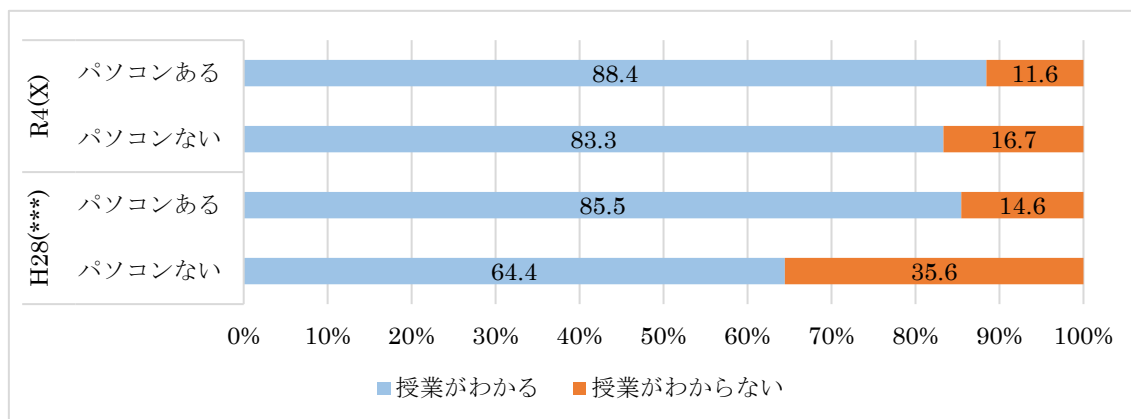
中学 2 年生（図表 4-7-5）では、平成 28 年度においてインターネットにつながるパソコンがある層の「わかる」の割合は 73.8%、パソコンがない層の「わかる」の割合は 47.2%にとどまっており、その差は 26.6 ポイントとなっている。令和 4 年度においては、パソコンがある層の「わかる」の割合は 74.3%になっているのに対して、パソコンがない層の「わかる」の割合は 58.3%にとどまっており、その差は 16 ポイントとなっている。

16～17 歳（図表 4-7-6）では、平成 28 年度においてインターネットにつながるパソコンがある層の「わかる」の割合は 64.0%となっており、パソコンがない層の「わかる」の割合は 55.2%となっており、その差は 8.8 ポイントとなっている。令和 4 年度においては、インターネットにつながるパソコンがある層の「わかる」の割合は 79.9%となっており、パソコンがない層の「わかる」の割合は 69.6%となっており、その差は 10.3 ポイントとなっている。

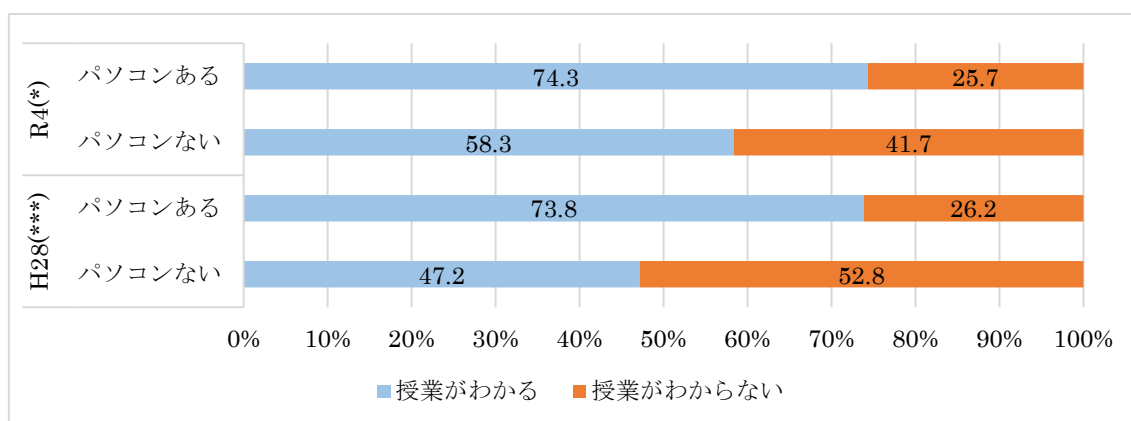
学年や年度にかかわらず、インターネットにつながるパソコンを所有している層におい

て学校の勉強が「わかる」と回答した割合が高い傾向が見られている。

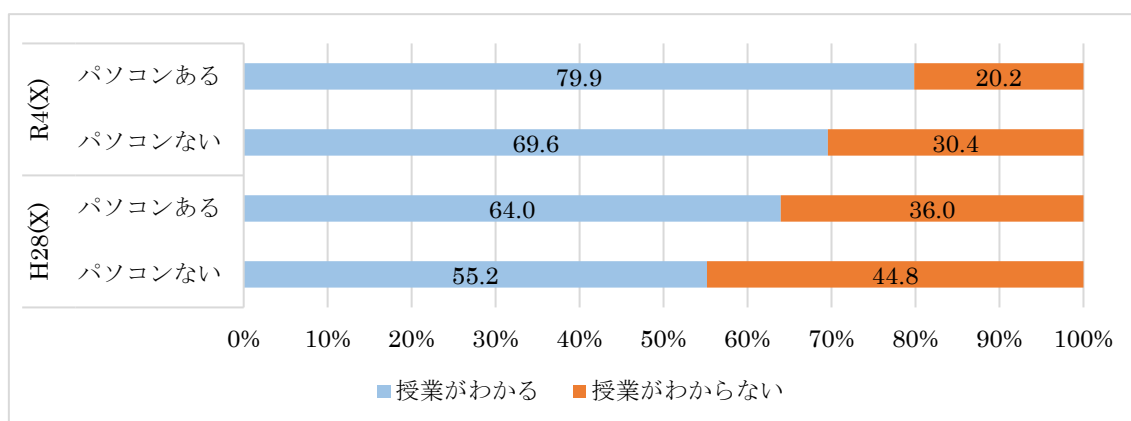
図表 4-7-4 インターネット環境の有無と学習理解度(小学 5 年生)



図表 4-7-5 インターネット環境の有無と学習理解度(中学 2 年生)



図表 4-7-6 インターネット環境の有無と学習理解度(16～17 歳)



8. 考察：平成 28 年度から令和 4 年度にかけてどのような変化があったのか？

最後に、平成 28 年度から令和 4 年度にかけてどのような変化があったのかについて、分析結果をまとめながら考察をしていきたい。

まず、授業理解度や授業を楽しいと思う割合についてである。授業理解度については、16～17 歳のみ高まっている傾向が見られていたが、この背景には高校が学力偏差値によって高度に階層化される中で、高校入学後の主観的な学習理解度が高まっている可能性もある。また、学習意欲（学校生活が楽しいと感じる割合）について、小学 5 年生については平成 28 年度から令和 4 年度にかけて授業を「楽しい」と感じる割合が増加していた一方で、中学 2 年生については「楽しい」と感じる割合が減少する傾向が見られていた。小・中学生の傾向の違いについて、中学 2 年生の学習内容が高校受験に関することにシフトし、さらに受験に関するプレッシャーが強くなる中で、学習そのものに対する楽しさを感じられなくなっている可能性がある。また、授業理解度や授業を楽しいと思う割合について困窮・周辺層と一般層の差を見ていくと、依然として困窮・周辺層において授業理解度や学校を楽しいと思う割合が低い傾向が見られている。困窮・周辺層のこどもたちが小・中学校時点での学習につまずきがある場合には、引き続き学校内や学校外で学習のサポートを実施していくことが必要であろう。

次に、学習資源・塾・放課後学習など、学校外での学習に関する項目について考察したい。学習資源について、小・中学生ともに、「学校の先生」「塾や習い事の先生」「友だち」に勉強を教えてもらう割合が高まっている傾向が見られていた。

小学 5 年生は全体的に家庭内で「親」に勉強を教えてもらっている割合が減少していることから、家庭内での学習資源の利用が低調である傾向が見える。特に、生活困難度別でみると、困窮・周辺層で「親」に勉強を教えてもらっている割合は大幅に減少している傾向が見られている。このことから、特に困窮・周辺層の小学 5 年生において、家庭学習を行う上での親の協力が得難くなっている傾向がわかる。特に困窮・周辺層で親の学習面での協力が得難くなっている背景には、保護者の就労率が高まっていることも考えられる。

家庭内の学習資源の利用が低調である代わりに、全体として通塾率は高まっているが、生活困難度別の通塾率の差を見ていくと、困窮・周辺層のほうが依然として通塾率は低い傾向は変わらない。以上より、特に困窮・周辺層に対する学校外学習の資源の提供が必要であると考えられるが、小・中学生ともに補習教室への参加は以前よりも全体的に低調となっている。特に、中学 2 年生の困窮・周辺層で補習教室への参加率が下がっている様子が見られていた。中学 2 年生の不参加の理由を見ると「必要がないから」と回答した割合が減少しているにもかかわらず、「興味がないから」と回答した割合が増加していることから、必要性は一定認めているにもかかわらず、補習教室に対して積極的な気持ちは持っていないことがわかる。

最後に、IT 環境と学習についてであるが、「経済的な理由でインターネットにつながるパソコンがない」と回答した割合については、どの学年でも大きな変化は見られなかった。また、どの学年においてもインターネットにつながるパソコンがある層で授業理解度が高い傾向が見られていたことから、IT 環境が整備されることが学習理解度を高めることにつながっていくと考えられる。

中学 2 年生の学習意欲が減少していることや、全体的な通塾率の高まりから、学力をめぐる競争的な雰囲気は以前よりもいっそう高まっているのかもしれない。この状況を緩和するために、特に困窮・周辺層に学校外での学習資源を提供することが重要であるが、補習教室を必要とする層に対して、一方的な情報提供に限らない実質的な参加率を高める工夫が求められる。特に、中学 2 年生における補習教室への参加が低調である様子が見て取れたが、この背景には、補習教室への参加が子どもたちにとって一種のスティグマになっている可能性も指摘できるのではないだろうか。すなわち、成績不振のこどものみが呼ばれるという現状の補習教室の仕組みは、他者の目が気になる年頃の子どもたちにとって利用しにくいものとなっている可能性があるということである。子どもたちが勉強を教えてもらう相手として「学校の先生」「塾や習い事の先生」「友だち」の割合が全体として高まっている傾向も見られていたが、IT 環境も効果的に利用しながら、身近なつながりの中で学んでいく支援のかたちも今後求められるのではないだろうか。

第5章 こどもの居場所

1. はじめに

本章では、こどもの居場所に関する分析を行う。具体的には、こども票の間 30「あなたは（1）以下のような場所を使ったことがありますか。（あてはまる番号 1 つに○）（2）また、利用したことがある人も、ない人も、今後、機会があれば利用したいと思いますか。」（16～17 歳票は問 32）を用いて、こどもが居場所やそれに類する制度・サービスを利用したことがあるか（利用経験）と、利用したいと思うか（利用意向）について分析を行う。分析にあたっては、世帯の状況による違いを鑑みて、生活困難度別（困窮・周辺層、一般層の 2 区分）、親の就労形態別（ひとり親、ふたり親どちらか専業・学生、ふたり親共働きかつどちらか常勤・正規職員以外、ふたり親共働きかつ両方常勤・正規職員の 4 区分）に分析を行い、居場所の利用しやすさの違いや居場所に対するニーズの差を検討する。特に親の就労形態別については、単にひとり親かふたり親かだけで分析しても見られないであろう差異を検討するために、このような区分を導入することとした。また、生活困難度、親の就労形態を作成するために使用する変数が欠損となっている場合は、当該サンプルを層別の分析に用いていないため、記述統計の値と、層別における各層を平均した値が一致しないことは留意されたい。

なお、利用意向に関する 16～17 歳票の設問の一部において、設問内容と設問形式が他の年齢と若干異なるという点には注意が必要である（本章 3 節にて後述する）。また、各回答における無回答の割合に大きな違いが見受けられなかったため、本章では無回答を欠損として処理し、分析を行うこととする。

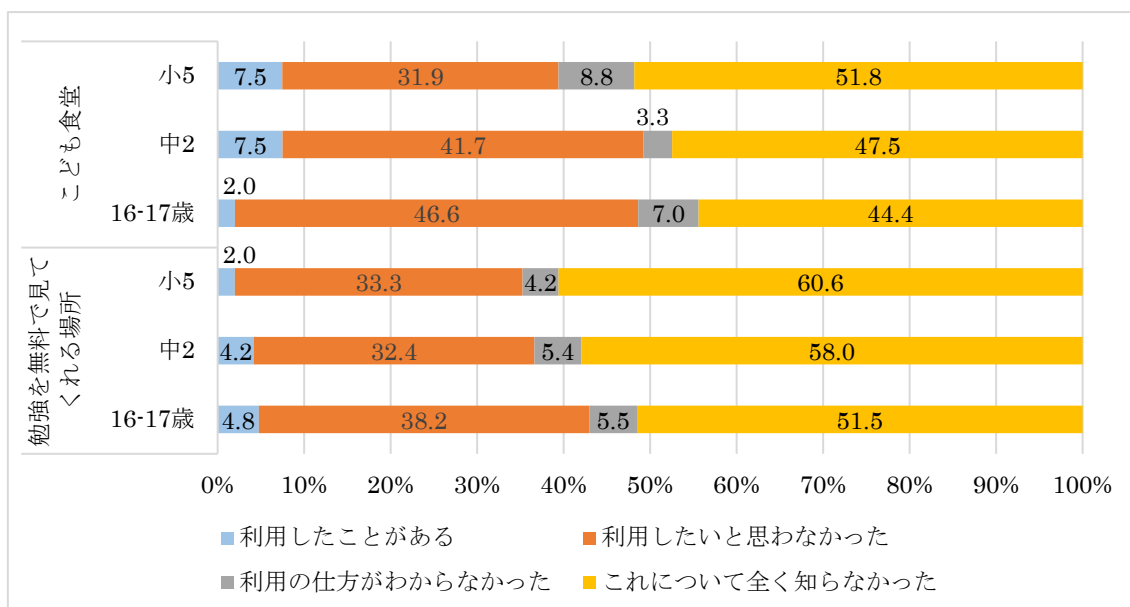
2. 居場所の利用経験

本節では、「地域(こども)食堂(こどもだけでも利用できる無料・低額の食堂)」(以下、「こども食堂」と「大学生のボランティアなどが、勉強を無料でみてくれる場所」(以下、「勉強を無料でみてくれる場所」)の利用経験について、それぞれ小学5年生の回答を中心に分析を行う。

(1) 記述統計

まず、図表 5-2-1 に年齢ごとの各居場所の利用経験の単純集計の結果を示す。「こども食堂」を利用したことがある割合は小学5年生と中学2年生両方とも7.5%であるが、他方で16～17歳では2.0%となっており、年齢が低いほど利用経験の割合が高い。反対に「勉強を無料でみてくれる場所」は年齢が高いほど利用経験の割合が高い。さらに、どちらの居場所も全年齢において「全く知らなかった」が45%～60%、「利用したいと思わなかった」が30%以上となっていることから、そもそもこれらの居場所の認知度が低いこと、そして認知したうえでも利用ニーズが決して高くないことが分かる。また、「利用の仕方がわからなかった」の割合が、2つの居場所のどの年齢においても5%程度であることから、利用に興味はありながらも利用にまで至らなかった人が、利用したことがある人と同程度の割合で存在することが窺える。

図表 5-2-1 居場所の利用経験の有無:年齢別

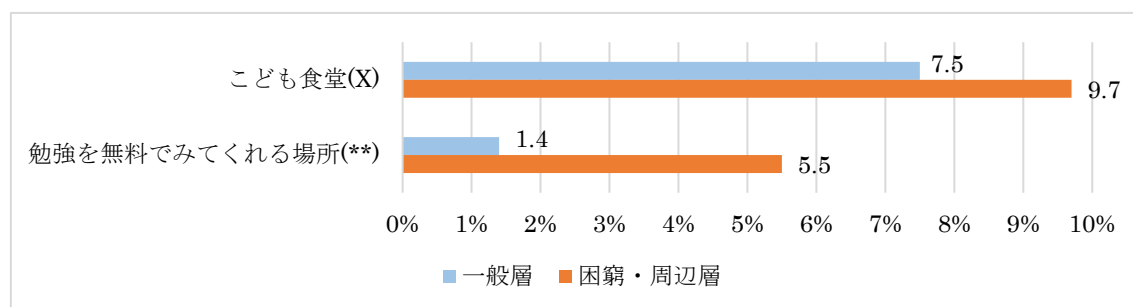


(2) 生活困難度別の利用経験

次に、生活困難度別の利用経験について見ていく。図表 5-2-2 は小学5年生における結

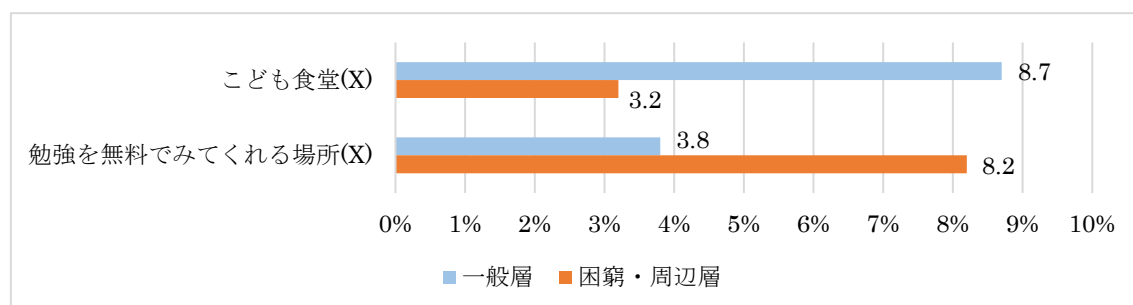
果を示している。「こども食堂」、「勉強を無料でみてる場所」のどちらも、困窮・周辺層の方が一般層よりも利用経験ありの割合が高く、「勉強を無料でみてる場所」においてはこの差が統計的に有意であった。「勉強を無料でみてる場所」には無料学習支援事業も含まれるであろうことが予想されるが、当該事業は生活保護世帯などを含む生活困窮世帯に利用対象を限定している場合もあるため、今回の結果は妥当性があるものと言える。

図表 5-2-2 居場所の利用経験の有無：生活困難度別（小学 5 年生）



他方で、中学 2 年生における結果は小学 5 年生と多少異なる傾向を見せており（図表 5-2-3）、中学 2 年生においては「こども食堂」を「利用したことがある」割合は、統計的に有意ではなかったものの困窮・周辺層よりも一般層の方が顕著に高かった。この結果から、「こども食堂」はその提供内容から想像される想定とは異なり、決して貧困層に限定した居場所ではないであろうことが窺えた。また、「勉強を無料でみてる場所」においては、中学 2 年生も小学 5 年生と同様に困窮・周辺層の方が一般層よりも利用経験ありの割合が高かった。この差は統計的に有意ではなかったものの、この結果についても、小学 5 年生と同様の解釈ができるであろう。

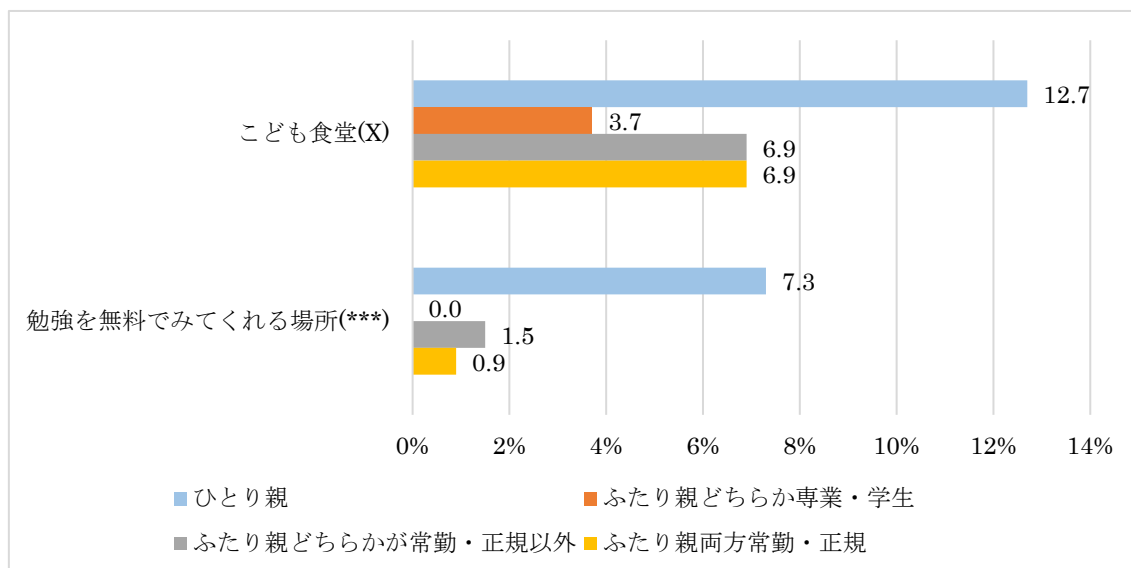
図表 5-2-3 居場所の利用経験の有無：生活困難度別（中学 2 年生）



(3) 親の就労形態別の利用経験

続いて、親の就労形態別の利用経験について見ていく。図表 5-2-4 は小学 5 年生における結果を示している。2 つの居場所どちらにおいても、「ひとり親」であるほど利用経験ありと回答した割合が高く、「ふたり親どちらか家事専業・学生」が最も低かった。特に「勉強を無料でみてる場所」においては統計的に有意な差があった。この結果から、「こども食堂」はその提供内容からも鑑みるに、食事や空間の提供による親への育児支援として機能していると捉えることができるだろう。また、「勉強を無料でみてる場所」の利用経験が「ひとり親」世帯で突出して高く有意な差を示したという結果については、上記 2・(2)と同様の解釈によるものと考えられる。

図表 5-2-4 居場所の利用経験の有無：親の就労形態別（小学 5 年生）



なお、中学 2 年生・16～17 歳の分析結果については、小学 5 年生と概ね同様の結果であることと、検定に耐えうる程のサンプル数が確保できていないということから、本章では省略することとする。中学 2 年生・16～17 歳の生活困難度別のクロス分析の結果は、別添の集計表に掲載されているので、そちらを参照されたい。

3. 居場所の利用意向

本節では、「(家以外で) 平日の放課後に夜までいることができる場所」、「(家以外で) 休日にいることができる場所」、「地域(こども) 食堂(こどもだけでも利用できる無料・低額の食堂)」、「家で勉強できない時、静かに勉強ができる場所」、「大学生のボランティアなどが、勉強を無料でみってくれる場所」、「(学校以外で) 勉強、進学、家族のことなど、なんでも相談できる場所」の利用意向について分析をしていく(以下では、それぞれ「平日の放課後にいられる場所」、「休日にいられる場所」、「こども食堂」、「静かに勉強ができる場所」、「勉強を無料でみってくれる場所」、「なんでも相談できる場所」と表記する)。また 16～17 歳については、上記に加えて、「学校における無料の給食サービス」、「(こどもだけでも) 朝食を食べることができる場所」、「こどもが自由に集まり、活動できる場所」、「低額・無料で、通信教育が受けられるサービス」、「家から出て学校に通うことができる低額・無料の寮」の選択肢も設問に含まれているため、これらの利用意向についても確認する(以下では、それぞれ「無料の給食サービス」、「朝食が食べられる場所」、「自由に集まり活動できる場所」、「低額・無料の通信教育」、「低額・無料の寮」と表記する)。また、16～17 歳においては、「こども食堂」、「勉強を無料でみってくれる場所」のみ小学 5 年生・中学 2 年生と同様の設問形式であるが、それ以外は各場所・サービスの利用意向について「使ってみたい」、「興味がある」、「使いたくない」、「使う必要はない」の 4 件法で質問している。今回は便宜上、「使ってみたい」または「興味がある」と回答した場合を「利用意向あり」、「使いたくない」または「使う必要はない」と回答した場合を「利用意向なし」と操作的に定義し、分析を行うこととした。

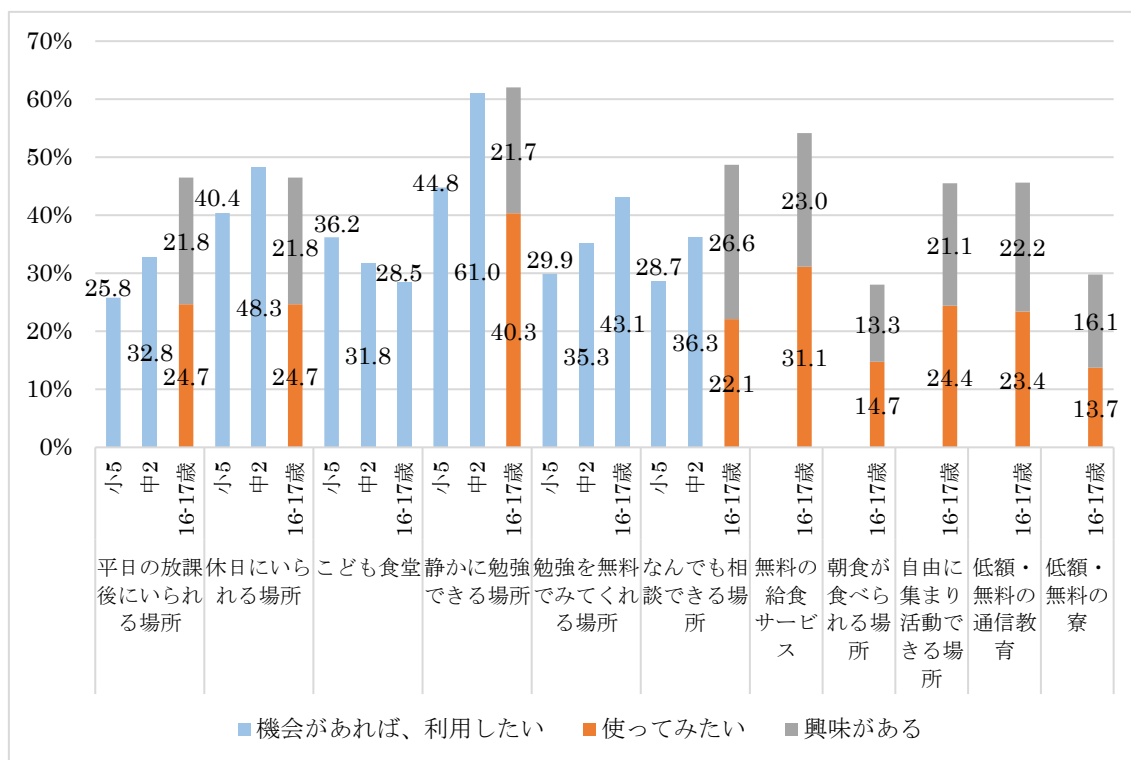
(1) 記述統計

まず、図表 5-3-1 に年齢ごとの各居場所への利用意向の単純集計の結果を示す。全体的な結果として、「こども食堂」のみ年齢が低いほど利用意向が高く、それ以外は年齢が高いほど利用意向が高い。また、どの年齢においても、「静かに勉強できる場所」が他の居場所と比較して最も利用意向が高く、小学 5 年生が 44.8%、中学 2 年生・16～17 歳は約 60%もの高さである。小学 5 年生・中学 2 年生だと次点で「休日にいられる場所」が高く、16～17 歳においては「無料の給食サービス」が 2 番目に高い。「静かに勉強できる場所」については、どの年齢においても「勉強を無料でみってくれる場所」よりも利用意向が高いことを鑑みると、勉強についての相談ができる場所よりも、一人または少人数で集中して学習に取り組める場所が求められていることが窺える。また小学 5 年生・中学 2 年生において「休日にいられる場所」への利用意向が高いことへの理由は解釈が難しく、家庭内や家族に対する居心地の悪さから家以外にいられる場所を求めているのか、もしくは家とはまた異なる遊び場のようなものを求めているのかはこの結果だけからは分からない。

そして、すべての年齢において、どのような場所・サービスであっても少なくとも 25%

以上は利用意向があることが分かる。特に 16～17 歳においては、ほとんどの居場所・サービスが 40%以上の利用ニーズがあるということも重要な点である。

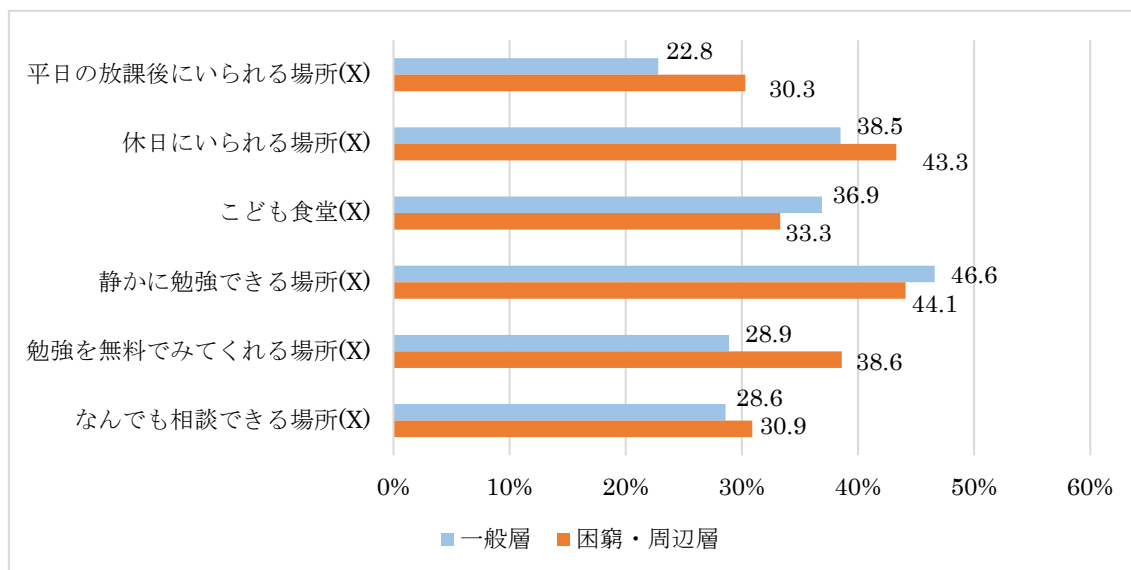
図表 5-3-1 居場所・サービスの利用意向の有無：年齢別



(2) 生活困難度別の利用意向

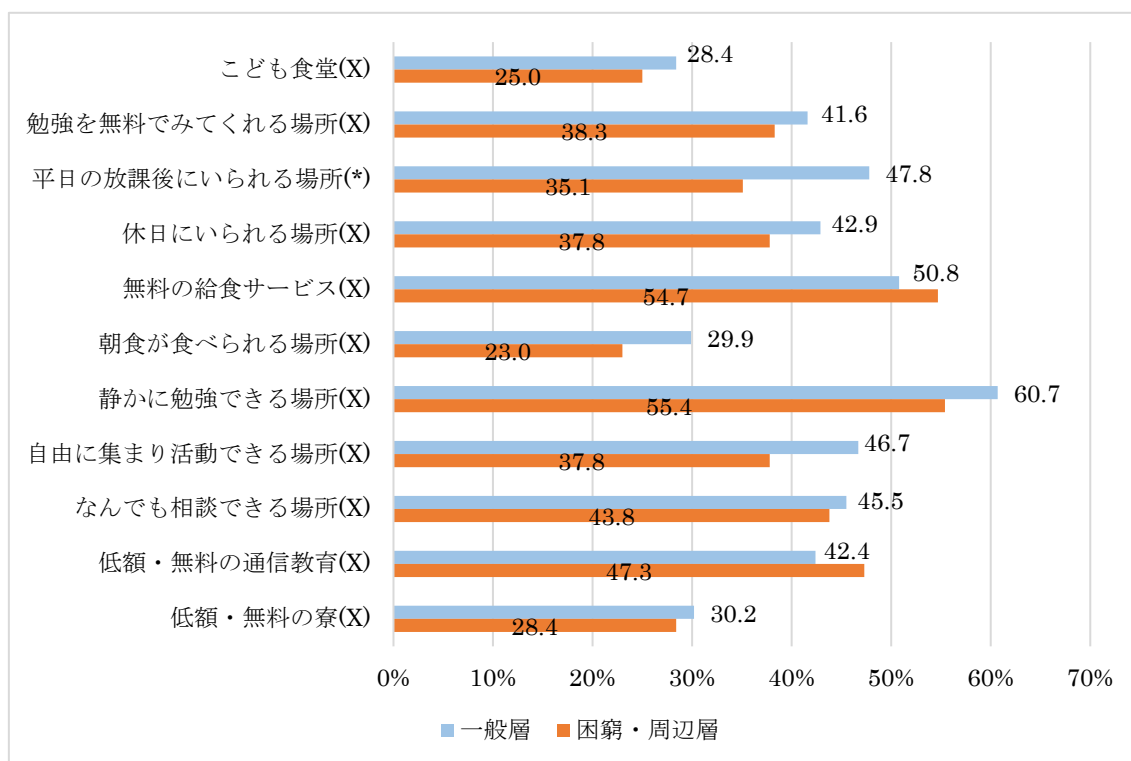
次いで、生活困難度別の利用意向について確認していく。図表 5-3-2 は小学 5 年生における結果を示している。「こども食堂」、「静かに勉強できる場所」の 2 つが一般層の方が利用意向が高く、それ以外はすべて困窮・周辺層の方が高かった。また、「平日の放課後にいられる場所」と「勉強を無料でみてくれる場所」については、どちらも困窮・周辺層の方が約 8 ポイント高く、他の項目よりも層別の差が大きい。これは想像の域を出ない解釈ではあるものの、どちらも一般層の方が困窮・周辺層と比べて塾・習い事への加入率が困窮・周辺層よりも高いことなどが関係している可能性があるだろう（第 4 章を参照）。ただし、すべての項目において層ごとの割合の間に統計的に有意な差はなく、困窮・周辺層においてはどの居場所も概ね 30%～40%の利用意向があるという結果であった。

図表 5-3-2 居場所・サービスの利用意向の有無：生活困難度別（小学 5 年生）



また、16～17 歳における分析結果も見てみると（図表 5-3-3）、「無料の給食サービス」と「低額・無料の通信教育」のみが困窮・周辺層の方が利用意向が高かった。この 2 つは他の選択肢と比べて困窮・周辺層の方が利用ニーズが高いと考えると、結果としては妥当なものと捉えることができる。また、上記の 2 つの項目以外は一般層の方が利用意向の割合が高かった。特に、「平日の放課後にいられる場所」については、小学 5 年生における結果とは反対に、困窮・周辺層の利用意向が 35.1%であるのに対して一般層は 47.8%と 10 ポイント以上高く、その差は統計的に有意であった。このことについて単純な解釈は難しいものの、16～17 歳の困窮・周辺層の中には、アルバイトなどに就業している者や学校に通っていない者が一般層よりも多く含まれるため、困窮・周辺層と比べて一般層の方がそもそも平日の放課後を自由に過ごすことができる者の割合が多いがゆえに（別添のクロス集計表を参照）、そうした居場所を求める割合が高い可能性などが考えられる。

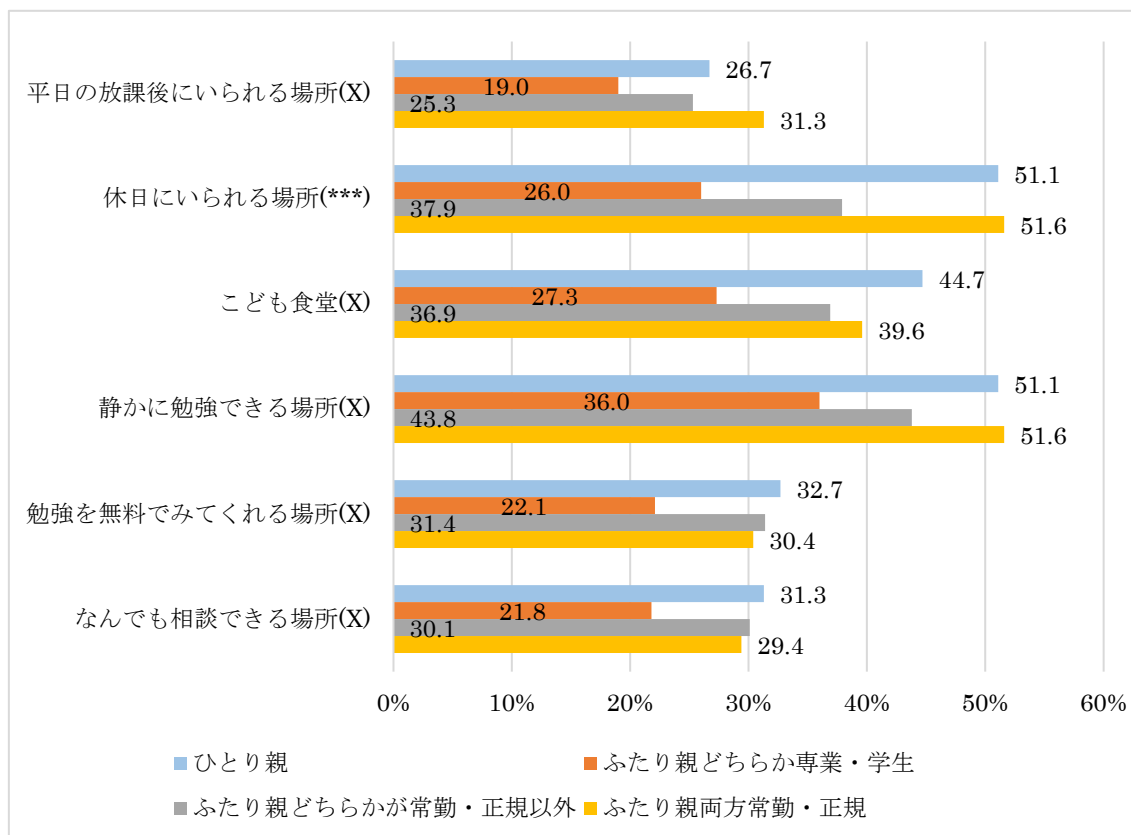
図表 5-3-3 居場所・サービスの利用意向の有無：生活困難度別（16～17 歳）



（３）親の就労形態別の利用意向

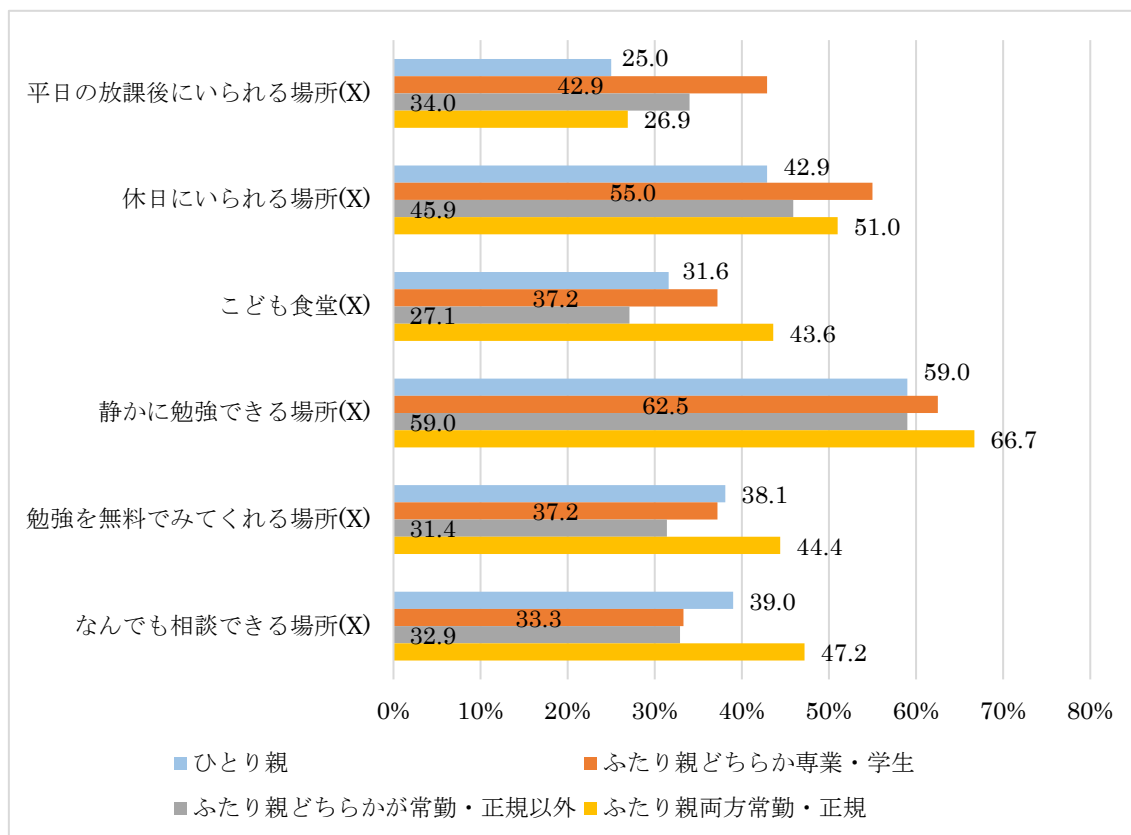
続いて、親の就労形態別の利用意向について見ていく。図表 5-3-4 は小学 5 年生の結果である。全体的な傾向として、どの項目においても「ふたり親どちらか家事専業・学生」だけが他の就労形態よりも低いことが分かった。この形態の世帯が他の世帯よりも親が家事やこどもの世話を時間を割きやすいということを考慮すると、小学 5 年生においては、この設問に挙げられるような居場所は、類似の役割を家庭内で親が担えない場合に、それらを補うようにこどもが外部に求めている可能性が示唆される。また項目別に見てみると、「平日の放課後にいられる場所」、「休日にいられる場所」、「こども食堂」、「静かに勉強できる場所」は、「ひとり親」と「ふたり親両方常勤・正規職員」の利用意向の割合が他 2 つの就労形態よりも高い。特に「休日にいられる場所」と「静かに勉強できる場所」においてはその差が顕著であり、どちらも「ひとり親」と「ふたり親両方常勤・正規職員」の利用意向の割合がともに約 51%もの高さである。さらに、「休日にいられる場所」においてはこの差は統計的に有意であった。

図表 5-3-4 居場所・サービスの利用意向の有無：親の就労形態別（小学 5 年生）



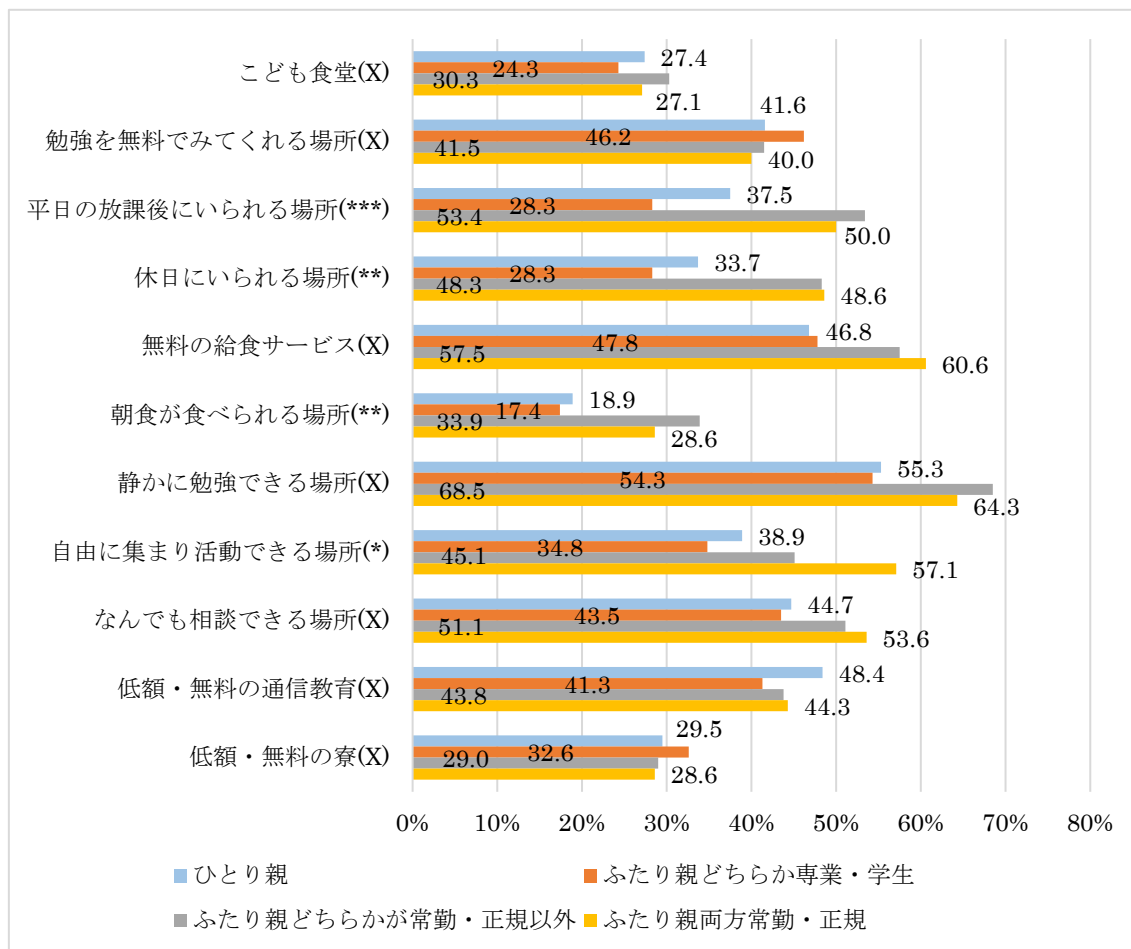
次に、中学 2 年生の分析結果を図表 5-3-5 にて確認する。中学 2 年生の結果は上記の小学 5 年生とは少し異なる傾向を見せており、どの項目においても「ふたり親どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が一定程度高くなっている。特に、「平日の放課後にいられる場所」、「休日にいられる場所」においては、他の 3 つの就労形態よりも「ふたり親どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が最も高かった。他方で「こども食堂」、「勉強を無料でみてくれる場所」、「なんでも相談できる場所」の 3 つはどれも「ふたり親両方常勤・正規職員」の利用意向の割合が他の形態の世帯よりも特に高かった。これは、小学 5 年生の結果の解釈と同様に、当該世帯が他の形態の世帯と比べて、親の就労による多忙さから、上記の居場所に求められるような役割を家庭内で担いづらい状況にあるということが想定される。

図表 5-3-5 居場所・サービスの利用意向の有無：親の就労形態別(中学 2 年生)



最後に、16～17歳の分析結果を確認していくが（図表 5-3-6）、こちらも小学 5 年生・中学 2 年生とはまた異なる傾向を見せている。まず全体的な結果として、概ねどの項目においても「ふたり親共働き」（「ふたり親どちらかが常勤・正規以外」と「ふたり親両方常勤・正規」）であるほど利用意向が高く、「ふたり親どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が最も低い傾向にあった。例えば、「休日にいられる場所」は「ふたり親どちらか常勤・正規職員以外」では 48.3%、「ふたり親両方常勤・正規職員」では 48.6%とほぼ同じ割合であるのに対し、「ふたり親どちらか専業・学生」が 28.3%と最も低く、さらにこれらの差は統計的に有意であった。他方で例外として「勉強を無料でみてる場所」と「低額・無料の寮」の 2 つでは、全体の傾向とは反対に「ふたり親どちらか家事専業・学生」世帯の利用意向の割合が最も高いという結果であった。ただし 2 つのどちらも統計的に有意な差ではなかった。また、「こども食堂」、「平日の放課後にいられる場所」、「朝食を食べられる場所」、「静かに勉強できる場所」は、上記の全体的な傾向と軌を一にしている、尚且つ「ふたり親どちらか常勤・正規職員以外」が最も高いという結果であった。特に、「平日の放課後にいられる場所」、「朝食を食べられる場所」はその差が統計的に有意であった。さらに、「自由に集まり活動できる場所」では、特に「ふたり親両方常勤・正規職員」であるほど突出して高く、この差は統計的に有意であることが示された。

図表 5-3-6 居場所・サービスの利用意向の有無：親の就労形態別（16～17 歳）



4. 考察

本章の分析から明らかになったことを整理する。

まず、利用経験については、記述統計の結果から、「こども食堂」と「勉強を無料でみしてくれる場所」のどちらの居場所も、対象者の半数ほどはそもそもこれらの居場所の認知をしていないということ、そして認知したうえでも利用ニーズが決して高くないことが分かった。他方で、利用に興味はあったものの利用にまで至らなかった人が、利用したことがある人と同程度の割合で存在することが分かった。したがって、これらの居場所はその認知度を高めることももちろん必要ではあるものの、こども全般が利用を望むものではないということを加味すれば、周知の拡大だけではなく利用を阻むようなアクセシビリティ等の問題を解消することも重要であると言えるだろう。特に「こども食堂」のように多くの場合で利用対象を限定していない取り組みにおいて、利用に対する何らかの障壁があることは「こども食堂」に対する社会的なイメージなども関係している可能性もあるが、これは憶測の域を出ない。

また、生活困難度別の結果では、「こども食堂」は小学5年生では困窮・周辺層の方が、中学2年生では一般層の方が、利用経験が高かった。本設問では利用した時期までは判別不可能であるため、年齢による差なのか時代による差なのかといった因果は一切特定できないものの、「こども食堂」は貧困層にだけ利用者を限定した居場所ではないであろうことが窺える。特に小学5年生と比較して中学2年生の場合は親と一緒にではなくこどもだけで利用していることも予想されるため、食事の提供自体というよりは、人がいて集まれる場所として貧困層に限らず広く利用されている可能性がある。こうした理由は推測に過ぎないものの、いずれにせよ「こども食堂」の利用が生活困難度の高い層に限定されていないという事実は、誰でも利用できるようにという意図をもって活動している「こども食堂」の運営者にとっては喜ばしいことと言えるかもしれない。他方で、「勉強を無料でみってくれる場所」においては小学5年生・中学2年生どちらにおいても困窮・周辺層の方が利用経験の割合が高かったが、本設問が示す居場所には無料学習支援事業も含まれるであろうことが予想されるため、今回の結果は妥当なものであると言えよう。

さらに親の就労形態別の利用経験の差について、小学5年生ではどちらの居場所もひとり親、ふたり親共働き、ふたり親どちらか家事専業の順に利用意向が低くなっていた。ひとり親世帯が突出して高い理由として、児童扶養手当受給家庭（ひとり親家庭）に対して行政などが近隣の居場所の情報提供をしている可能性なども考えられるが、いずれの理由にせよ、どちらの居場所も親が忙しい場合のこどもの孤立予防や、食・学習、そして空間の提供による親への育児支援といった役割を担っているであろうことが予想される。ただし、上記の生活困難度別の結果や、ひとり親と生活困難に関連があることなどを加味すれば、今回の分析の結果が単に親の就労形態の違いによるものであるとは断言できない。

続いて、利用意向について、記述統計の結果から、「こども食堂」のみ年齢が低いほど

利用意向が高く、それ以外は年齢が高いほど利用意向が高いことが見て取れる。また、どの年齢においても、「静かに勉強できる場所」が他の居場所と比較して最も利用意向が高く、次点で、小学5年生・中学2年生の場合は「休日にいられる場所」、16～17歳の場合は「無料の給食サービス」が2番目に高い。小学5年生・中学2年生において「休日にいられる場所」への利用意向が高いことに関しては、こどもの居場所という観点から考えると、この結果の裏側には、小学5年生ないし中学2年生のこどもだけで休日に平然と過ごしていることが許容されるような場所が、現代の地域社会にあまり存在しないという問題があるとも捉えることができるかもしれない。また、特に16～17歳においては、ほとんどの居場所・サービスの利用意向が高かったということから、目的の有無を問わず様々なニーズを充足するような居場所が16～17歳から求められており、それらを満たすようなものが現状として存在していない可能性さえも窺えるだろう。

次に、生活困難度別の利用意向について、まず小学5年生の結果から、「こども食堂」、「静かに勉強できる場所」の2つが一般層の方が利用意向が高く、それ以外はすべて困窮・周辺層の方が高かったが、どの項目においても層ごとの割合の間に統計的に有意な差はなかった。また、16～17歳の結果については、「無料の給食サービス」と「低額・無料の通信教育」のみが困窮・周辺層の方が利用意向が高く、それ以外は一般層の方が利用意向が高かった。特に、「平日の放課後にいられる場所」については、この差は統計的に有意であった。これについては、本章3・(2)で記述した通り、困窮・周辺層と比べて一般層の方がそもそも平日の放課後を自由に過ごすことができる者の割合が多いことも関係しているかもしれないが、これは就労困難度別の結果も加味すると、生活困難度による違いは見せかけに過ぎない可能性も多分にあるだろう。

また、就労形態別の利用意向については、どの項目においても「ふたり親どちらか家事専業・学生」だけが他の就労形態よりも低い傾向にあることが窺えたため、就労による忙しさによって親が家庭内でのこどもの世話役割を担えない場合に、それを補うような居場所をこどもが外部に求めている可能性が示唆される。特に「休日にいられる場所」は「ひとり親」と「ふたり親両方常勤・正規職員」の利用意向の割合が他2つの就労形態よりも顕著に高く、この差は統計的に有意であった。小学5年生においては、他の年齢よりもこどもが休日に親と過ごすことが多く、親と過ごせない場合は自宅などの安全な場所で過ごすことをこどもが求められることなども予想されるため、4つの層のうち比較的親が忙しいであろう「ひとり親」と「ふたり親両方常勤・正規職員」の利用意向が高いことは妥当な結果であると思われる。

また、中学2年生の結果については、小学5年生とは少し異なる傾向を見せており、どの項目においても「ふたり親どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が一定程度高くなっている。特に、「平日の放課後にいられる場所」、「休日にいられる場所」においては、「ふたり親どちらか家事専業・学生」の利用意向の割合が最も高かった。この結果について、あくまでも憶測にすぎないが、思春期としての発達過程の途中である中学2年生

においては、小学5年生と比較して親子関係も異なるため、親が家にいる時間が多いであろう世帯においては特に、こどもが親なしで目的もなくいられる居場所を求めているのかもしれないが、一方でそうしたニーズに合った居場所が確立されていない可能性なども推測できる。

最後に16～17歳の分析結果については、全体的な結果として、多くの項目において「ふたり親共働き」であるほど利用意向が高かったが、例外として「勉強を無料でみてる場所」と「低額・無料の寮」の2つでは、「ふたり親どちらか家事専業・学生」世帯の利用意向の割合が最も高いという結果であった。さらに、「平日の放課後にいられる場所」、「休日にいられる場所」、「朝食を食べられる場所」、「自由に集まり活動できる場所」は統計的に有意な差で「ふたり親共働き」であるほど利用意向が高かったが、それらの結果から、多忙な親を持つ16～17歳の青少年が目的もなくただ過ごせるような場所や、朝食を用意してもらうことが求められている様子などが窺える。また、顕著な差ではなかったものの「勉強を無料でみてる場所」と「低額・無料の寮」の2つのみが「ふたり親どちらか家事専業・学生」の場合の利用意向が最も高かったという結果は興味深い。単純な解釈をすることが難しいため、本章ではこの結果の理由について明言は避けるが、他方でこれらの結果に基づいて新たな分析・考察を展開することで専業主婦（主夫）家庭が持つ固有の居場所のニーズを特定できる可能性もあるだろう。

本章の分析は非常に簡素なものに限られており、また本分析の結果だけをもってして結論を導き出すことが難しいものも多かったものの、本章のように世帯タイプと親の就労形態を組み合わせた4層を用いて差異を検討するといった試みは、単にひとり親かふたり親かという分類だけでは見られなかったであろう違いが確認できたという点で、意義のあるものであると言えよう。ただし、本章での層別の比較の結果も見せかけの関連に過ぎない場合も考えられるため、ニーズの実態や様相を捉えるのに適した枠組みを適宜検討する必要があるだろう。

また、こどもの居場所という論点に関しては、こどもの誰しものが家庭・学校以外の居場所が必要であるという立場に立脚するのであれば、用途や利便性、公共性や閉鎖性の観点から、多種多様な居場所が存在しバリエーションが担保されていることが重要であろう。他方で、大人と比べてこどもは活用可能な資源も限られているため、こどもたちだけで自身の求めている居場所を獲得するということは困難な場合も多分にある。そのため、こどもがどのようなニーズを有しているのか、また当該居場所がどのような層に利用されていてどのようなニーズを満たしているかということを、量的手法に限らずに明らかにしていく、こどもが自身の居場所を確保できるような環境を提供していくことが求められる。

第6章 ヤングケアラー

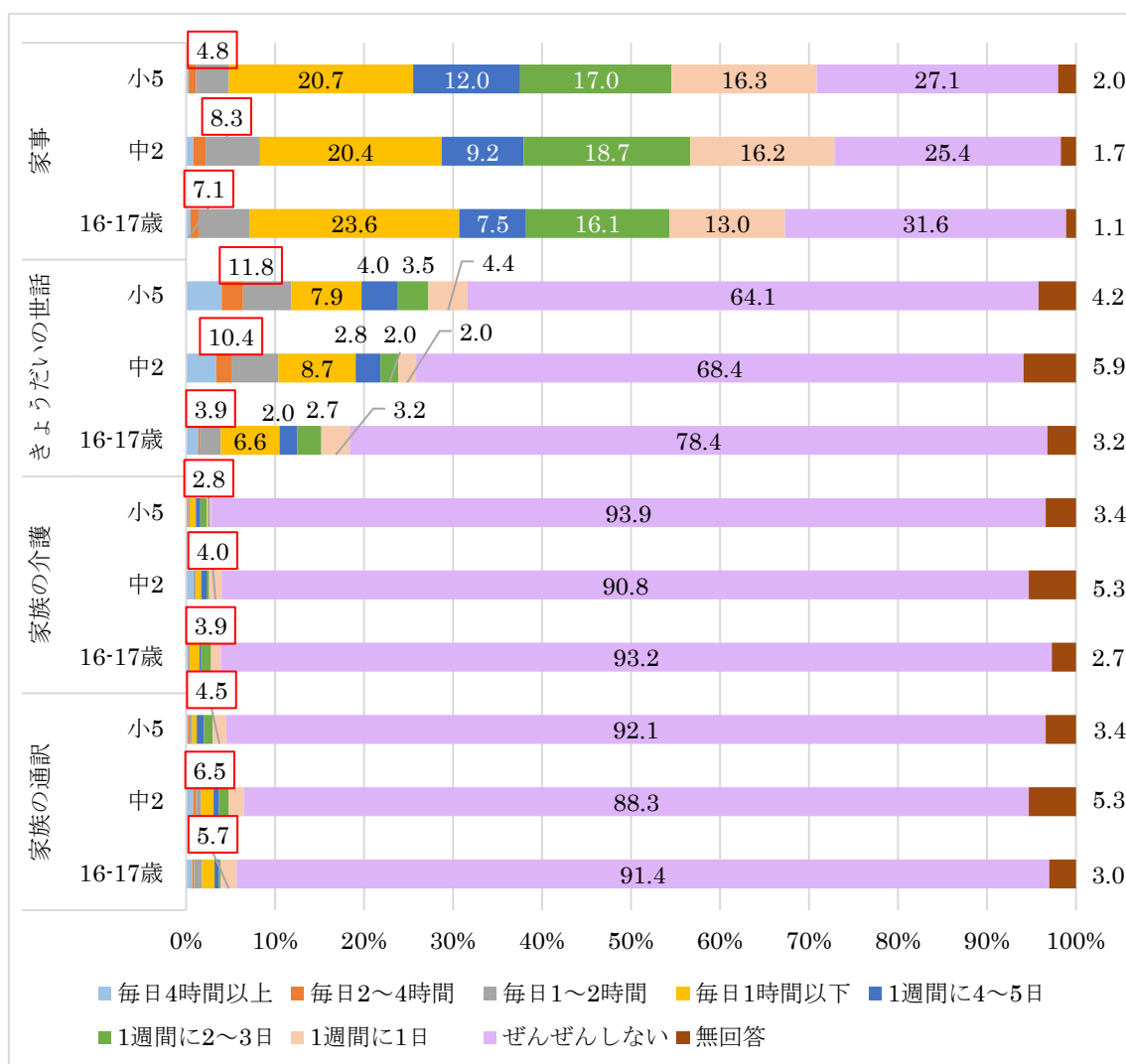
1. ヤングケアラーの実態

(1) 生活実態調査におけるヤングケアラーの割合 (R4)

本章では、ヤングケアラーの実態について分析する。ヤングケアラーを定義づけるために用いた設問は、小学5年生と中学2年生ではこども票の問8、16～17歳のこども票では問14の「あなたは、以下の活動を、ふだんどれくらいしますか。」のうち、「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」「F おとうとやいもうとの世話」「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」の設問である。これらの設問の回答である「毎日4時間以上」「毎日2～4時間」「毎日1～2時間」の中で一つ以上を選択しているものを、ヤングケアラーと定義した。また、「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」や「H 家族の通訳や手続きの手伝い」では、国が行った令和2年度のヤングケアラー実態調査において「1か月に数日」世話をしている家族がいた場合でもヤングケアラーとしていることと、家族の介護や通訳はこどもにとってかなりの負担が強えられることから、「毎日4時間以上」「毎日2～4時間」「毎日1～2時間」「毎日1時間以下」「1週間に4～5日」「1週間に1日」の中で一つ以上を選択している場合をヤングケアラーと定義した。図表6-1-1でその全体像を示す。

本調査でヤングケアラーと定義された割合（図表6-1-1内の赤枠で囲まれた数値）は、「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」では小学5年生は4.8%、中学2年生は8.3%、16～17歳は7.1%であった。「F おとうとやいもうとの世話」では小学5年生は11.8%、中学2年生は10.4%、16～17歳は3.9%であった。「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」では小学5年生は2.8%、中学2年生は4.0%、16～17歳は3.9%であった。「H 家族の通訳や手続きの手伝い」では小学5年生は4.5%、中学2年生は6.5%、16～17歳は5.7%であった。

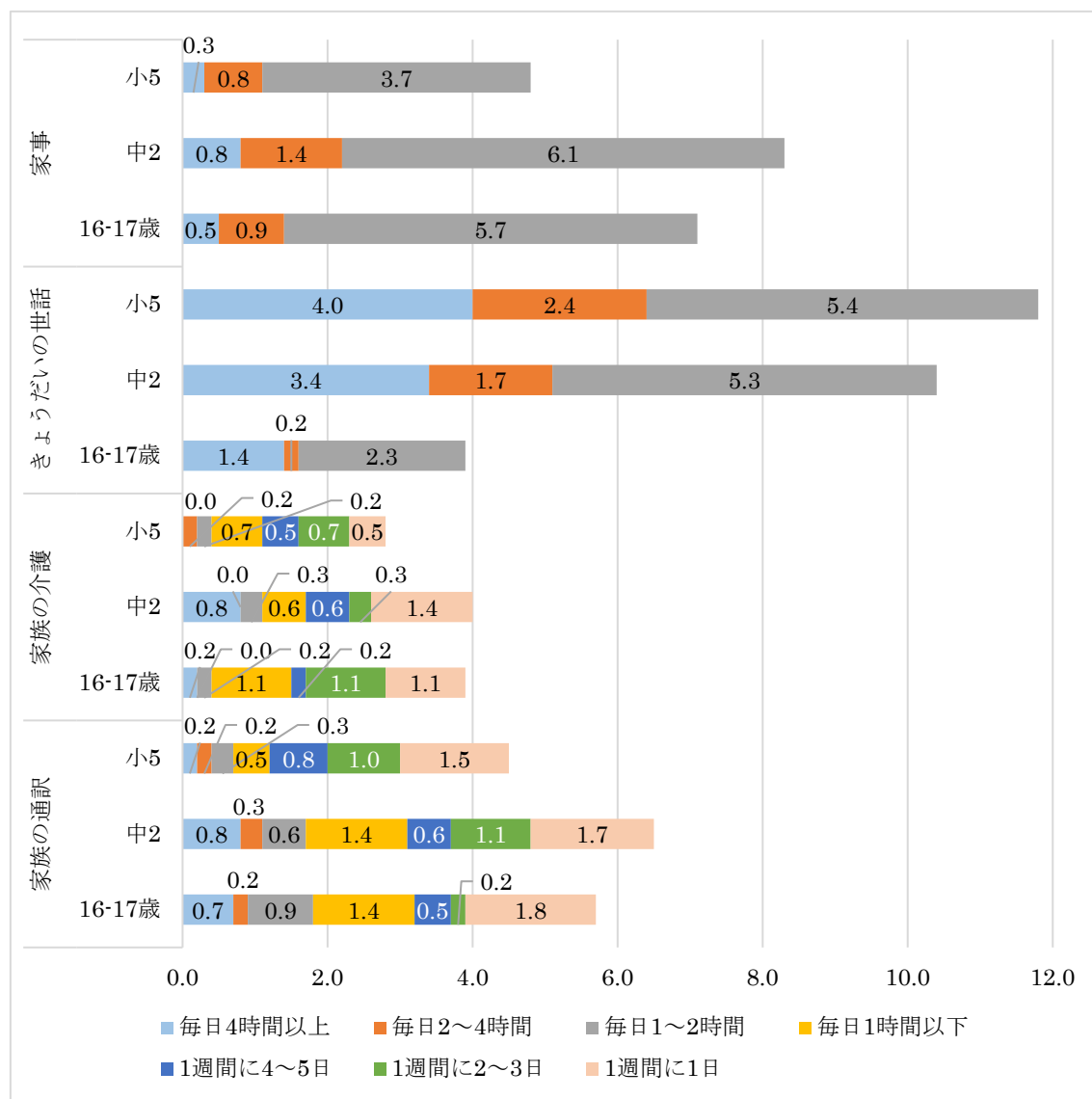
図表 6-1-1 「E 家事」「F きょうだいの世話」「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」活動時間 全体像(R4 のみ)



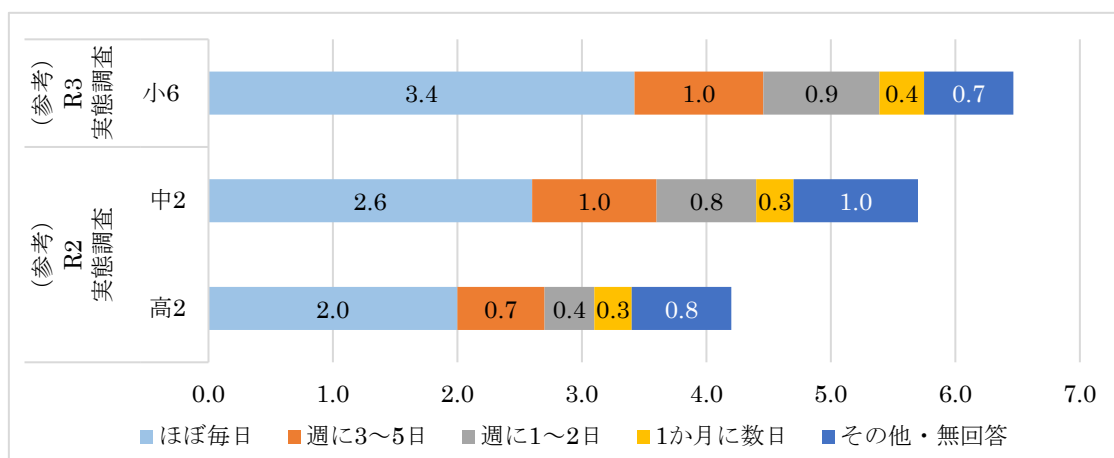
全体像で示したヤングケアラーの内訳をより詳細に見るために、ヤングケアラーのみの割合を抽出したものが図表 6-1-2 である。参考資料として、国が行ったヤングケアラー実態調査（令和 2 年度・令和 3 年度）の結果も掲載する（図表 6-1-3、図表 6-1-4）。国調査で用いられたヤングケアラーの定義は、「世話をしている家族がいる」か「世話をしている家族がいない」かどちらかで定義されており、その頻度は「ほぼ毎日」「週に 3～5 日」「週に 1～2 日」「1 か月に数日」と、世話をした日数で質問している。本調査で用いられたヤングケアラーの定義は家事やきょうだいの世話では「毎日 4 時間以上」「毎日 2～4 時間」「毎日 1～2 時間」、家族の介護や通訳では「毎日 4 時間以上」「毎日 2～4 時間」「毎日 1～2 時間」「毎日 1 時間以下」「1 週間に 4～5 日」「1 週間に 1 日」と、毎日の活動時間と日数で定義しており、その定義の内容は異なるため、ここではヤングケアラーの割合の数

値の比較は行わない。国調査では、「世話をしている家族がいる」と回答した公立小学6年生は6.5%、公立中学2年生は5.7%、公立全日制高校2年生は4.1%であった。

図表 6-1-2 ヤングケアラーのみ抽出したグラフ

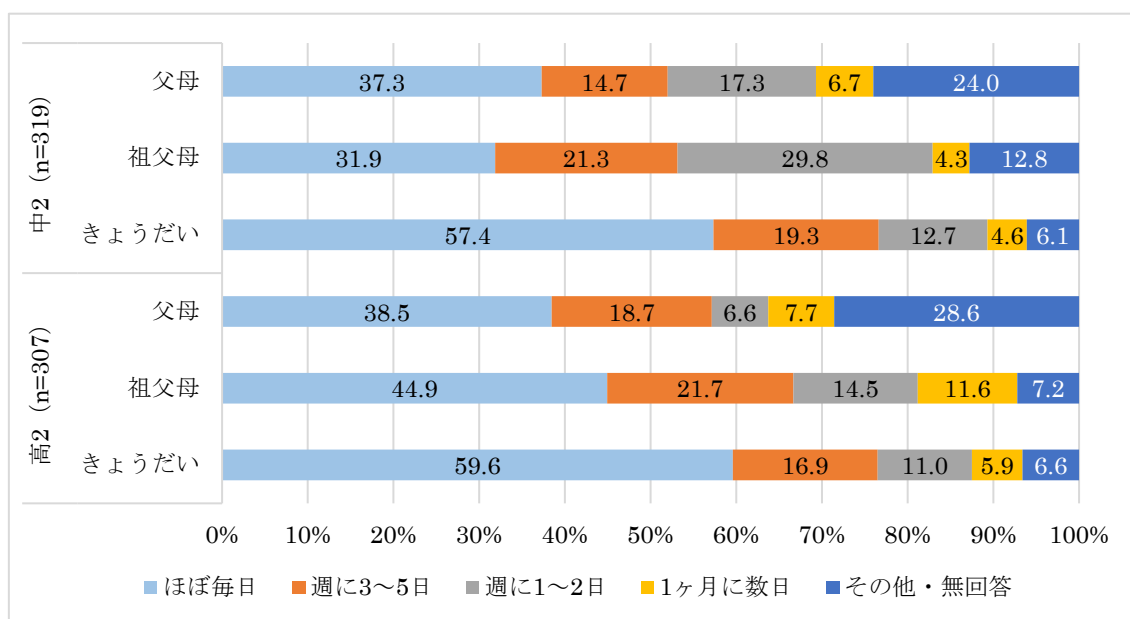


図表 6-1-3 参考資料：ヤングケアラーの実態に関する調査研究(国調査)話に費やす頻度(令和3年度・令和2年度)



注：「ヤングケアラーに関する調査研究」（厚生労働省・文部科学省，令和3年度）と「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（厚生労働省・文部科学省，令和2年度）の調査結果をもとに、グラフを編集・再構成したものである。小学6年生（n=9759、令和3年度）、中学2年生（n=5558、令和2年度）、高校2年生（n=7407、令和2年度）を対象に、世話をしている家族の有無、世話に費やす頻度や時間、世話を必要としている家族などを質問している。

図表 6-1-4 参考資料：ヤングケアラーの実態に関する調査研究(国調査)：世話に費やす時間(令和2年度)



注：「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（厚生労働省・文部科学省，令和2年度）の調査結果をもとに、グラフを編集・再構成したものである。中学2年生（n=5558）、高校2年生（n=7407）を対象に、世話をしている家族の有無、世話に費やす頻度や時間、世話を必要としている家族などを質問している。

（２）「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」「F おとうとやいもうとの世話」ヤングケアラーの実態（平成 28 年と令和 4 年の比較）

本項では、「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」「F おとうとやいもうとの世話」のヤングケアラーの特徴について、「H28 調査と R4 調査の比較」、「性差」、「母親の就労形態」、「小学 5 年生ヤングケアラー家庭（きょうだいの世話）におけるきょうだいの内訳」について論じ、その実態を調べることとする。

H28 調査では R4 調査と異なり、「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」は質問項目にはないため、「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」「F おとうとやいもうとの世話」のみで R4 と H28 の比較をすることとした。このうち「毎日 2 時間以上」「毎日 1～2 時間」の中で一つ以上を選択しているものを、ヤングケアラーと定義した。

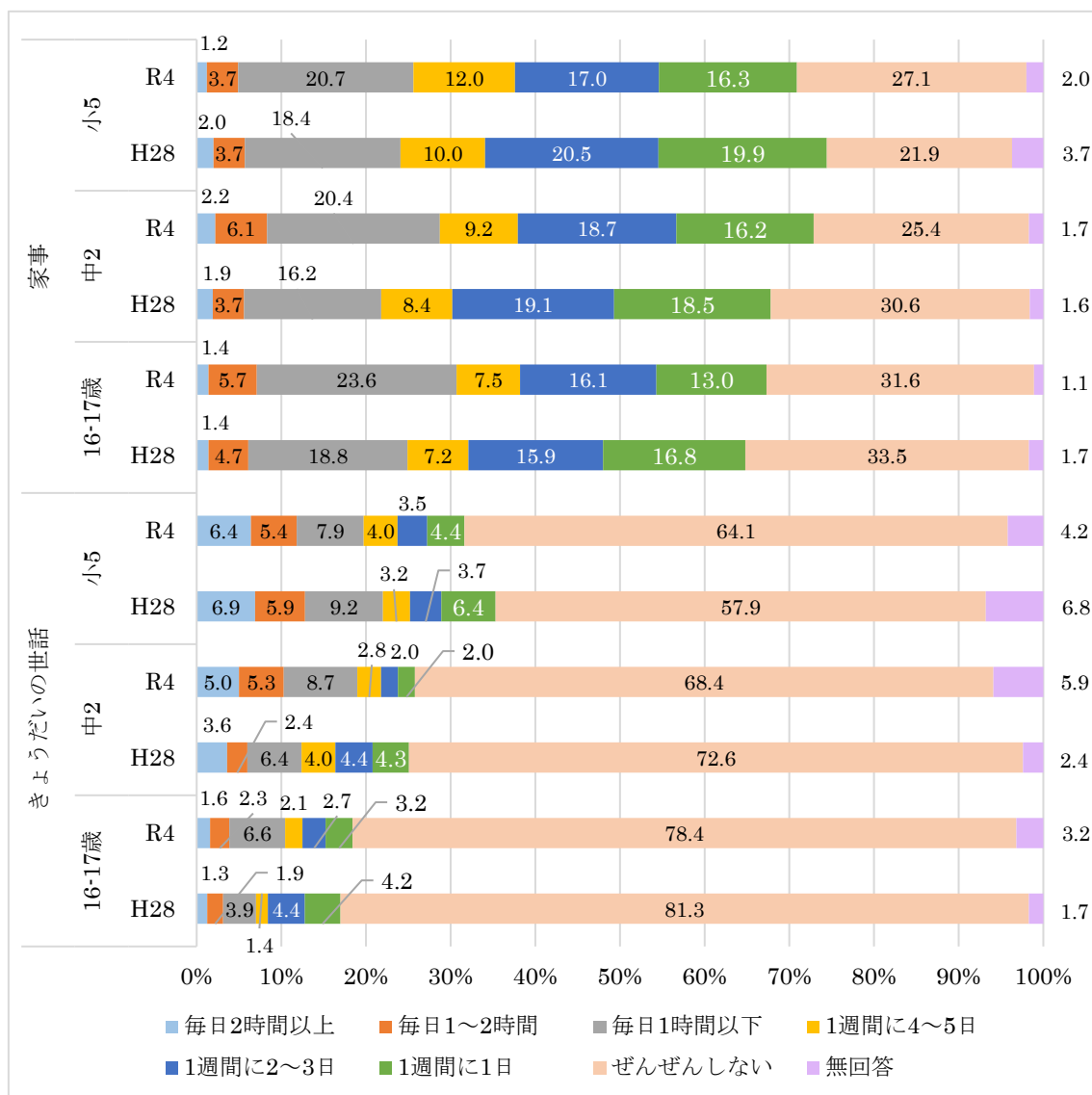
R4 と H28 を比較する際は、どちらの調査でも共通した設問項目である「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」「F おとうとやいもうとの世話」を分析対象とし、R4 における「毎日 4 時間以上」「毎日 2～4 時間」の数を足し合わせたものを「毎日 2 時間以上」とした。「E 家事」「F おとうとやいもうとの世話」活動時間をまとめて R4 と H28 の内訳を示したグラフが図表 6-1-5 である。

この図によれば、「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」では、全年齢層において、本報告書でヤングケアラーと定義づけた「毎日 2 時間以上」は約 1～2%、「毎日 1～2 時間」は約 3～6%であり、少ないことが見てとれる。しかしながら、「E 家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）」は全年齢層において、「ぜんぜんしない」が約 20%～30%であり、約 7 割の子どもたちが、家庭で何らかの家事を行っている様子が伺える。

「F おとうとやいもうとの世話」は、「ぜんぜんしない」以外の回答項目の値を足し合わせると、小学 5 年生の R4 では 31.6%、中学 2 年生の R4 では 25.8%であった。

「E 家事」「F おとうとやいもうとの世話」における本報告書でヤングケアラーと定義された人数の割合は、全体から見ると少ない傾向があった。

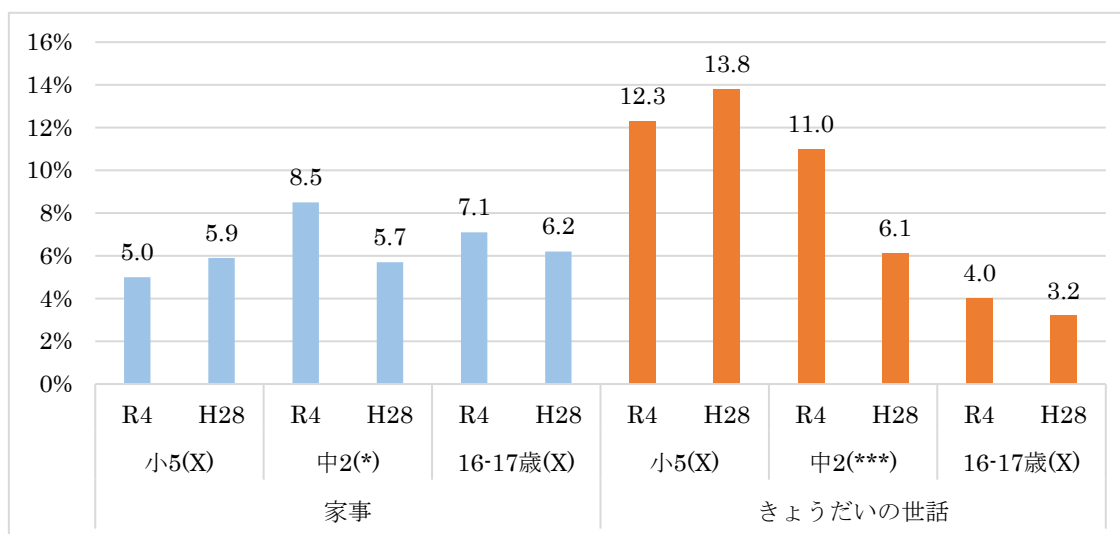
図表 6-1-5 「E 家事」「F きょうだいの世話」活動時間 全体像(R4とH28)



「E 家事」「F きょうだいの世話」の中で、無回答を処理し、「毎日 2 時間以上」「毎日 1 ～2 時間」を足し合わせて R4 と H28 の比較を行ったのが図表 6-1-6 である。

「E 家事」のヤングケアラーで R4 と H28 で差があったのは中学 2 年生で、それぞれ 8.5%、5.7%であった。「F きょうだいの世話」では、小学 5 年生のヤングケアラーは R4 は 13.8%であり、H28 の 12.3%と比較しても差はなかった。中学 2 年生では、R4 では 11.0%と、H28 と比較すると 4.9 ポイント高くなった。16～17 では、「E 家事」では R4 は 7.1%、H28 は 6.2%だが、「F きょうだいの世話」では R4 は 4.0%と H28 は 3.2%であった。

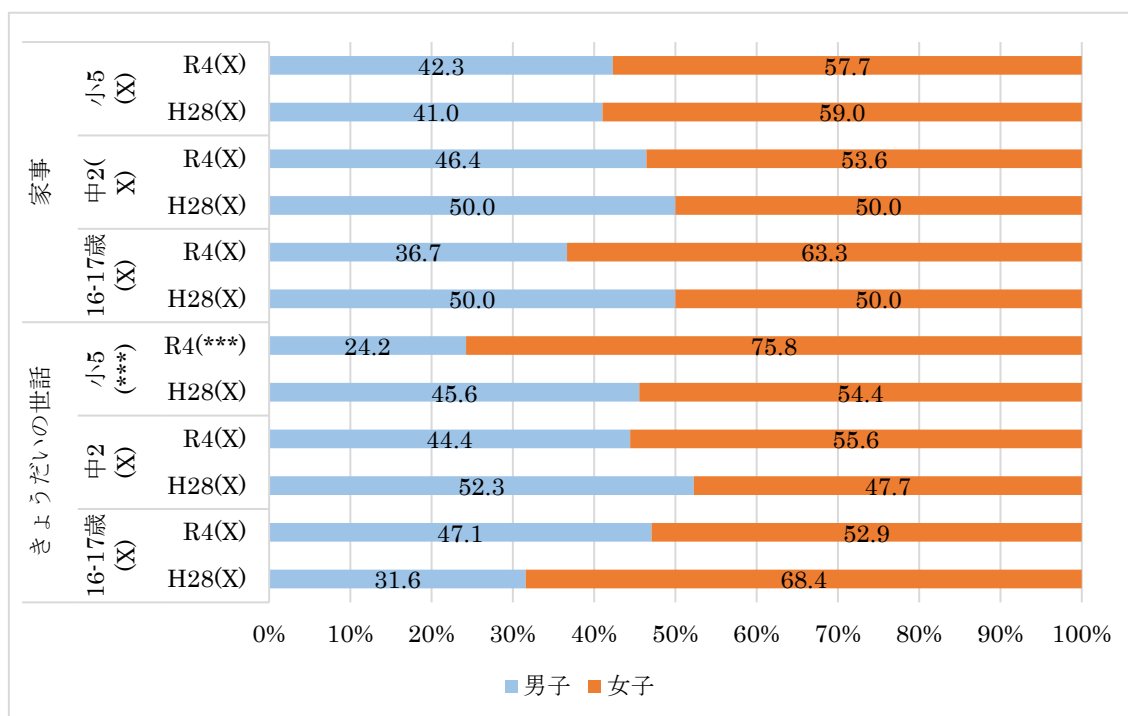
図表 6-1-6 「E 家事」「F きょうだいの世話」ヤングケアラーH28 と R4 の比較



注：無回答処理をして分析を行った。

ヤングケアラーの性別による差を各年齢層でみたところ、小学5年生の「きょうだいの世話」R4の結果のみ女子のヤングケアラーが多く男子は24.2%、女子は75.8%であった。しかしながら、それ以外の年齢層においては、性差はなかった（図表 6-1-7）。

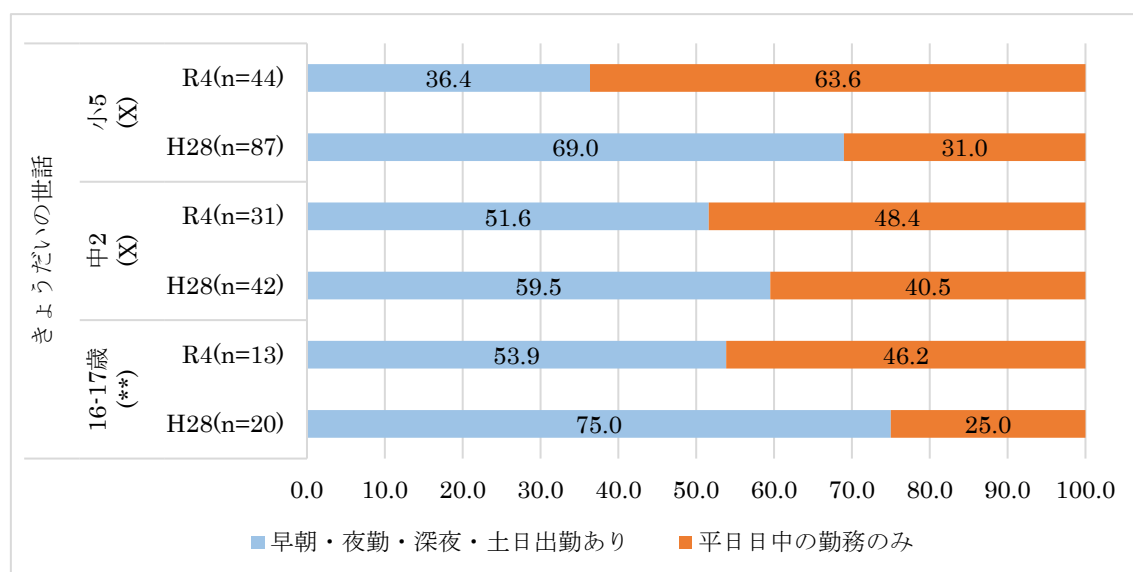
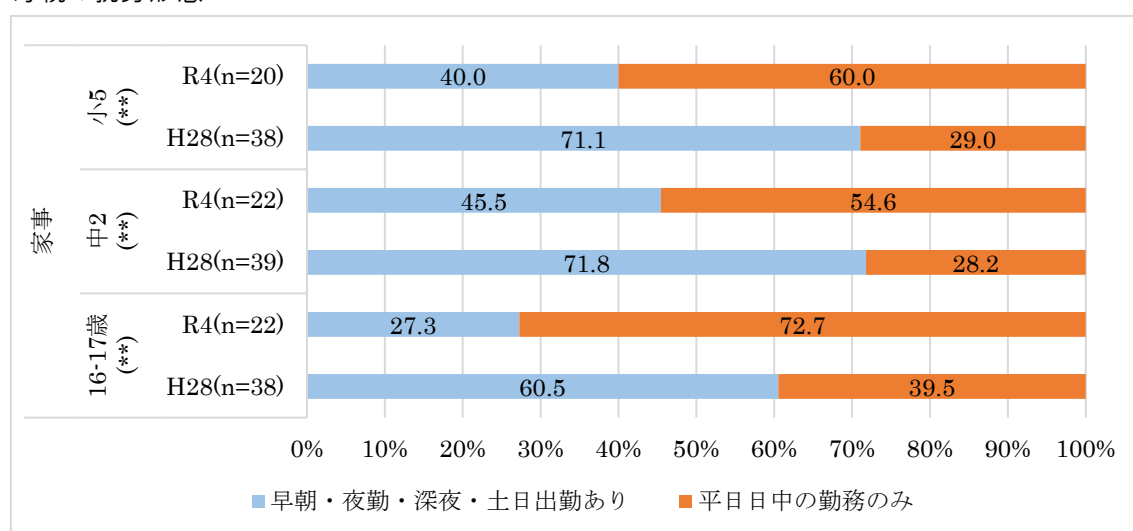
図表 6-1-7 「E 家事」「F きょうだいの世話」ヤングケアラー：性別による分析(H28 と R4 の比較)



注：R4 調査における性別の回答項目「わからない・違和感がある・答えたくない・どちらでもない」と無回答は、それぞれ欠損処理した上で分析を行った。

ヤングケアラーの家庭の母親の就労形態を各年齢層でみた（図表 6-1-8）。家事のヤングケアラーにおいて、小学 5 年生の母親の就労形態（早朝・夜勤・深夜・土日出勤）は H28 よりも R4 の方が 31.1 ポイント、中学 2 年生では 26.3 ポイント、16～17 歳では 33.2 ポイント低くなった。きょうだいの世話ヤングケアラーにおいては、小学 5 年生のみ有意な差があり、H28 よりも R4 の方が 32.6 ポイント低い割合となった。特に家事のヤングケアラーであるこどもたちの母親の就労形態は、R4 の方が H28 と比較すると、全年齢層において早朝・夜勤・深夜・土日出勤は減っている。

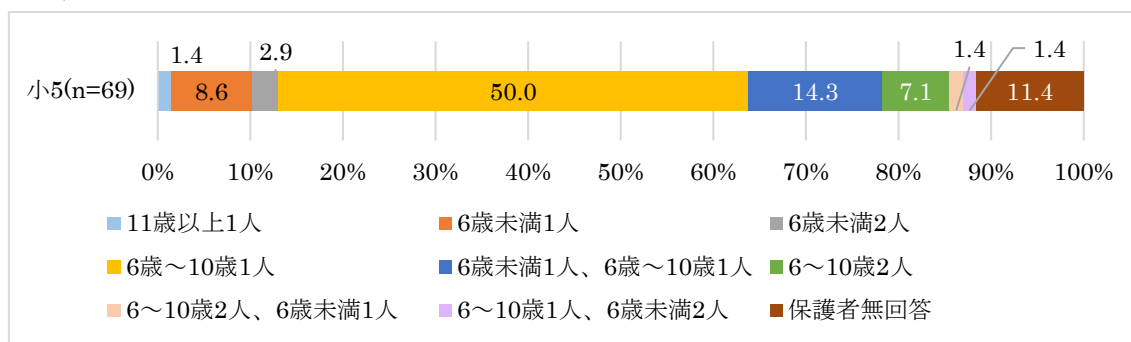
図表 6-1-8 「E 家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)」 「F きょうだいの世話」のヤングケアラーの母親の就労形態



注：無回答は欠損処理した上で分析を行った。

小学 5 年生では、きょうだいの世話をしているこどもの割合が高かったため、ヤングケアラーの子どもたちがどのような年齢層のきょうだいを持っているのか、また 10 歳以下のきょうだいの人数は何人いるか調べた。R4 調査では、小学 5 年生保護者票問 5 - 1 で「世帯内のお子さんの年齢」を聞いた設問項目があるため、こちらを利用した。10 歳以下のきょうだいの年齢構成とその人数を図表 6-1-9 で示す。きょうだいの年齢構成と数が「6 ～10 歳 1 人」で 50.0%と最も多く、次に「6 歳未満 1 人、6～10 歳 1 人」が 14.3%、「6 歳未満 1 人」が 8.6%、「6～10 歳 2 人」が 7.1%と続いた。この内訳を見ると、6～10 歳のきょうだいがいる割合が合計で 71.4%にもものぼる。

図表 6-1-9 「F きょうだいの世話」の小学 5 年生ヤングケアラー家庭におけるきょうだいの内訳(R4 のみ)



注：「F きょうだいの世話」の小学 5 年生ヤングケアラーは実際は 70 人だが、保護者票がない子ども票が 1 人いたため、上の表内では 69 名となっている。

(3) ヤングケアラーと生活困難度との関連（平成 28 年・令和 4 年）

H28 調査と R4 調査における「E 家事」「F きょうだいの世話」それぞれで定義されたヤングケアラーと、生活困難度との関連をみた。「F きょうだいの世話」ヤングケアラーのみ、生活困難度との関連がみられたため、図表 6-1-10 で示す。

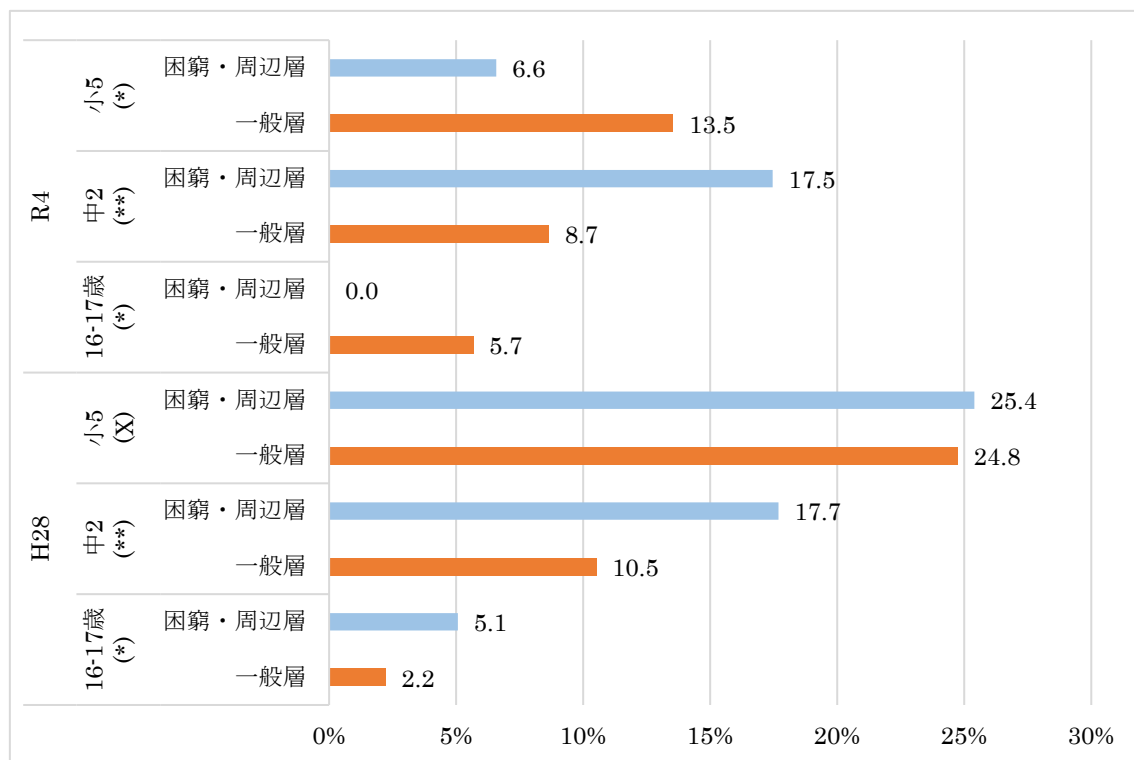
R4 調査結果では、小学 5 年生におけるヤングケアラーの割合は困窮・周辺層が 6.6%、一般層が 13.5%であり、一般層の方が 6.9 ポイント高かった。中学 2 年生では困窮・周辺層が 17.5%、一般層が 8.7%であり、困窮・周辺層の方が 8.8 ポイントヤングケアラーの割合が高かった。16～17 歳では、困窮・周辺層ではヤングケアラーが存在せず、一般層が 5.7%であった。

H28 調査結果では、中学 2 年生におけるヤングケアラーの割合は困窮・周辺層が 17.7%、一般層が 10.5%となり、困窮・周辺層の方が 7.2 ポイント高い割合であった。16～17 歳では困窮・周辺層が 5.1%、一般層が 2.2%であり、中学 2 年生の結果と同様に、困窮・周辺層の方が 2.9 ポイント高い割合となった。

H28 調査の方では中学 2 年生、16～17 歳において困窮・周辺層の方がヤングケアラーである割合が有意に高かったが、R4 調査では中学 2 年生では困窮・周辺層の方がヤングケアラーの割合は高く、小学 5 年生、16～17 歳では一般層の方がヤングケアラーである

割合が高い結果も出ており、年度の違いもみられた。しかしながら、この結果からみて、生活困難度が高い家庭に「きょうだいの世話」のヤングケアラーが存在する可能性は高いと考えられる。

図表 6-1-10 「F きょうだいの世話」ヤングケアラー生活困難度との関連



(4) 「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」のヤングケアラーの実態 (R4 のみ)

本項では、「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」(すなわち、「家族の介護」)と「H 家族の通訳や手続きの手伝い」(すなわち、「家族の通訳」)におけるヤングケアラーについて、その実態を明らかにする。「E 家事(洗濯、掃除、料理、片付けなど)」「F おとうとやいもうとの世話」では、「毎日1時間以上」その活動をしているこどもをヤングケアラーと定義したが、「家族の介護」や「家族の通訳」は、ケアの内容が「家事」や「きょうだいの世話」より、こどもへの負担が大きいことが考えられた。また、国が行った令和2年度のヤングケアラー実態調査において「1か月に数日」世話をしている家族がいた場合でもヤングケアラーとしていることから、「毎日4時間以上」「毎日2～4時間」「毎日1～2時間」「毎日1時間以下」「1週間に4～5日」「1週間に1日」の中で一つ以上を選択している場合をヤングケアラーと定義した。図表 6-1-11 でその内訳を示す(人数が少ないため、グラフではなく表で示した)。

この表をみると、「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」のヤングケアラーと定義さ

れた割合は、小学 5 年生で 2.8%、中学 2 年生で 4.0%、16～17 歳で 3.9%であった。「H 家族の通訳や手続きの手伝い」のヤングケアラーと定義された割合は、小学 5 年生は 4.5 %、中学 2 年生は 6.5 %、16～17 歳は 5.7 %であった。国が行ったヤングケアラー実態調査では、「世話をしている家族がいる」と回答した公立中学 2 年生は 5.7%、公立全日制高校 2 年生は 4.1%であったため、その数値をみても、本調査における「家族の介護」「家族の通訳」のヤングケアラーは、国の実態調査の値に近いと言える。

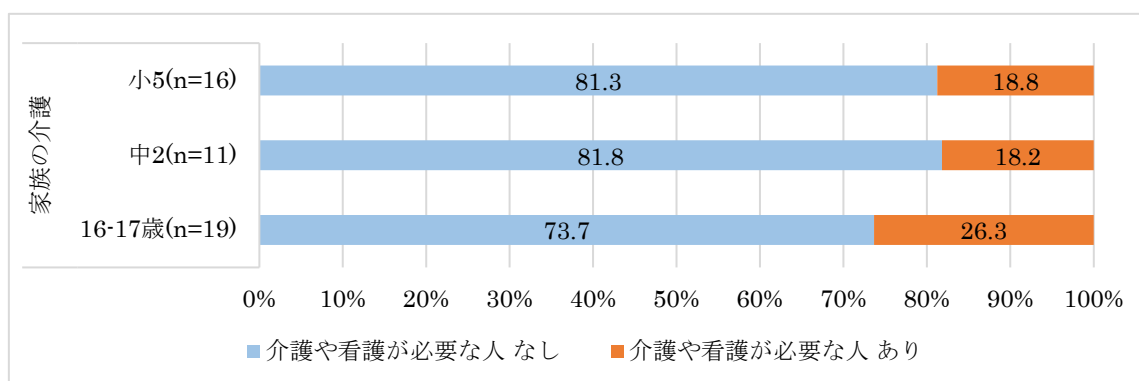
図表 6-1-11「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」ヤングケアラー内訳(R4 のみ)

	家族の介護						家族の通訳など					
	小学 5 年生		中学 2 年生		16～17 歳		小学 5 年生		中学 2 年生		16～17 歳	
	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%	n	%
毎日 4 時間以上	0	0.0	3	0.8	1	0.2	1	0.2	3	0.8	3	0.7
毎日 2～4 時間	1	0.2	0	0.0	0	0.0	1	0.2	1	0.3	1	0.2
毎日 1～2 時間	1	0.2	1	0.3	1	0.2	2	0.3	2	0.6	4	0.9
毎日 1 時間以下	4	0.7	2	0.6	5	1.1	3	0.5	5	1.4	6	1.4
1 週間に 4～5 日	3	0.5	2	0.6	1	0.2	5	0.8	2	0.6	2	0.5
1 週間に 2～3 日	4	0.7	1	0.3	5	1.1	6	1.0	4	1.1	1	0.2
1 週間に 1 日	3	0.5	5	1.4	5	1.1	9	1.5	6	1.7	8	1.8
全然しない	558	93.9	325	90.8	410	93.2	547	92.1	316	88.3	402	91.4
無回答	20	3.4	19	5.3	12	2.7	20	3.4	19	5.3	13	3.0

次に、家に介護する大人の家族がいると答えた保護者の中で、実際にどれくらいのヤングケアラーがいるか分析する。分析に用いたのは、小学 5 年生と中学 2 年生、16～17 歳の保護者票問 6「お子さんと同居している大人の家族の中に、高齢・障害または病気などによって、介護や看護が必要な方はいますか。」という設問である。図表 6-1-12 でその内訳を示す。

この内訳をみると、「家族の介護」ヤングケアラーのうち、小学 5 年生では 18.8%、中学 2 年生では 18.2%、16～17 歳では 26.3%の割合で、家庭内で介護や看護が必要な大人の家族がいることがわかる。それでは、「家族の介護」をしていると答えたヤングケアラーは、誰を介護・看病しているのだろうか。小学 5 年生・中学 2 年生のこども票問 8-2、16～17 歳のこども票問 14-2「G（父母・祖父母など家族の介護・看病）に 1～7 と答えた人にお聞きします。あなたが介護・看病している人は誰ですか」の設問の結果を図表 6-1-13 に示した。この表をみると、ヤングケアラーが介護・看病している対象者で主要なものは小学 5 年生中学 2 年生、16～17 歳の結果を足し合わせると、一番多い人数が祖父母で 22 名、次に母親で 10 名であった。

図表 6-1-12 家族に看護や介護が必要な人がいる家庭の中における「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」ヤングケアラーの内訳

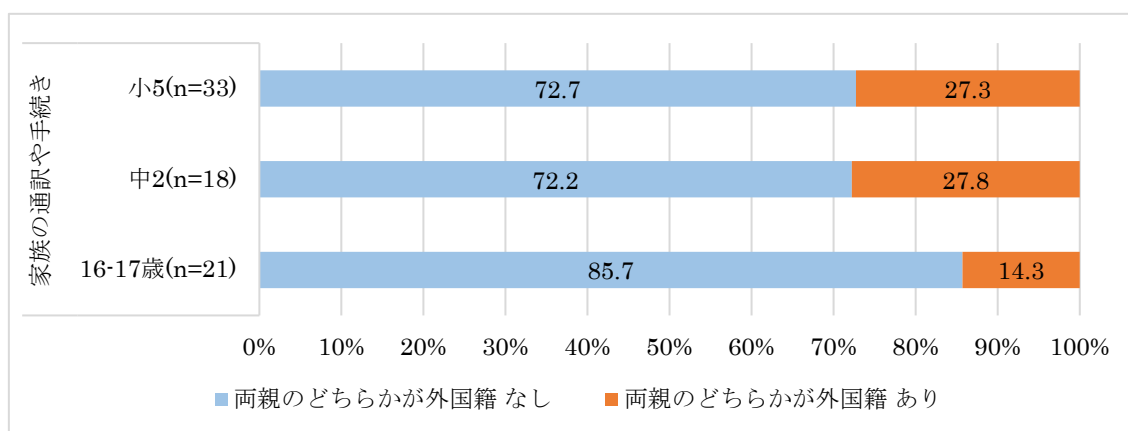


図表 6-1-13 「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」ヤングケアラーにおける介護・看護している人の内訳(複数回答)

	弟・妹	兄・姉	母親	父親	祖父母	その他	無回答
小 5	0	0	3	1	9	2	2
中 2	3	2	3	1	6	2	0
16-17 歳	1	0	4	1	7	2	1
全体	4	2	10	3	22	6	3

最後に、「H 家族の通訳や手続きの手伝い」ヤングケアラーにおいて、両親のどちらかが外国籍であるか調べた。分析に用いたのは、小学 5 年生と中学 2 年生、16～17 歳の保護者票問 7「お子さんのご両親の国籍にあてはまる番号を、それぞれ教えてください」設問のお母さま、お父さまそれぞれの「1 日本」「2 日本以外」の回答である。結果を図表 6-1-14 に示す。「H 家族の通訳や手続きの手伝い」ヤングケアラーにおいて、両親のどちらかが外国籍である割合は、小学 5 年生では 27.3%、中学 2 年生では 27.8%、16～17 歳では 14.3%であった。外国籍の親がいる場合に、通訳や手続きの手伝いのヤングケアラーが存在することに注意する必要がある。それでは残りの 7～8 割は、どのような対象者の通訳や手続きの手伝いをしているのか、ということになるが、「家族の介護」の質問項目と異なり、「H 家族の通訳や手続きの手伝い」の対象者は誰かを尋ねた質問項目はないため、ここからは憶測となる。両親が外国籍であること以外で、家族の通訳や手続きが必要な場合、その対象者は、親が聴覚障がいを持っている場合も考えられる。また、「手続き」の言葉で考慮すると、祖父母もその対象者となる可能性がある。

図表 6-1-14 両親のどちらかが外国籍のこどもの「H 家族の通訳や手続きの手伝い」ヤングケアラーの内訳



(5) 考察

以上の墨田区における調査の結果から、墨田区のヤングケアラーの特徴について、次の3点にまとめられる。第一に、本調査の小学5年生の結果である「F おとうとやいもうとの世話」ヤングケアラーの割合は高い結果となった。このきょうだいの世話のヤングケアラーのこどもたちは、6～10歳のきょうだいがいる割合が7割にもものぼった。政策提言として、学童利用対象年齢を引き上げるか、小学生がきょうだいと一緒にいられるような場所の提供の必要性が考えられる。現実的には、新たなこどもの居場所を初めから作することは難しいことから、学童の対象年齢を小学4～6年生も入れるように引き上げることで、小学1～3年生のきょうだいと一緒に過ごすことができるようになり、こどもの居場所の提供も含めた支援につながると考えられる。

第二に、「F おとうとやいもうとの世話」ヤングケアラーは、生活困難度との関連が高いことが示された。このことから考えられ得る政策提言としては、貧困対策に取り組む行政側が貧困家庭に対する訪問支援などアウトリーチ活動を行う際に、ヤングケアラーの存在を意識して活動を行う必要性があげられる。

第三に、「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」「H 家族の通訳や手続きの手伝い」のヤングケアラーは割合的に非常に少ないことから、このこどもたちにつながることは難しいことと考えられるが、「G 父母・祖父母など家族の介護・看病」ヤングケアラーのこどもたちの介護・看病の対象者が祖父母や母親であることが多いこと、「H 家族の通訳や手続きの手伝い」ヤングケアラーでは両親のどちらかが外国籍である割合が一定数いることが調査結果より明らかになったため、祖父母が介護されている家庭や、親が精神疾患や身体的疾患などで介護が必要な状態の家庭、また外国ルーツをもつこどもたちや聴覚障害の親を持つこどもたちを行政側が把握しておくことが重要であると考えられる。

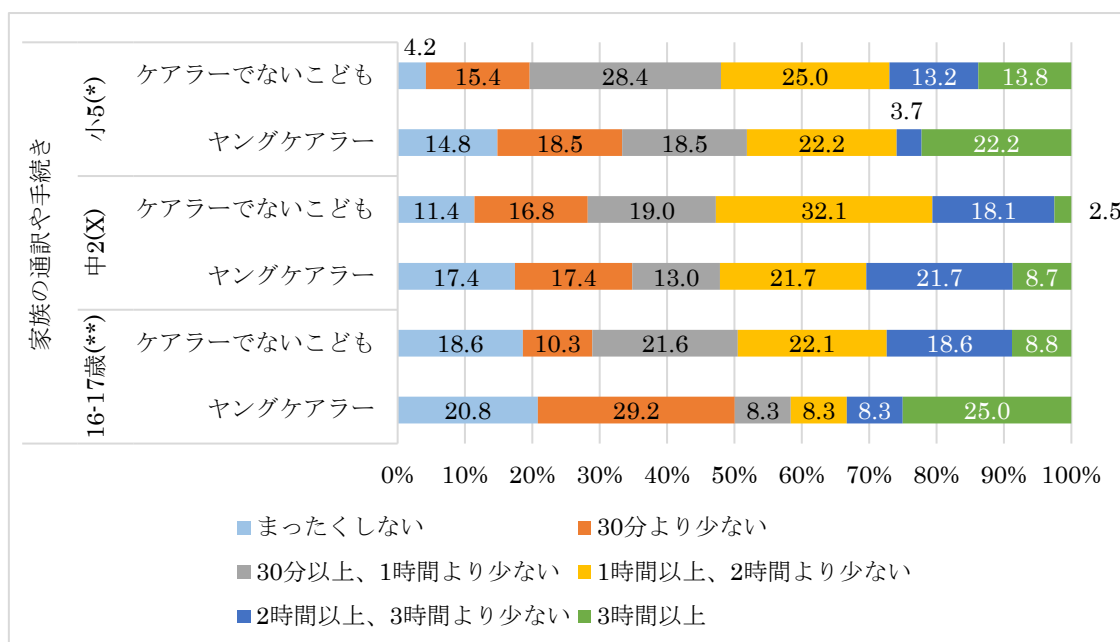
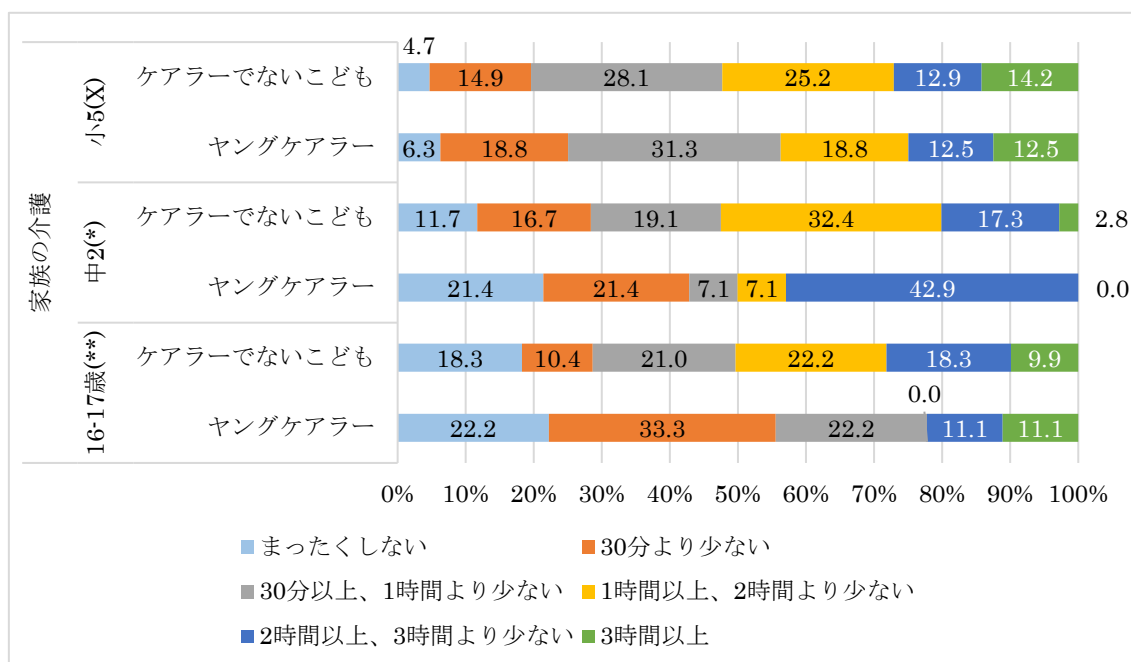
2. ヤングケアラーであることで被る不利益（R4 調査）

この節では、ヤングケアラーであることで、被る不利益について分析する。こどもの機会の喪失に関連する項目は、教育面や体験面など様々なものがあるが、ここでは、有意な結果となった「学校の授業（月曜～金曜）以外の勉強時間」「学習塾や家庭教師の日数」「屋外での運動」「こどもの体験」とヤングケアラーであることの関連を取り上げ、論じる。

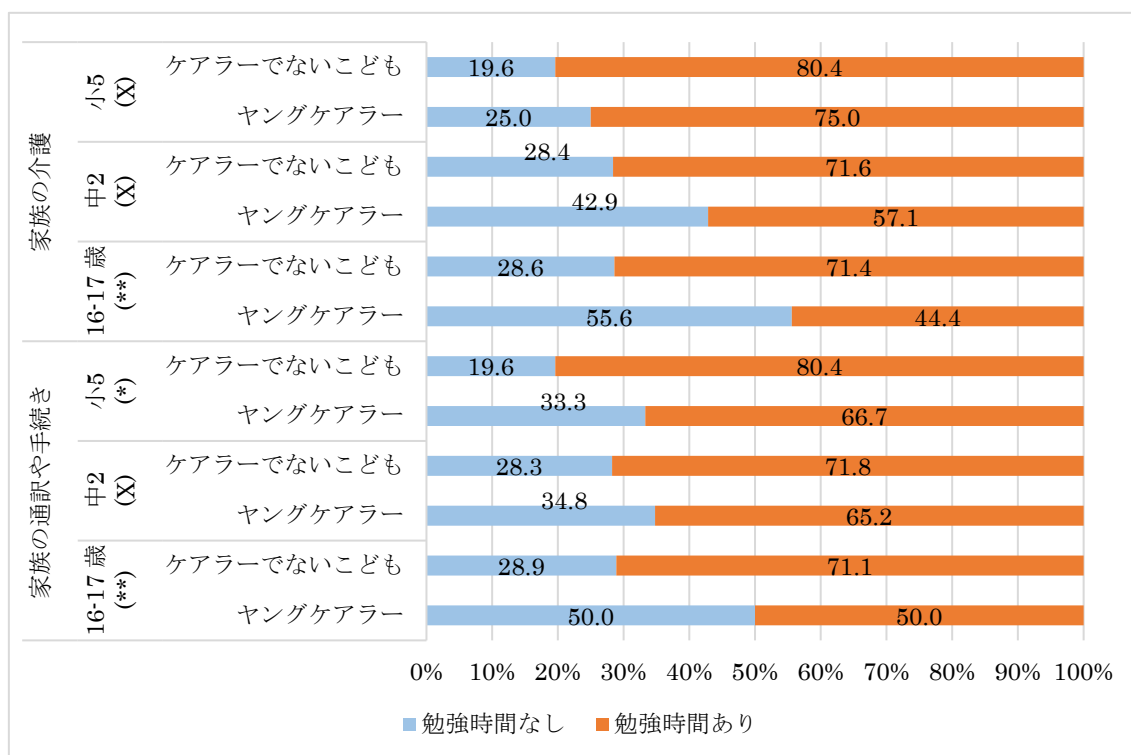
（1）学校の授業（月曜～金曜）以外の勉強時間

小学5年生と中学2年生ではこども票の問22、16～17歳のこども票では問9の「あなたは、ふだん(月～金曜日)学校の授業以外にどれくらいの時間、勉強をしますか。1日あたりの勉強時間を教えてください。」の設問を用いた。有意な結果が出たグラフのみ図表6-2-1に示す。その後に続く分析として、図表6-2-1の回答項目で示されている勉強時間「まったくしない」と「30分より少ない」を「勉強時間なし」とし、「30分以上、1時間より少ない」「1時間以上、2時間より少ない」「2時間以上、3時間より少ない」「3時間以上」を「勉強時間あり」と設定して比較したところ、「家族の介護」ヤングケアラーにおいて16～17歳では「勉強時間なし」の割合の方が「勉強時間あり」と比べて26.9ポイント有意に高かった。同様に、「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーにおいて、小学5年生では「勉強時間なし」の割合の方が「勉強時間あり」と比べて13.7ポイント有意に高く、16～17歳では21.1ポイント有意に高かった（図表6-2-2）。以上のことから、「家族の介護」16～17歳ヤングケアラー、「家族の通訳や手続き」小学5年生と16～17歳ヤングケアラーのこどもたちは、ケアラーでないこどもたちと比較すると、勉強時間が少ない結果となった。中学2年生の「家族の介護」「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーにおいては、有意な差はでなかったものの、「家族の介護」ヤングケアラーで「勉強時間なし」は42.9%もの割合であった。

図表 6-2-1 「家族の介護」「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーと勉強時間の関連(全体図)



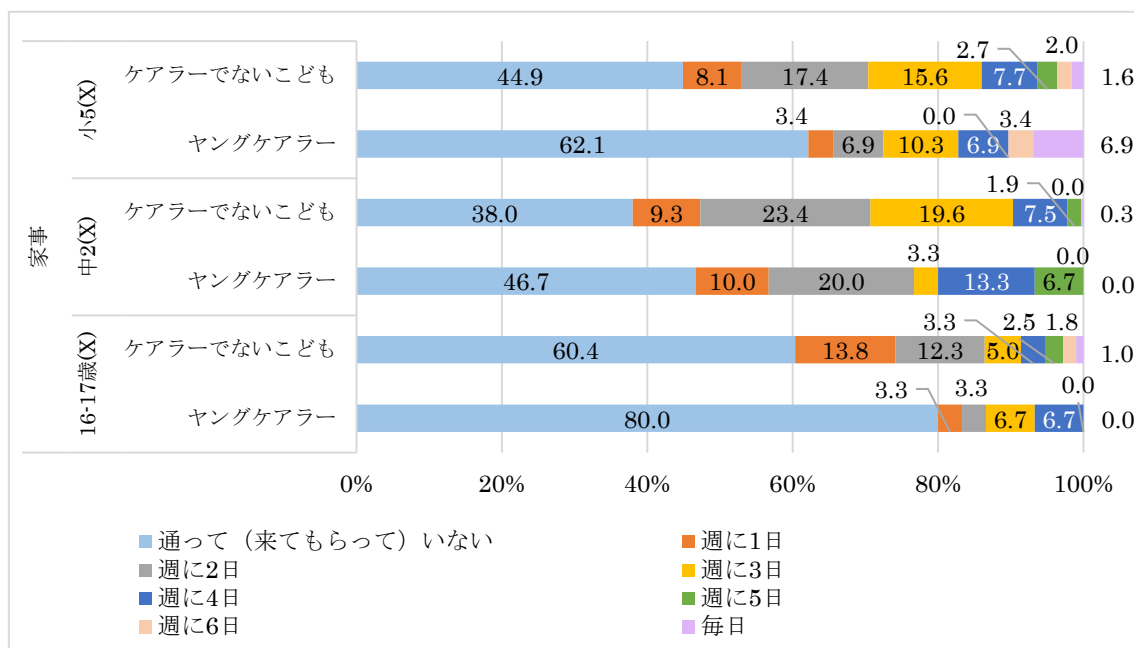
図表 6-2-2 「家族の介護」「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーと勉強時間の関連(勉強時間あり、勉強時間なし)



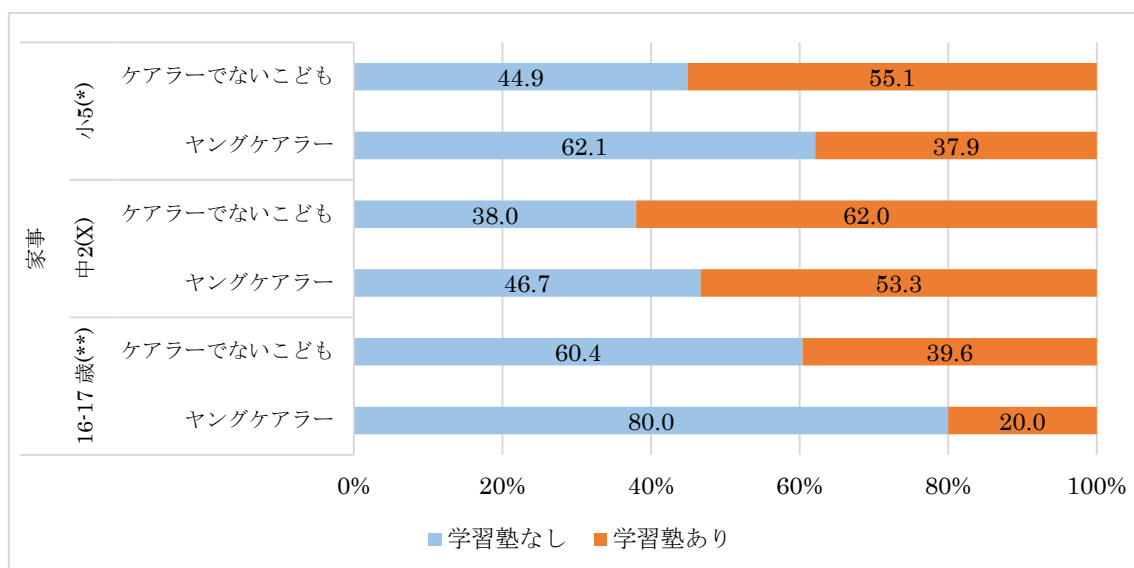
(2) 学習塾や家庭教師の日数

小学5年生と中学2年生では子ども票の問23、16～17歳の子ども票では問10の「あなたは、塾や予備校に通ったり、家庭教師に来てもらっていますか（オンラインも含む）。通って（来てもらって）いる場合、1週間に何日通って（来てもらって）いますか。両方やっている方は、合計した日数に○をつけてください。」の設問を用いて分析した。「家事」ヤングケアラーと学習塾（家庭教師）との関連（全体図）を図表6-2-3で示す。このうち、「通って（来てもらって）いない」を「学習塾なし」、それ以外の回答を「学習塾あり」と定義し、分析した結果を図表6-2-4で示す。この結果から、「家事」ヤングケアラーは、ケアラーでない子どもよりも学習塾に通っていない割合が、小学5年生では17.2ポイント、16～17歳では19.6ポイント高かった。以上のことから、「家事」小学5年生、16～17歳のヤングケアラーは、ケアラーでない子どもたちと比較すると、学習塾に通っていない結果となった。

図表 6-2-3 「家事」ヤングケアラーと学習塾(家庭教師)との関連(全体図)



図表 6-2-4 「家事」ヤングケアラーと学習塾(家庭教師)との関連(学習塾あり、学習塾なし)

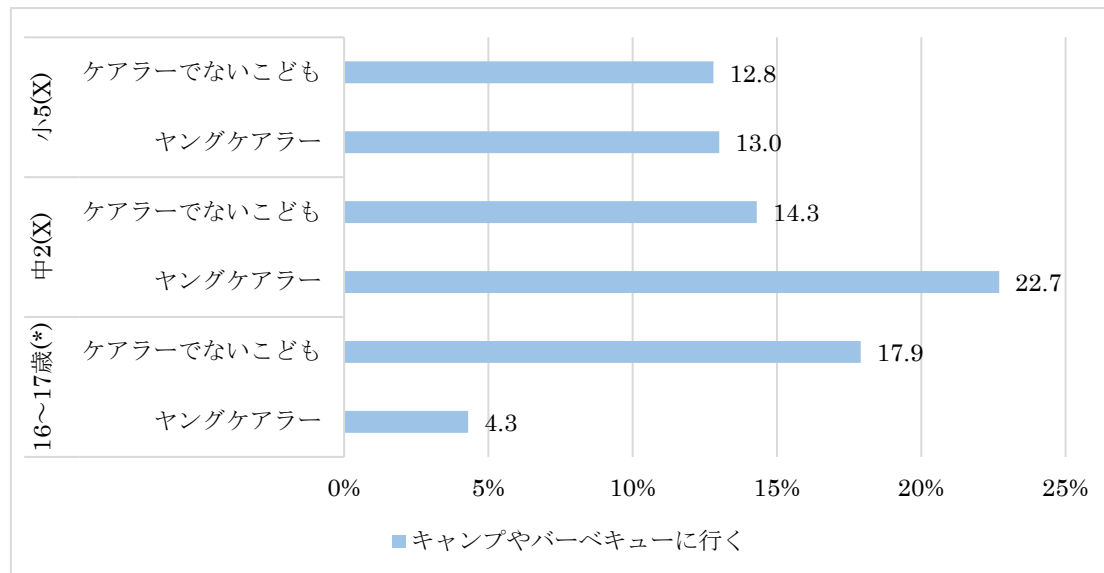
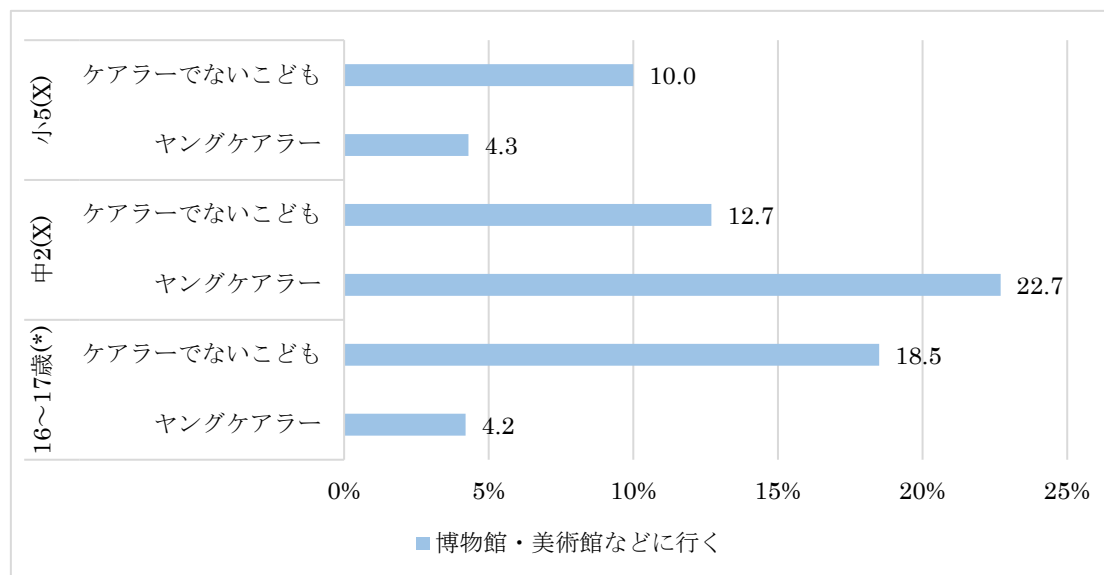


(3) こどもの体験

小学5年生と中学2年生、16～17歳の保護者票の間19「過去1年間において、あなたのご家庭では、お子さんと次のような体験をしましたか。」の設問のうち、「A 海水浴に行く」「B 博物館・科学館・美術館などに行く」「C キャンプやバーベキューに行く」「D スポーツ観戦や劇場に行く」「E 遊園地やテーマパークに行く」の5項目を分析に用いた。ヤングケアラーとケアラーでない子どもと比較して有意な差があったのは、「家

族の通訳」ヤングケアラーの16～17歳のみであった。「B 博物館・科学館・美術館などに行く」体験の割合がケアラーでない子どもと比べて14.3ポイント低く、「C キャンプやバーベキューに行く」体験の割合は13.6ポイント低かった（図表 6-2-5）。

図表 6-2-5 「家族の通訳」ヤングケアラーと「こどもの体験」との関連

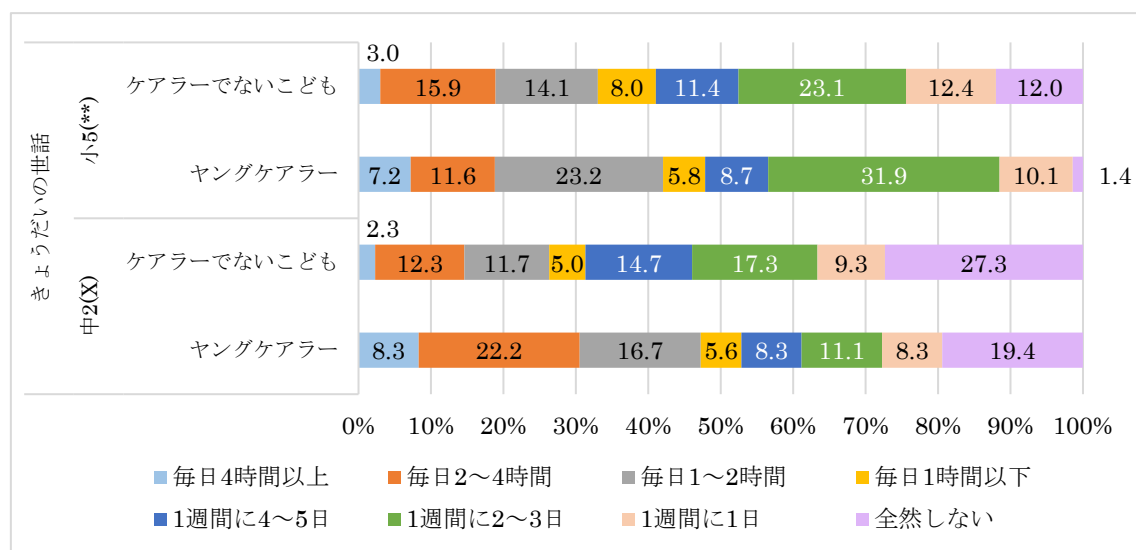
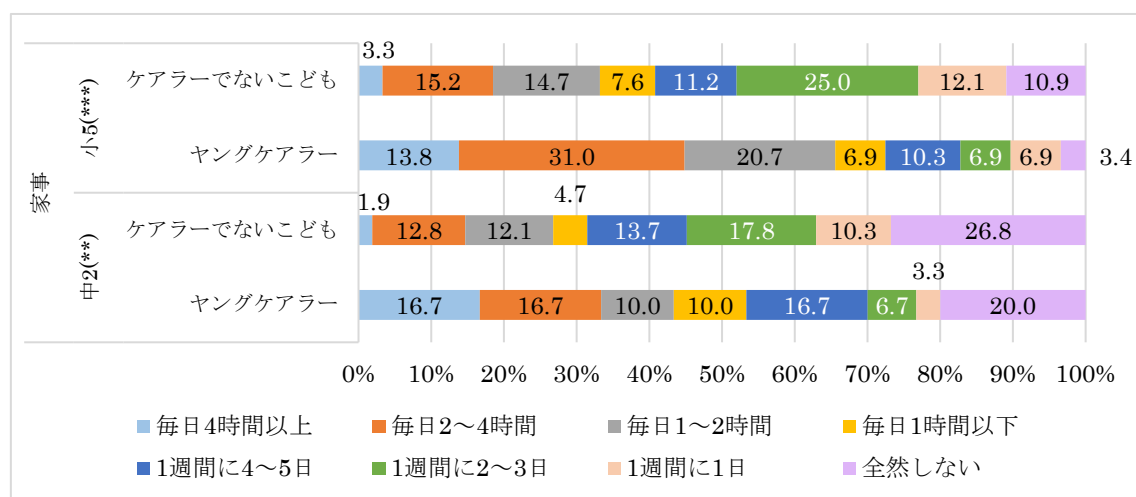


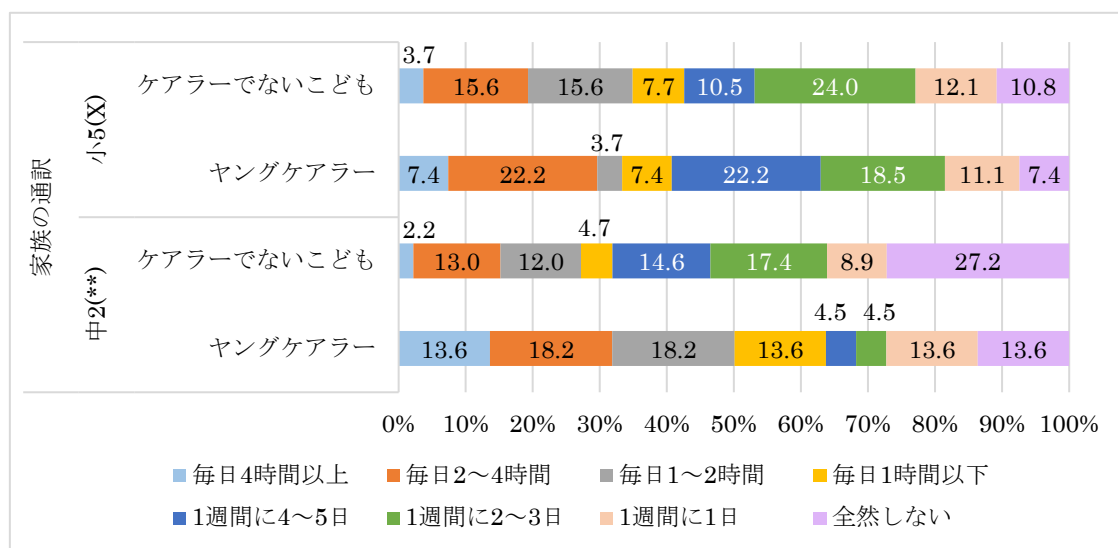
(4) 屋外での運動

小学5年生と中学2年生では子ども票の間8の「あなたは、以下の活動を、ふだんどれくらいしますか」の設問の「D 屋外での運動」の項目を用いた。有意な結果となった「家事」ヤングケアラー、「きょうだいの世話」ヤングケアラー、「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーと屋外での運動の活動時間との関連の全体図を図表 6-2-6 で示す。この屋

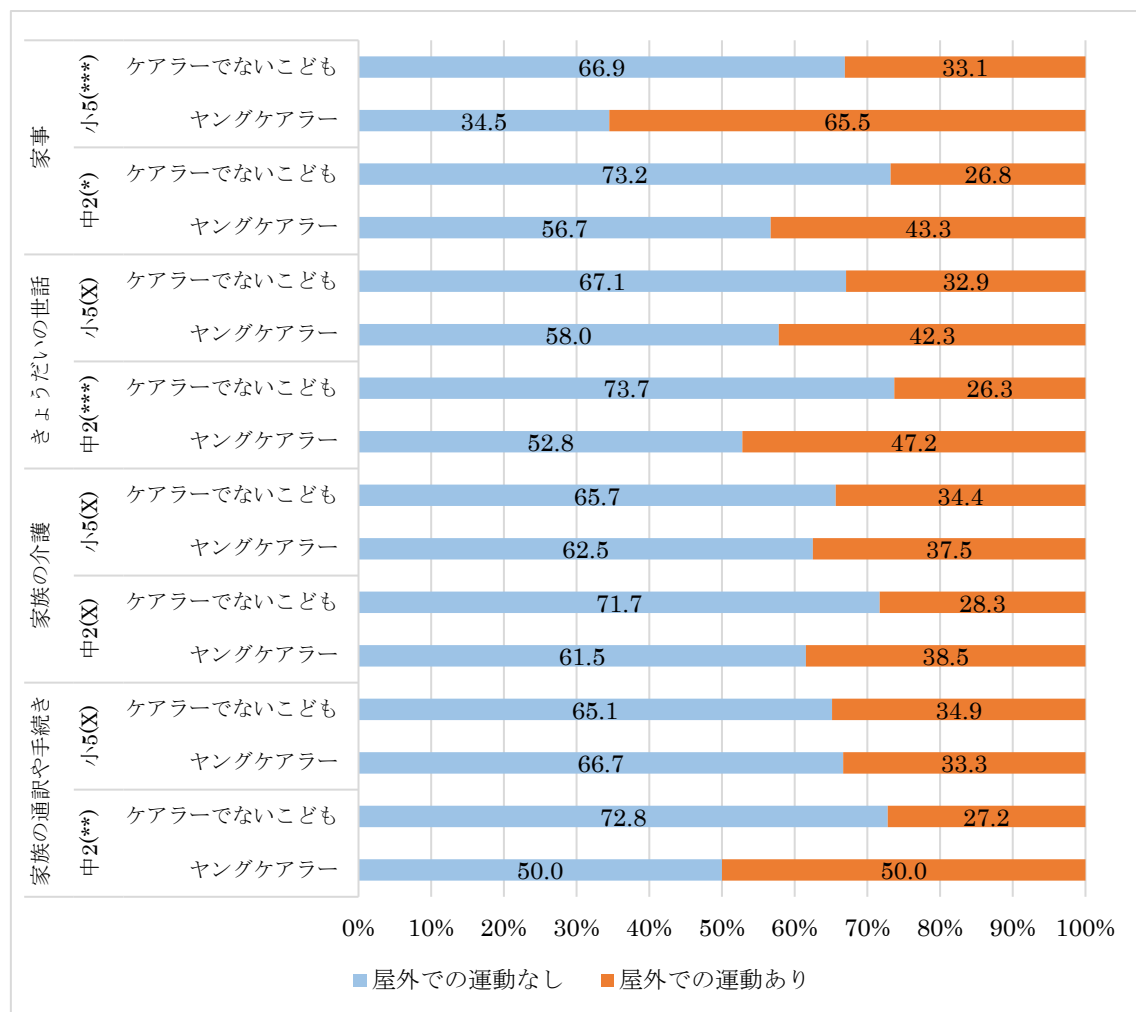
外での運動の活動時間のなかで、「毎日 4 時間以上」「毎日 2～4 時間」「毎日 1～2 時間」を「屋外での運動あり」と設定し、それ以外の時間頻度と「全然しない」を「屋外での運動なし」と定義し分析し、有意な結果のみ示したものが図表 6-2-7 である。「家事」ヤングケアラーは、ケアラーでない子どもよりも、小学 5 年生で 32.4 ポイント、中学 2 年生では 16.5 ポイント、屋外での運動割合が高い傾向であった。「きょうだいの世話」ヤングケアラーは、中学 2 年生において 20.9 ポイントケアラーでない子どもよりも屋外での運動割合が高かった。また、「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーでは、中学 2 年生で 22.8 ポイント屋外での運動割合が高い傾向があった。

図表 6-2-6 「家事」「きょうだいの世話」「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーと屋外での運動時間との関連(全体図)





図表 6-2-7 「家事」「きょうだいの世話」ヤングケアラーと屋外での運動時間との関連(屋外での運動あり、屋外での運動なし)



（５）考察

以上の墨田区における調査の結果から、墨田区のヤングケアラーのこどもたちが被る不利益について、次の４点にまとめられる。第一に、「家族の介護」「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーの、特に 16～17 歳において、学校以外の学習時間が少なくなる傾向があった。高校の授業内容はより難しくなるため、中学よりも家での学習時間を多めにとることが必要となると考えられるが、勉強時間がほとんど取れないということは、ヤングケアラーのこどもたちは学習面において、かなりの不利益を被っていると考えられる。16～17 歳年齢のヤングケアラーは、大人のように家族の介護や通訳・手続きの一員として対応することが求められる可能性があるが、16～17 歳はまだ「こども」の段階であり、大学に進学するためにも、学習時間の確保をすることが必須となる。特にこの年齢層のヤングケアラーが学習面で不利益を被っていないか、周囲の「大人」がきちんと把握することが必要となる。

第二に、「家事」ヤングケアラーにおける、特に 16～17 歳で、学習塾（家庭教師）に行っていないこどもが 8 割存在した。ケアラーでないこどもたちでも、学習塾には 6 割のこどもたちが通っていない結果となったため、一概に学習塾に通う必要性はないかもしれないが、学習塾に通うことは、ヤングケアラーのこどもたちにとっては家庭とは別の居場所となり、学習時間の確保にもつながる可能性がある。政策提言として、16～17 歳において、無料の学習塾とまではいかないまでも、勉強できる場所を提供する必要があると考えられる。

第三に、「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーの 16～17 歳において、保護者と一緒に博物館や美術館、キャンプやバーベキューの体験ができていない傾向があった。「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーでは、両親のどちらかが外国籍である割合が一定数いることを考慮すると、「こどもの体験」に関する情報が入手できていない可能性も考えられる。政策提言として、外国籍の親でも「こどもの体験」に関する情報が分かりやすく入手できるような配慮が必要であると考えられる。

第四に、「家事」「きょうだいの世話」「家族の通訳や手続き」ヤングケアラーにおいて、屋外での運動時間が長い傾向があった。「きょうだいの世話」ヤングケアラーは、きょうだいと一緒に公園など屋外に行きお世話する可能性が考えられ、そのため、ヤングケアラーの屋外での運動時間も長くなったと考えられる。屋外での運動時間が長いことはこどもの健康面からみて、不利益ではなく利益につながることを考えられるが、屋外での滞在時間が長すぎる場合はこどもにとって他の必要な活動時間や学習時間に時間を割くことができないことにつながる可能性があるため、適度な活動時間をヤングケアラー自身も把握することが必要である。北海道のヤングケアラー実態調査（令和 4）においても、ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないことが課題となると記載されている。政策提言として、各個人がヤングケアラーの定義にあてはまるかもしれないという自覚を持たせるために、こどもや家族に対してヤングケアラーに関する周知を広く行う必要がある。それに

に伴い、ヤングケアラーの相談場所があることを広く一般認知化させる取り組みを行う必要がある。さらに、ヤングケアラーやその世帯に対して実際にサポートする際は、専門職の知識を最大限に活用して、親の介護を可能な限りの福祉のサポートで補い、ヤングケアラーのこどもたちの自由な活動時間を実際に増やすなど、個々のヤングケアラーのニーズに合わせて支援を調整する必要があると考えられる。

第7章 公的支援の利用と周知

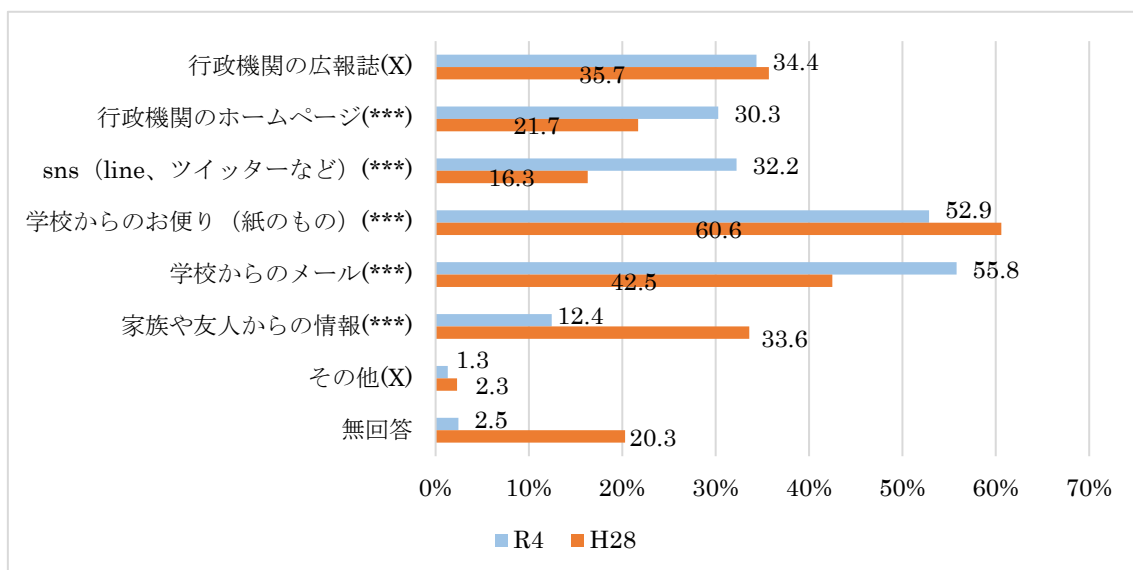
1. こどもの施策に関する情報の受け取り方法

(1) 年齢別のこどもに関する施策等の情報経路

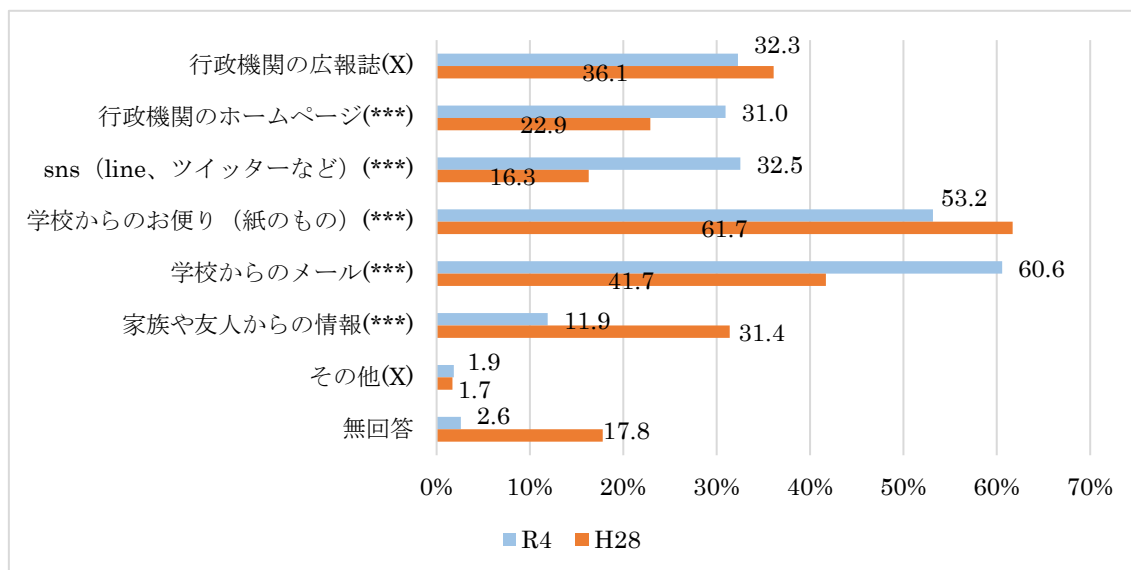
本章では、保護者がどのようにこどもに関する情報を受け取りたいかを分析する。用いたのは、小学5年生と中学2年生では保護者票の間37「墨田区からの子育て支援に関する情報をどのように受け取りたいですか」と聞いた設問である。16～17歳の保護者票では、H28の調査と異なり、今回の調査ではこの設問はない。よって小学5年生と中学2年生の回答の集計結果を比較する。

受け取りたい方法としては、最も回答割合が高いものが「学校からのメール」で、小学5年生では55.8%、中学2年生では60.6%であった。次に高いものが「学校からのお便り」であり、小学5年生では52.9%、中学2年生では53.2%であった。前回調査（H28）と比較すると、学校からのお便り（紙のもの）は小学5年生では7.7ポイント低く、中学2年生では8.5ポイント低くなったが、逆に学校からのメールは小学5年生では13.3ポイント、中学2年生では20.5ポイントも高くなった。しかしながら、学校からの知らせに関しては、紙媒体と電子媒体と両方で回答割合が高い。他にも前回調査（H28）結果にくらべ回答割合が高くなっているのは、「SNS」「行政機関のホームページ」であった。特に「SNS」は、小学5年生で13.3ポイント、中学2年生で18.9ポイント高くなっており、今後の情報取得手段として注目される。

図表 7-1-1 こどもに関する施策等の受け取りたい情報経路(小学5年生):全体



図表 7-1-2 こどもに関する施策等の受け取りたい情報経路(中学 2 年生):全体

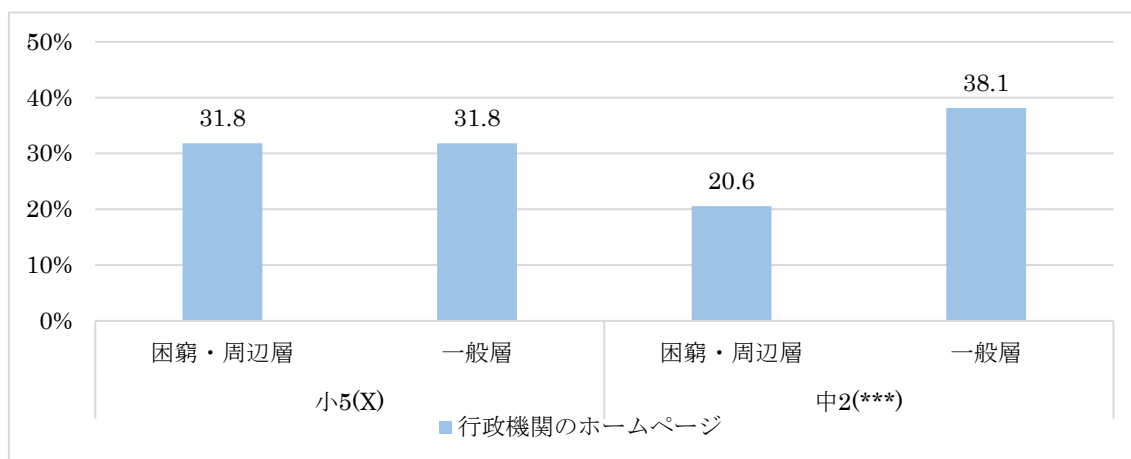


注：表中の「無回答」として示されている項目は、どの選択肢も選ばなかった回答者の割合であり、H28 調査の「無回答」が多くなっている。H28 の調査票の場合、情報取得手段について、A 現在の受け取り方法、B 今後、受け取りたい方法と 2 種類聞いていた。そのため、A と B の回答が変わらない場合は、回答を省略した可能性がある。その結果、無回答の割合が多くなった可能性が高い。本調査では、H28 と異なり、今後の情報取得手段のみ質問したため、無回答が少なかった可能性がある。

(2) 生活困難度・世帯タイプ別のこどもに関する施策等の情報経路

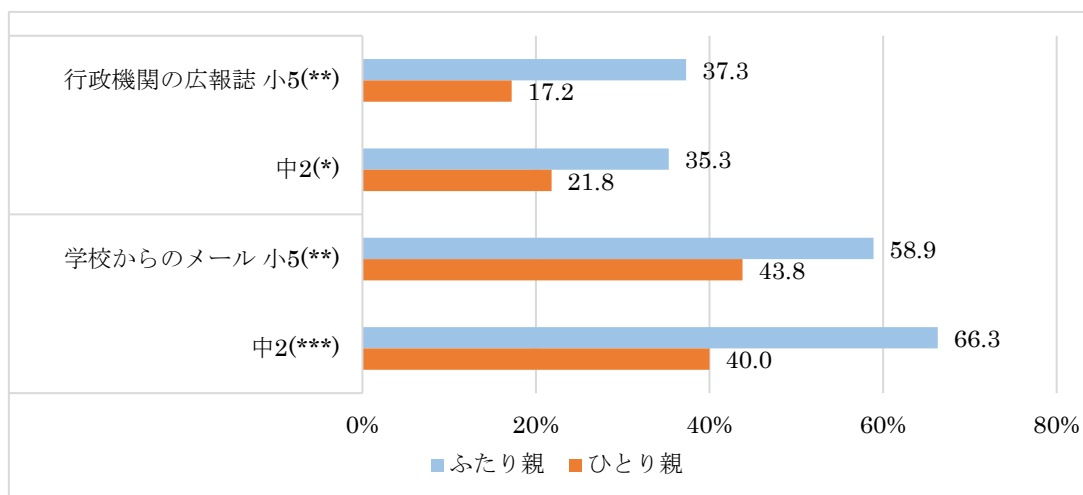
生活困難度と世帯タイプ別に受け取りたい情報取得方法を見るといくつかの経路で有意な差が確認された。まず、中学 2 年生の生活困難度別では、「行政機関のホームページ」のみに差がみられ、困窮・周辺層では 20.6%と、一般層の 38.1%よりも 17.5 ポイント低い。小学 5 年生における生活困難度別では、情報経路として有意な差がある項目がなかった。

図表 7-1-4 こどもに関する施策等の受け取りたい情報経路(行政機関のホームページ):生活困難度別



世帯タイプ別においては、小学 5 年生では、「行政機関の広報誌」がひとり親世帯で 17.2%と、ふたり親世帯よりも低く、20.1 ポイントの差がみられた。また、「学校からのメール」はひとり親世帯で 43.8%であり、ふたり親世帯より 15.1 ポイント低い。中学 2 年生では、「行政機関の広報誌」「学校からのメール」がそれぞれ、13.5、26.3 ポイント、ふたり親世帯に比べて、ひとり親世帯の方が低い。

図表 7-1-5 こどもに関する施策等の受け取りたい情報経路：世帯タイプ別（有意な差があるもののみ）

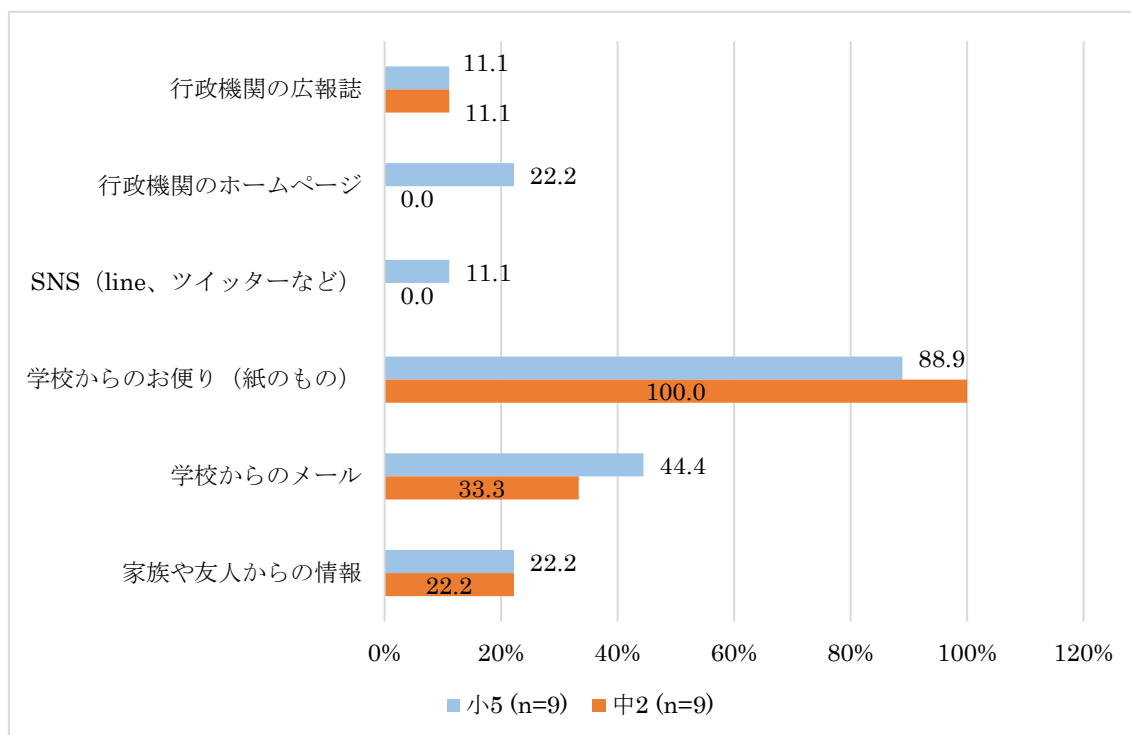


（３）日本語以外の言語を使用している家庭のこどもに関する施策等の情報経路

また、保護者の国籍が日本以外の世帯における情報の取得方法について、前回調査では両親の国籍のみ聞いていたが、今回調査では新たに問 7-1「家のなかで話している主な言語を教えてください」（１日本語 ２日本語以外）を聞くことでより詳細な分析が可能となった。

両親の国籍のどちらかが外国籍であり、かつ家庭内で使用されている言語が日本語以外の家庭における施策等の情報経路の内訳をみた。小学 5 年生では、「学校からのお便り（紙のもの）」では 88.9%、中学 2 年生では 100.0%であった。小学 5 年生、中学 2 年生ともにサンプル数が少ないことは考慮する点ではあるが、学校からの紙媒体の情報取得は外国籍の家庭でかつ家庭内使用言語が日本語以外の家庭にとっては重要な媒体であると考えられる。

図表 7-1-6 こどもに関する施策等の情報経路：家庭内の主たる言語が日本語以外使用（小学 5 年生・中学 2 年生）



注：情報経路の回答で、「その他」の項目は、小学 5 年生、中学 2 年生いずれも N 数が 0 だったため、省略している。問 7-1 の回答を欠損処理した上で分析を行った。

（４）考察

こどもに関する施策等の情報の受け取りたい情報経路は、前回調査と比較すると「行政機関のホームページ」「SNS」「学校からのメール」といった電子媒体における受け取り方が大幅な増加傾向である。しかしながら、困窮・周辺層では中学 2 年生において「行政機関のホームページ」の情報経路が低い傾向があった。また、ひとり親世帯では小学 5 年生と中学 2 年生において、「学校からのメール」「行政機関の広報誌」はふたり親世帯と比べて受け取りたい情報経路の割合としては低い傾向があった。さらに、両親のどちらかが外国籍で使用言語が日本語以外の家庭においては、サンプル数が少ない点を考慮すべきではあるが、「学校からのお便り（紙のもの）」は他の情報経路と比べても希望割合が高いため、学校から児童・生徒を通じて保護者に配布される紙媒体の情報経路も依然重要である。政策提言として、今後の子育て支援を伝える情報経路に関しては、電子媒体と学校を通じた紙媒体の両方を用いたハイブリット方式の使用が重要となると考えられる。

2. 支援サービスの利用状況・認知状況・利用意向

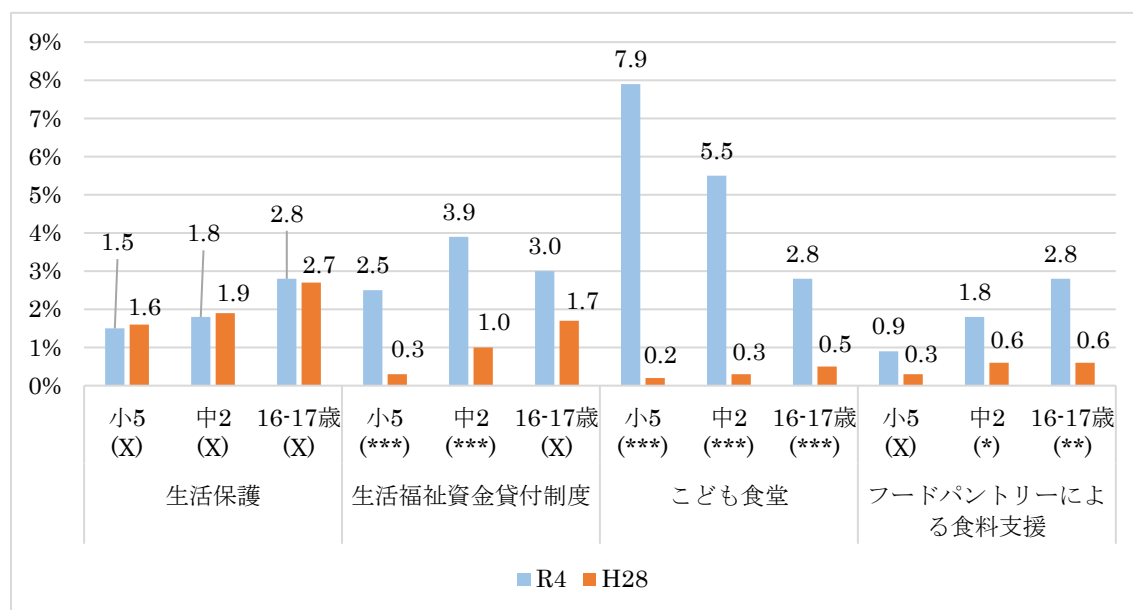
(1) 支援制度（「生活保護」「生活福祉資金」「地域食堂（こども食堂）」「フードパントリーによる食料支援」）の利用状況・認知状況・利用意向：前回調査との比較

保護者票の問にて様々な支援制度の利用状況を聞いた。分析に用いたのは、保護者票の問 35「あなたのご家庭では、(1)以下の A～I の支援制度等をこれまでに利用したことがありますか。利用したことがない場合は、その理由に最も近いものに○をつけてください。」と聞いた設問である。小学 5 年生と中学 2 年生は質問項目が共通であるが、16～17 歳は質問項目が小中と異なるためカッコ内に記載している。

- A 就学援助費 (16～17 歳：高等学校等就学支援金)
- B 生活保護 (16～17 歳：高校生等奨学給付金)
- C 生活福祉資金 (16～17 歳：生活保護)
- D 地域食堂（こども食堂）(16～17 歳：生活福祉資金)
- E フードパントリーによる食料支援 (16～17 歳：地域食堂（こども食堂）)
- F 児童扶養手当 (16～17 歳：フードパントリーによる食料支援)
- G 母子及び父子福祉資金
- H ひとり親家庭等医療費助成受給者証（マル親）

まず、H28 と R4 調査における共通項目は、「生活保護」「生活福祉資金」「地域食堂（こども食堂）」「フードパントリーによる食料支援」だったので、この 4 項目で利用状況の前回調査との比較をする。「生活保護」は全年齢層における利用率は約 1～3%であり、H28 と R4 で利用率を比較しても差はない。「生活福祉資金」においては、H28 の利用率は小学 5 年生、中学 2 年生で R4 と比較すると有意な差があり、それぞれ 0.3%、1.0%だったものが、2.2 ポイント、2.9 ポイント高くなっている。「地域食堂（こども食堂）」は全年齢層で有意な差があり、利用割合が高くなった。R4 の利用割合は、小学 5 年生は 7.9%、中学 2 年生は 5.5%、16～17 歳で 2.8%であり、前回調査と比較すると、それぞれ 7.7 ポイント、5.2 ポイント、2.3 ポイント高い。「フードパントリーによる食料支援」は有意な差があった中学 2 年生では 1.8%、16～17 歳で 2.8%と、前回調査と比較してそれぞれ 1.2 ポイント、2.2 ポイント高いが、地域食堂（こども食堂）の伸び率ほどではない。

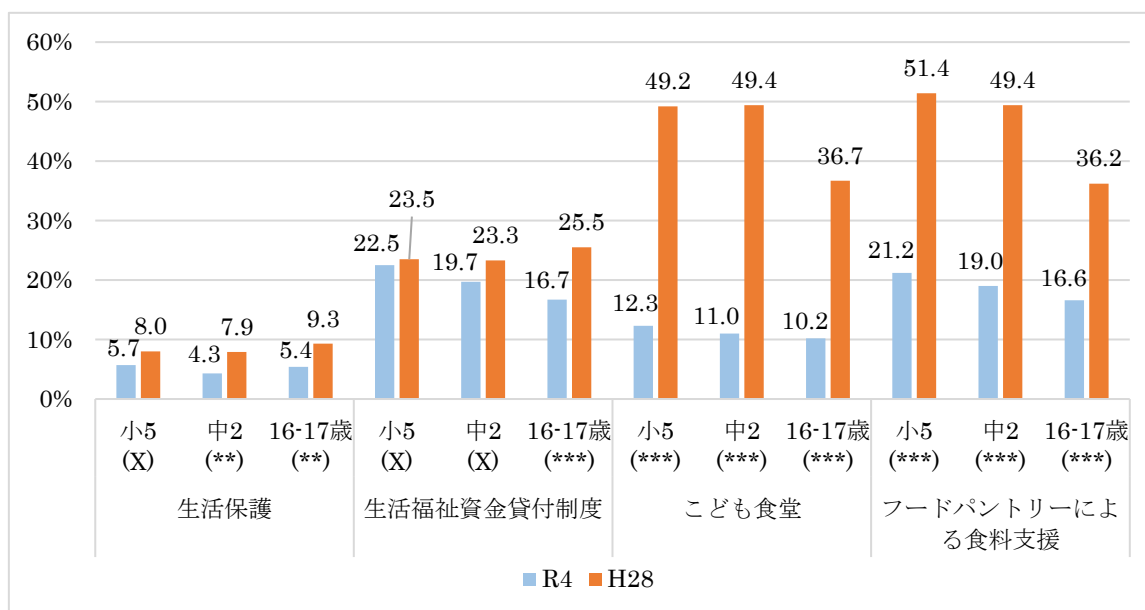
図表 7-2-1 「生活保護」「生活福祉資金」「地域食堂(こども食堂)」「フードパントリーによる食料支援」の利用状況(全体):H28とR4の比較



次に、「制度等について全く知らなかった」保護者の割合を前回調査と比較した。「生活保護」においては、中学2年生と16～17歳で有意な差があり、それぞれ4.3%、5.4%であり、前回調査と比較すると、それぞれ3.6ポイント、3.9ポイント低い。「生活福祉資金」は16～17歳で16.7%であり、前回調査と比較すると有意な差があり、8.8ポイント低い。

「こども食堂」と「フードパントリーによる食料支援」の認知状況は前回調査と比較すると大きく変わった。なかでも認知度が向上したのは、「地域食堂(こども食堂)」であり、「制度等について全く知らなかった」保護者の割合は小学5年生は12.3%、中学2年生は11.0%、16～17歳で10.2%であり、前回調査と比較すると有意な差があり、それぞれ36.9ポイント、38.4ポイント、26.5ポイントも低くなった。「フードパントリーによる食料支援」でも同様に、小学5年生は21.2%、中学2年生は19.0%、16～17歳で16.6%であり、前回調査と比較すると有意な差があり、それぞれ30.2ポイント、30.4ポイント、19.6ポイント低くなった。

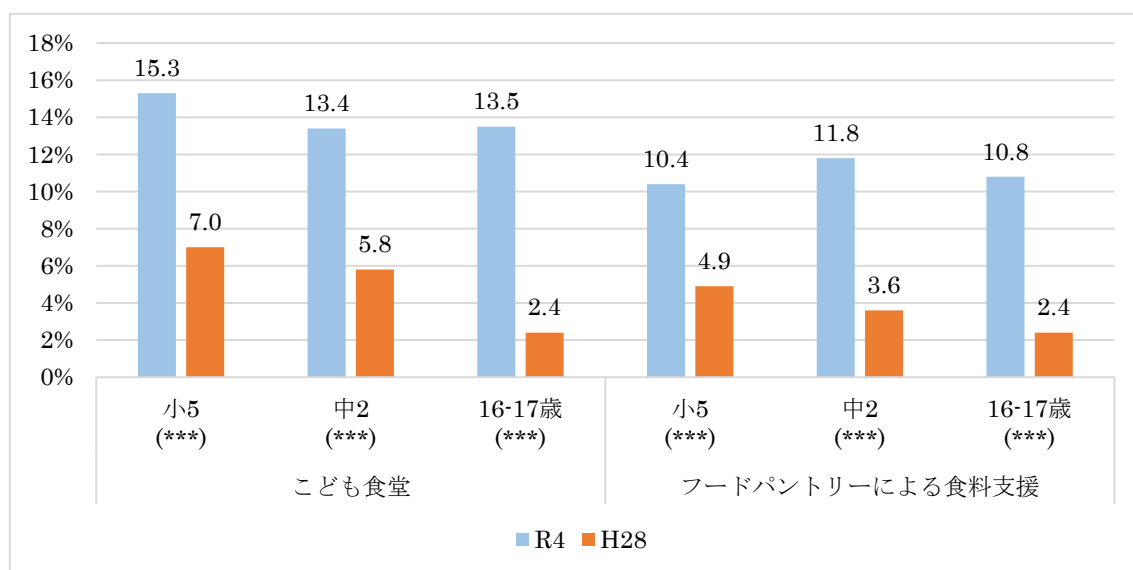
図表 7-2-2 「生活保護」「生活福祉資金」「地域食堂(こども食堂)」「フードパントリーによる食料支援」について「制度等について全く知らなかった」保護者の割合(全体):H28とR4の比較



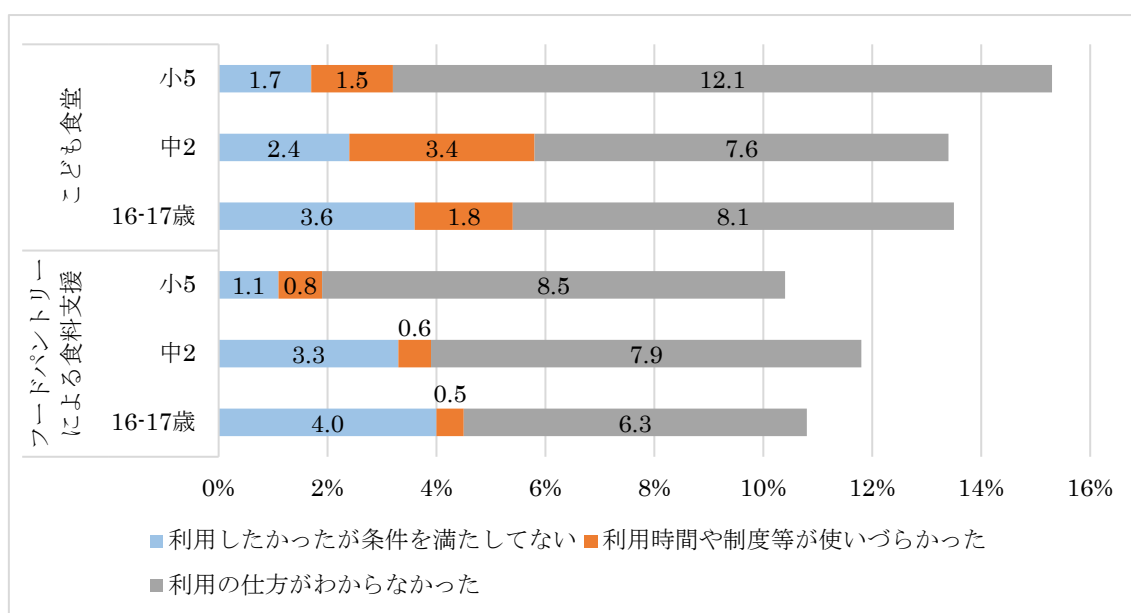
さらに、「生活保護」「生活福祉資金」「地域食堂(こども食堂)」「フードパントリーによる食料支援」について、「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用したかったが、制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」を、〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の割合として前回調査と比較したところ、「地域食堂(こども食堂)」「フードパントリーによる食料支援」において全年齢層で有意な差があった。

「地域食堂(こども食堂)」では、〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の割合は、小学5年生は15.3%、中学2年生は13.4%、16～17歳で13.5%であり、前回調査よりそれぞれ8.3ポイント、7.6ポイント、11.1ポイント高い。「フードパントリーによる食料支援」でも同様に、小学5年生は10.4%、中学2年生は11.8%、16～17歳で10.8%であり、それぞれ前回調査より5.5ポイント、8.2ポイント、8.4ポイント高い。これらの制度は認知度の上昇とともに、〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の割合も合わせて高くなったと考えられる。さらに、R4調査結果における〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の中で、「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用したかったが、制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」の詳細内訳を確認したところ、「利用の仕方がわからなかった」が約6%～約12%に及んだ。

図表 7-2-3 「地域食堂(こども食堂)」「フードパントリーによる食料支援」について(利用意向はあったが、利用しなかった)保護者の割合(全体):H28 と R4 の比較(有意なもののみ)



図表 7-2-4 「地域食堂(こども食堂)」「フードパントリーによる食料支援」について(利用意向はあったが、利用しなかった)保護者の詳細内訳(R4 調査結果のみ)

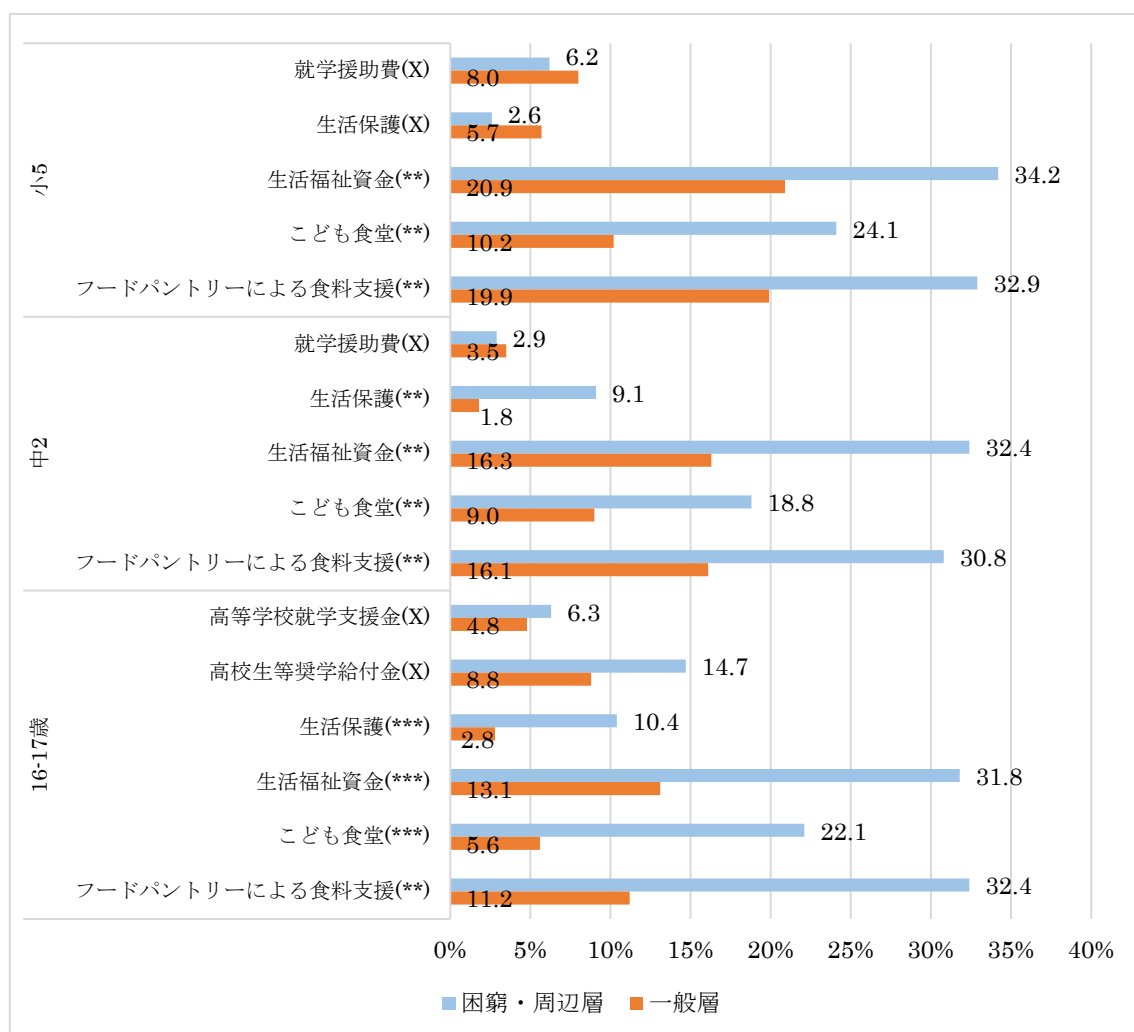


(2) 生活困難度別による支援制度の認知状況・利用意向(令和4年度)

各種支援制度について「制度等について全く知らなかった」保護者の割合を生活困難度別にみると、どの年齢層においても、「生活福祉資金」と「フードパントリーによる食料支援」の困窮・周辺層による認知度が低く、3割以上が制度について全く知らなかった結果となった。その次に認知度が低かったのは「こども食堂」であった。具体的には、

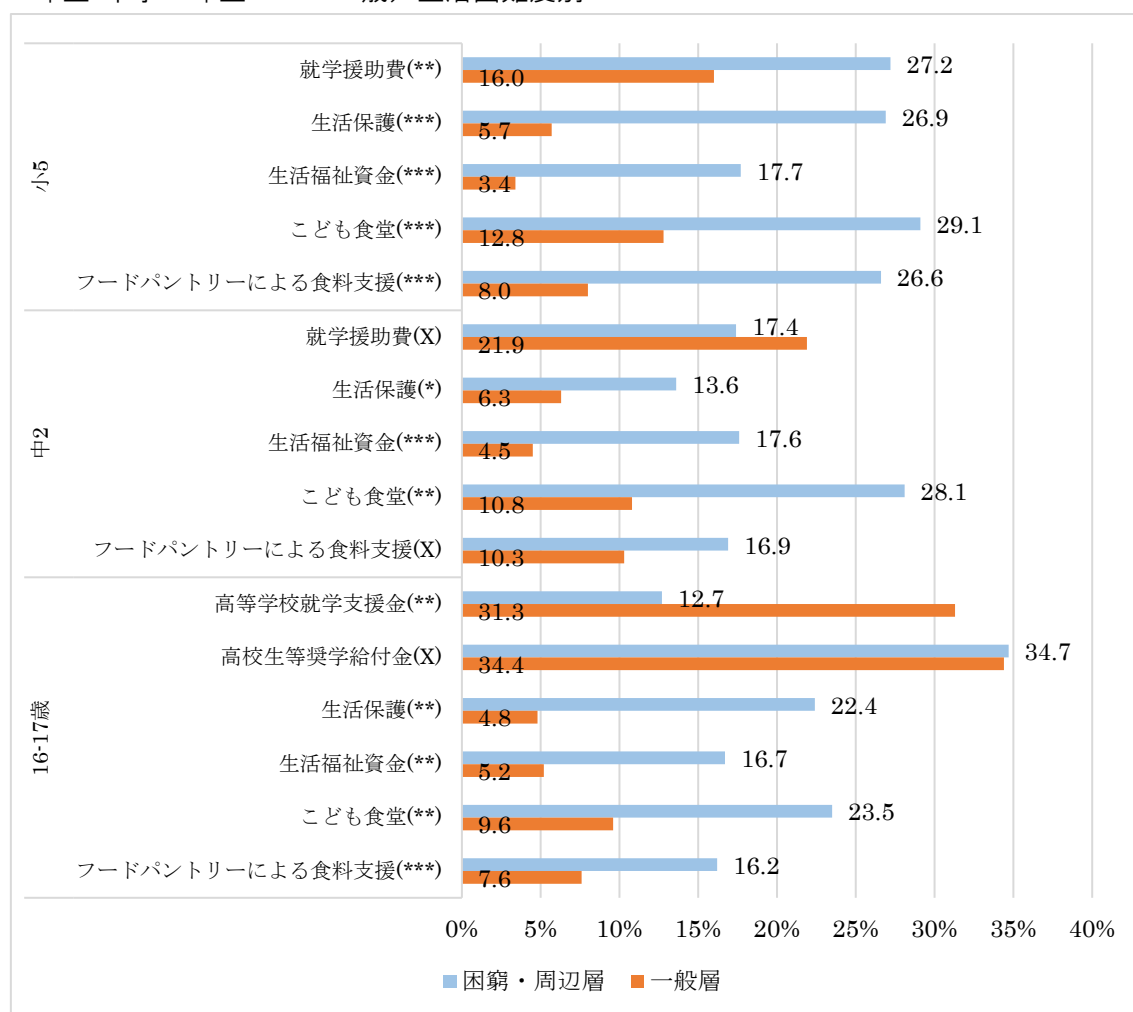
「生活福祉資金」で「制度等について全く知らなかった」割合は小学 5 年生の困窮・周辺層では 34.2%、中学 2 年生では 32.4%、16～17 歳では 31.8%であり、一般層と比較するとそれぞれ 13.3 ポイント、16.1 ポイント、18.7 ポイント「全く知らなかった」割合が高かった。「フードパントリーによる食料支援」における「制度等について全く知らなかった」割合は小学 5 年生の困窮・周辺層では 32.9%、中学 2 年生では 30.8%、16～17 歳では 32.4%であり、一般層と比較するとそれぞれ 13.0 ポイント、14.7 ポイント、21.2 ポイント「全く知らなかった」割合が高かった。「こども食堂」では小学 5 年生の困窮・周辺層では 24.1%、中学 2 年生では 18.8%、16～17 歳では 22.1%の保護者が、制度について全く知らなかった。「生活保護」制度に関しては、割合は少ないものの、中学 2 年生では 9.1%、16～17 歳では 10.4%の保護者が制度について知らなかった。

図表 7-2-5 各種支援制度について「制度等について全く知らなかった」保護者の割合(小学 5 年生・中学 2 年生・16～17 歳):生活困難度別



次に、各種支援制度について、「利用したかったが、条件を満たしていなかった」「利用したかったが、制度等が使いづらかった」「利用の仕方がわからなかった」を、〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の割合として生活困難度別に見ると、一般層と比較して有意な差があった。小学5年生では「就学援助費」が27.2%、「生活保護」が26.9%、「生活福祉資金」が17.7%、「こども食堂」が29.1%、「フードパントリーによる食料支援」が26.6%の保護者において、利用意向をもっていたものの、利用に至っていなかった。中学2年生で一般層と比較して有意な差があったものは「生活保護」と「生活福祉資金」と「こども食堂」で、それぞれ13.6%、17.6%、28.1%の割合の保護者において、利用に至っていなかった。16～17歳においては、有意な差があったもので「高等学校就学支援金」は一般層よりも利用に至っていなかった割合は低かったが、「生活保護」と「生活福祉資金」と「こども食堂」、「フードパントリーによる食料支援」は一般層より利用に至っていない割合が高く、それぞれ22.4%、16.7%、23.5%、16.2%であった。

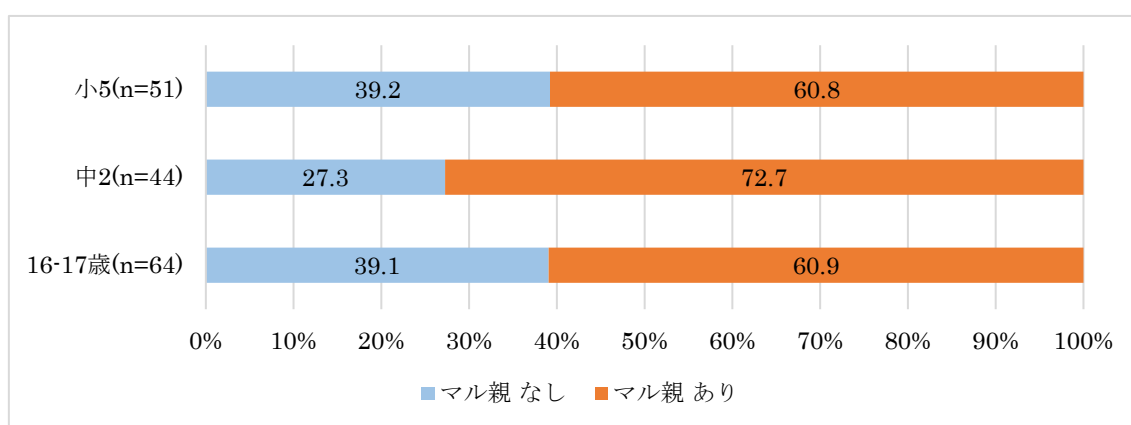
図表 7-2-6 各種支援制度について〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の割合(小学5年生・中学2年生・16～17歳):生活困難度別



（３）ひとり親家庭等医療費助成受給者証（マル親）について（令和４年度調査）

本項では、ひとり親世帯向けの制度のなかでも、ひとり親家庭等医療費助成受給者証（以下：マル親）に関する分析を行う。マル親とは、ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、こどもまたは母（父）が医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を自治体で助成する制度である。ひとり親世帯が無条件に対象となる制度ではないため、はじめに、本調査のひとり親世帯の中でどのくらいの割合でマル親を受給している世帯が存在するか、調べた（図表 7-2-7）。ひとり親世帯のうち、小学 5 年生では 60.8%、中学 2 年生では 72.7%、16～17 歳では 60.9%の割合で、マル親を受給していた。

図表 7-2-7 ひとり親世帯におけるひとり親家庭等医療費助成受給者証（マル親）の内訳



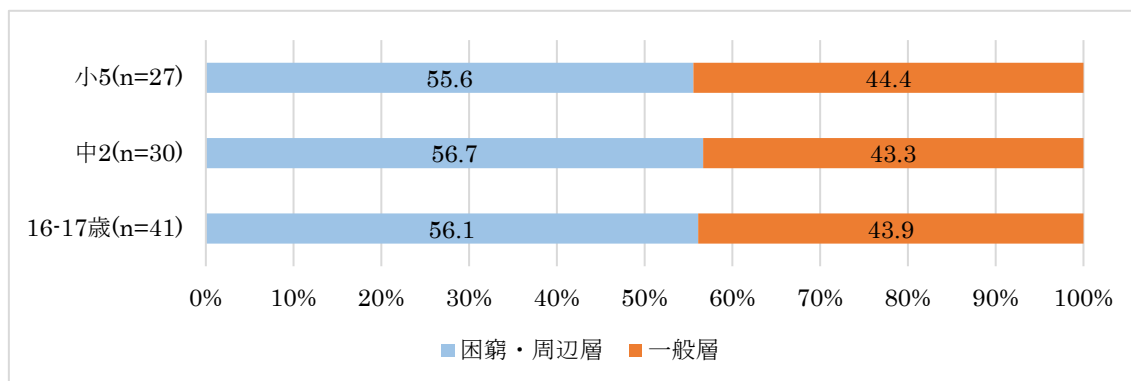
次に、マル親世帯の生活困難度の割合を調べるため、マル親受給世帯と生活困難度のクロス表を作成し（図表 7-2-8）、困窮・周辺層の割合を調べた（図表 7-2-9）。マル親受給世帯の困窮・周辺層の割合は、小学 5 年生では 55.6%、中学 2 年生では 56.7%、16～17 歳では 56.1%だった。

図表 7-2-8 ひとり親家庭等医療費助成受給者証（マル親）における生活困難度の内訳

	困窮層	周辺層	一般層	合計
小学 5 年生	7	7	12	26
中学 2 年生	6	11	13	30
16～17 歳	11	7	16	34

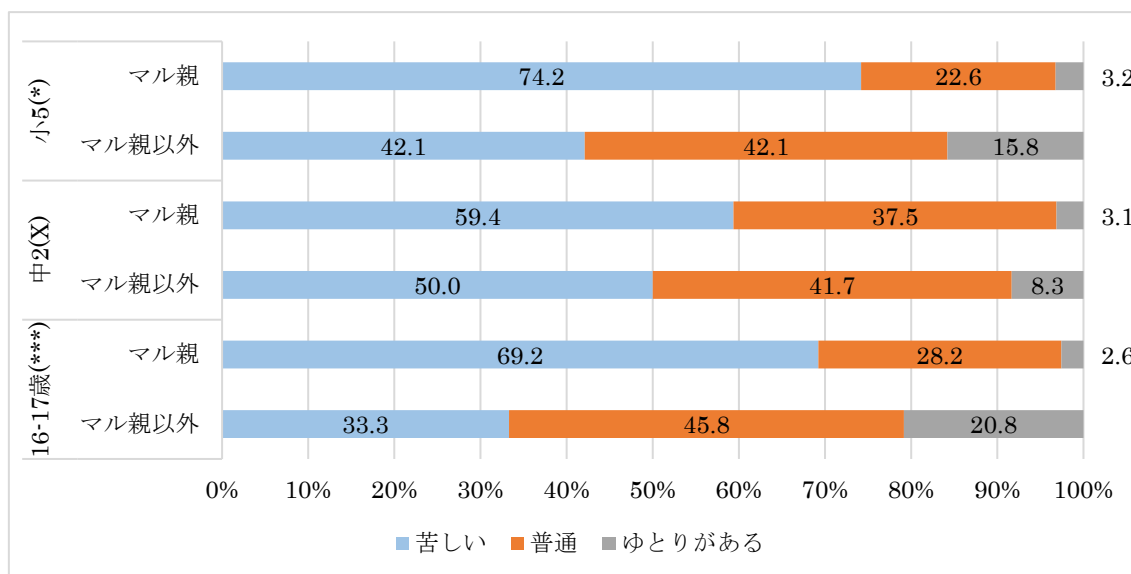
注：ひとり親家庭等医療費助成受給者証（マル親）は、ひとり親世帯に付与される制度なので、分析の条件としてひとり親家庭の人数の中でマル親がどれくらいいるか解析している。そのため、合計のサンプル数が付表と異なる。

図表 7-2-9 ひとり親家庭等医療費助成受給者証(マル親)における困窮・周辺層の内訳



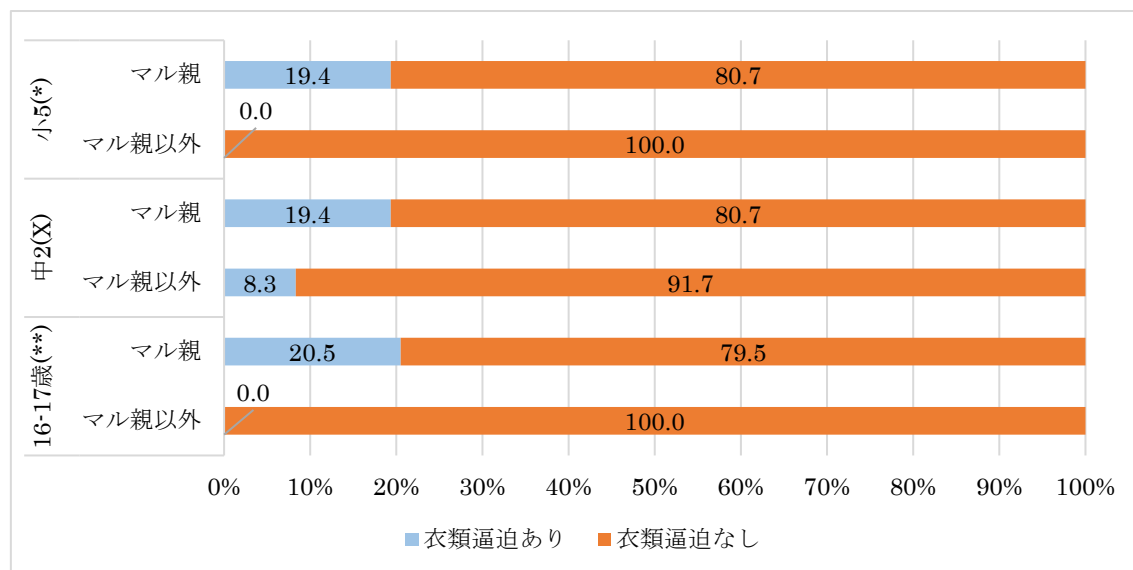
さらに、マル親受給世帯と暮らしの状況の関連をみた。小学5年生、中学2年生、16～17歳の保護者票問25「現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。」の回答を分析に使用した。このうち、「1 大変ゆとりがある」「2 ややゆとりがある」を「ゆとりがある」、「3 普通」は「普通」、「4 やや苦しい」「5 大変苦しい」を「苦しい」という3つのカテゴリに分け、マル親との関連をみて有意な差があるもののみ示したグラフが図表7-2-10である。小学5年生では、マル親なしのひとり親世帯と比較すると、マル親ありのひとり親世帯では、暮らしの状況が「苦しい」が74.2%にもものぼり、有意な差があった。16～17歳でも同様に、有意な差があり、暮らしの状況が「苦しい」が69.2%であった。中学2年生では有意な差がある項目はなかったが、暮らしの状況が「苦しい」が59.4%であった。

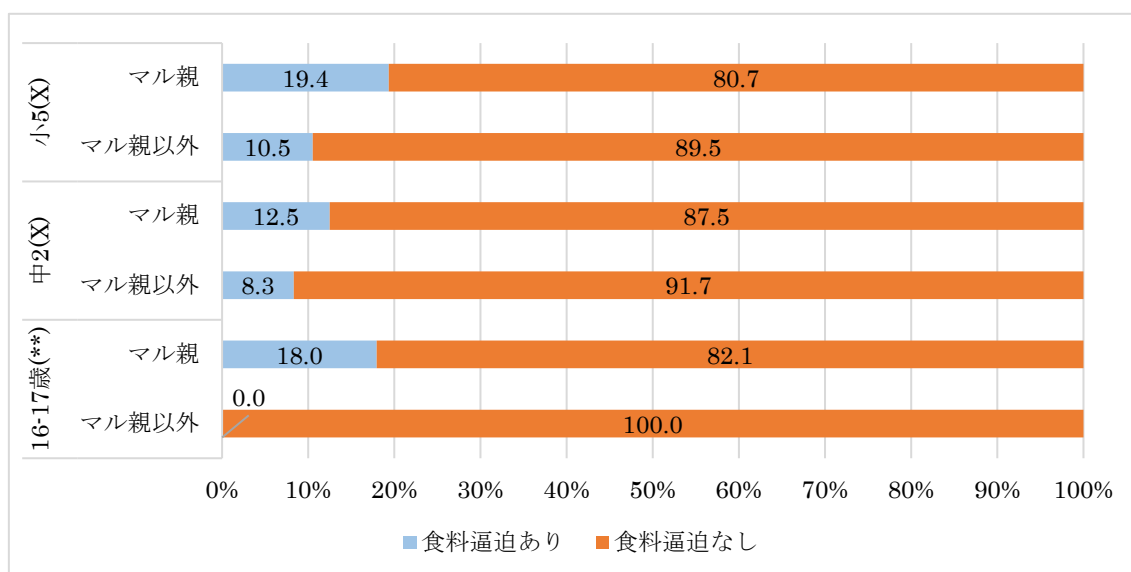
図表 7-2-10 ひとり親家庭等医療費助成受給者証(マル親)受給世帯と暮らしの状況の関連



最後に、マル親受給世帯と食料逼迫・衣類逼迫の経験との関連をみる。分析に使用したものは、小学5年生、中学2年生、16～17歳の保護者票問27「あなたのご家庭では、過去1年間の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことがありましたか。」と問28「あなたのご家庭では、過去1年間の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことがありましたか」の二つである。これらの設問の回答のうち、「1 よくあった」、「2 ときどきあった」を「食料（衣類）逼迫あり」、「3 まれにあった」、「4 まったくなかった」を「食料（衣類）逼迫なし」と、二つのカテゴリに分けて、マル親との関連をみた（図表7-2-11）。マル親受給世帯受給世帯の小学5年生では、19.4%、16～17歳では、20.5%の割合で、衣類の逼迫の経験があった。有意な差はないものの、中学2年生においても19.4%の割合で、衣類の逼迫の経験があった。また、16～17歳では18.0%の割合で、食料の逼迫の経験があった。有意な差はないものの、小学5年生では19.4%、中学2年生では12.5%の食料の逼迫の経験があった。

図表 7-2-11 ひとり親家庭等医療費助成受給者証(マル親)受給世帯と食料逼迫・衣類逼迫の関連





(4) 考察

本節の結果は、次の3点にまとめられる。第一に、「生活保護」「生活福祉資金貸付制度」は、認知度が前回調査と比較すると高まったが、「生活福祉資金貸付制度」の認知状況は依然として割合が低い傾向があった。「生活保護」の利用割合は前回調査と変わらないが、「生活福祉資金貸付制度」は小学5年生、中学2年生で利用割合が高くなっている。「こども食堂」は前回調査に比べると、認知度と利用率が全年齢層において大幅に伸びた。「フードパントリーによる食料支援」においては、認知度は「こども食堂」同様大幅に上昇したが、利用割合の伸び率は「こども食堂」ほどではない。また、認知度の上昇に伴い、〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の割合が高くなっている。「こども食堂」と「フードパントリーによる食料支援」において、〈利用意向はあったが、利用しなかった〉保護者の中で、「利用の仕方がわからなかった」保護者の割合が約5%~10%いたことから、政策提言として、こども食堂やフードパントリーの利用方法について、行政が直接支援し必要としている人たちにその利用方法について分かりやすく掲示することや、就学援助費等、区から対象者に発送される情報媒体にこれらの施設に関する文書を一緒に差し込み、その利用方法をお知らせすることを検討する必要があると考えられる。

第二に、各種支援制度の困窮・周辺層の認知状況は、一般層と比較して低い結果となった。また、利用したくても様々な理由で利用に至っていない困窮・周辺層の保護者が存在することも明らかになった。政策提言として、これらの支援制度は、困窮・周辺層にとって必要不可欠な制度であるが、特に経済的支援に関しては申請方式のため、その周知が十分でないと考えられる。困窮・周辺層の保護者にも確実に届く情報手段を用いて、制度の周知を図ることが必要であると考えられる。

第三に、マル親受給世帯は、ひとり親世帯の6割~7割にものぼり、困窮・周辺層の割合は、そのうちの5割ほどであった。マル親受給世帯は、暮らしの状況が苦しく、食料や

衣類の逼迫の経験があった。マル親受給世帯は、その生活において豊かではない状況が今回明らかになったため、マル親受給世帯も恩恵を受けられるような、何らかの施策が今後必要になると考えられる。

3. 相談窓口の利用状況・認知状況

(1) 相談窓口（「区役所の窓口」「子育て支援総合センター」「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」「民生委員・児童委員」「保健所（保健センター）」「ハローワーク」「上記以外の公的機関」）の相談状況：H28 と R4 の比較

最後に、保護者票の間 38（16～17 歳保護者票では問 36）「あなたは、これまでに困ったときに以下の公的機関に相談したことがありますか。」と聞いた設問の回答を用いて、相談窓口の利用状況について集計する。本調査で挙げた公的機関は以下のとおりである。

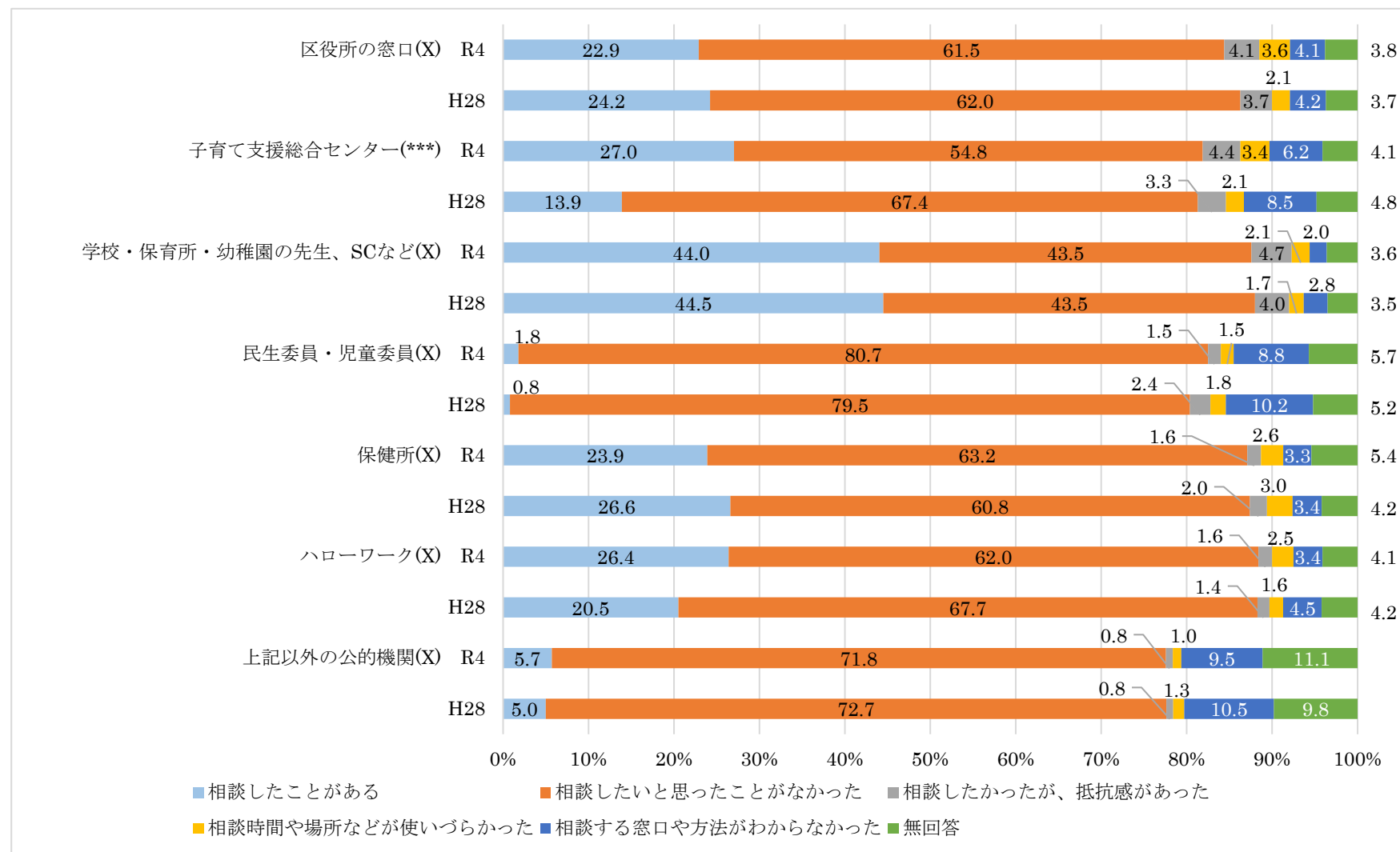
- A 区役所の窓口
- B 子育て支援総合センター
- C 学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど
- D 民生委員・児童委員
- E 保健所（保健センター）
- F ハローワーク
- G 上記以外の公的機関

相談窓口の利用状況の全体を示したものが、図表 7-3-1、7-3-2、7-3-3 である。全体を通して、全ての年齢層において、「相談したことがある」と回答した割合が最も高い公的機関は、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」であり、R4 調査結果の小学 5 年生では 44.0%、中学 2 年生では 37.8%、16～17 歳では 39.2%であった。H28 調査と比較しても、その割合に差はなかった。

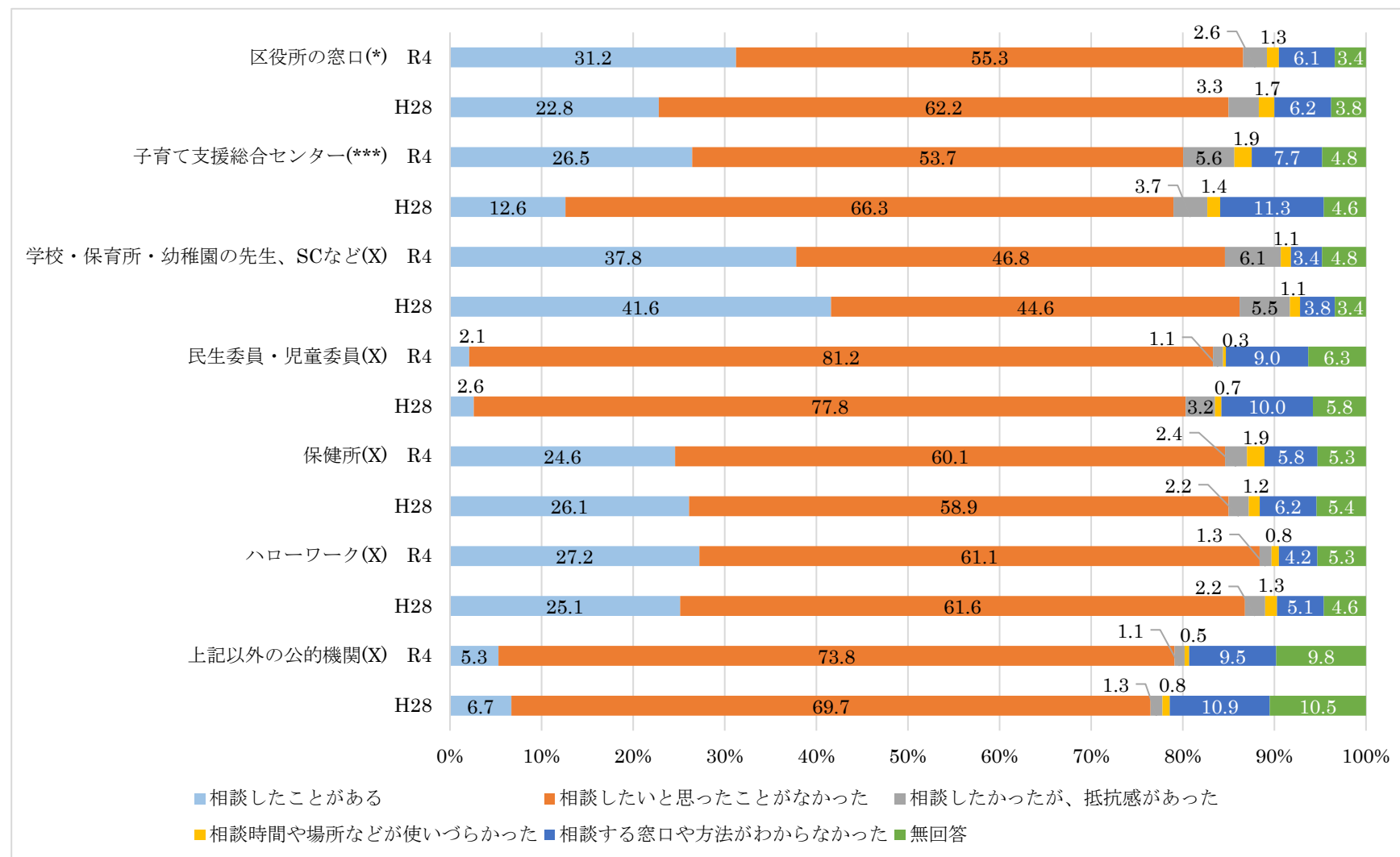
他にも利用割合が上位に位置づけられた公的機関は、「区役所の窓口」、「子育て支援総合センター」、「ハローワーク」、「保健所」であった。それぞれの内訳を示すと、「区役所の窓口」は小学 5 年生で 22.9%、中学 2 年生では 31.2%、16～17 歳では 27.8%であった。「子育て支援総合センター」は小学 5 年生では 27.0%であり、中学 2 年生では 26.5%、16～17 歳では 23.3%であった。「ハローワーク」は小学 5 年生で 26.4%、中学 2 年生では 27.2%、16～17 歳では 25.0%であった。「保健所」は小学 5 年生で 23.9%、中学 2 年生では 24.6%、16～17 歳では 26.9%であった。

前回調査と比較して利用割合が大きく変化したものは、「子育て支援総合センター」のみであり、小学 5 年生で 13.1 ポイント、中学 2 年生では 13.9 ポイント、16～17 歳では 11.6 ポイント高くなった。

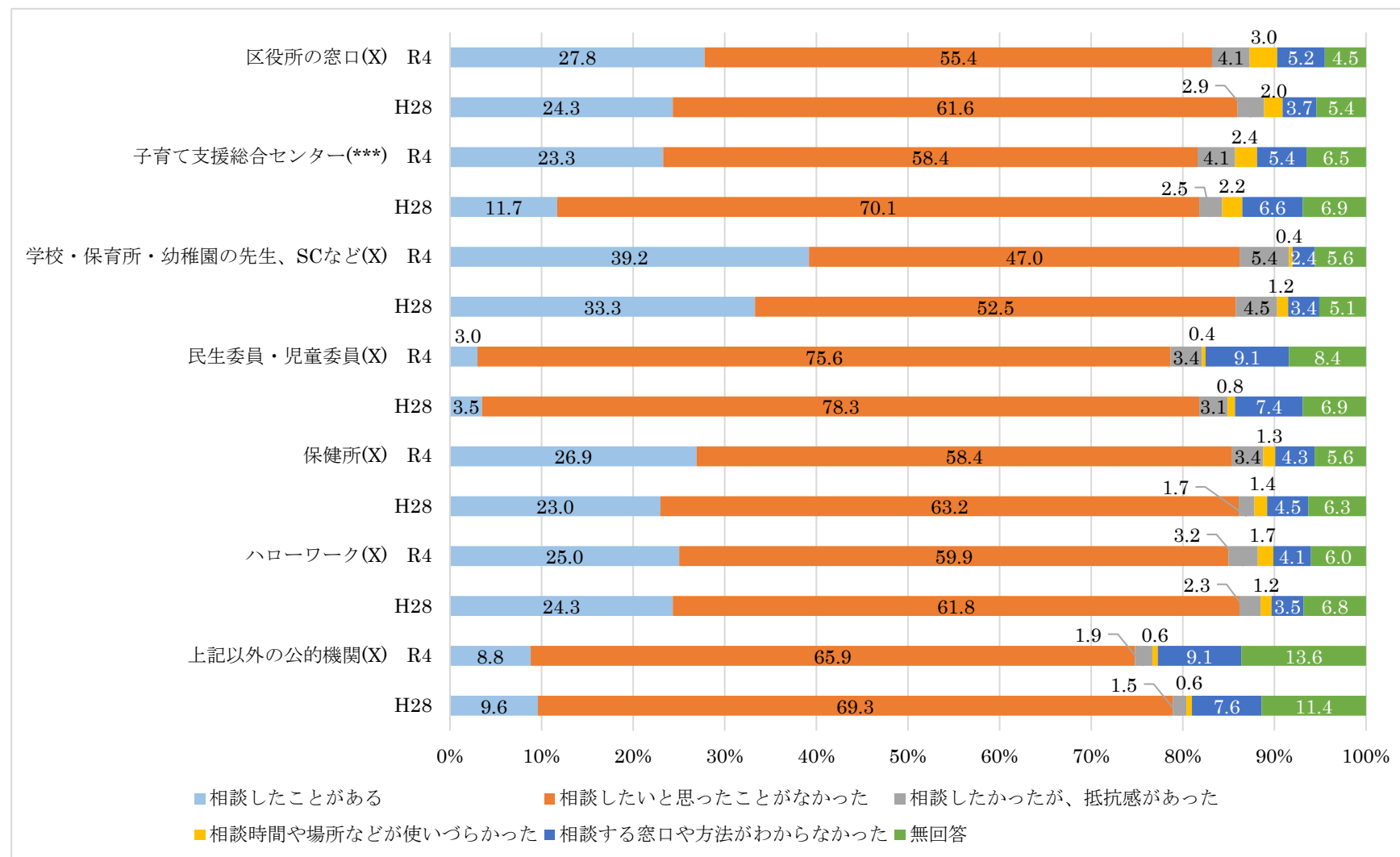
図表 7-3-1 相談窓口の利用状況(小学5年生):全体



図表 7-3-2 相談窓口の利用状況(中学2年生):全体



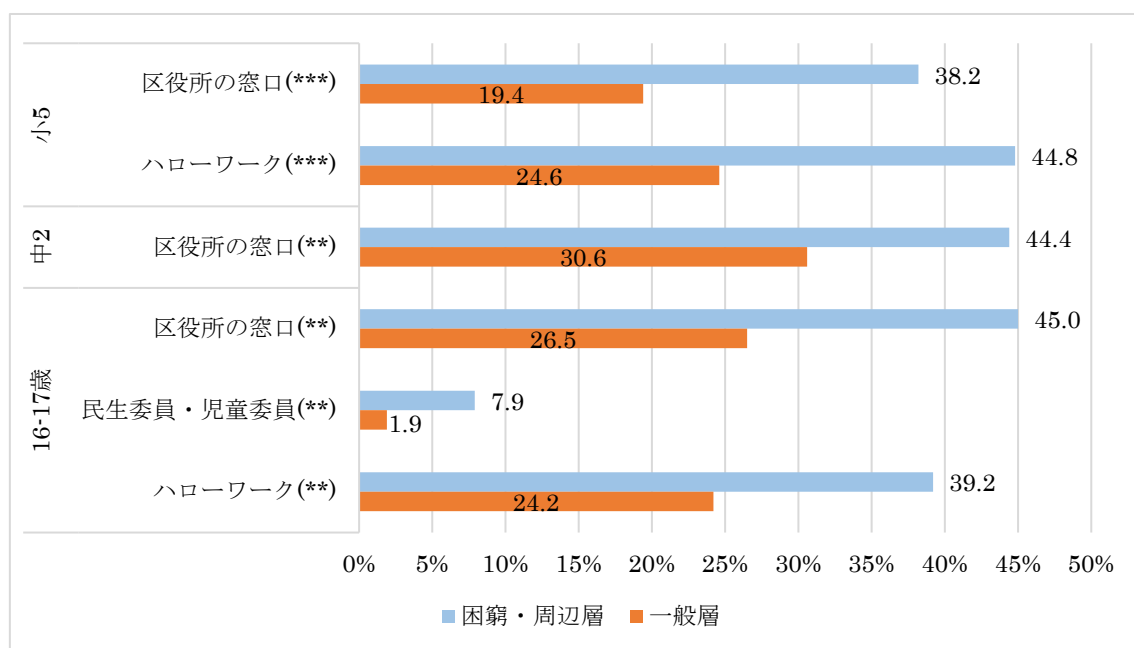
図表 7-3-3 相談窓口の利用状況(16～17 歳):全体



（２）生活困難度・世帯タイプ別による相談窓口の利用状況（令和４年度）

次に、それぞれの相談窓口の利用状況を、生活困難度別、世帯タイプ別でクロス集計したもののうち、特に「相談したことがある」保護者の割合を生活困難度別に見たものが図表 7-3-4 である。小学 5 年生で有意な差が出たものは、「ハローワーク」（44.8%）、「区役所の窓口」（38.2%）であり、一般層と比較するとそれぞれ 20.2 ポイント、18.8 ポイント高い利用割合であった。中学 2 年生で有意な差が出たものは「区役所の窓口」（44.4%）であり、一般層と比較すると 13.8 ポイント高い利用割合であった。16～17 歳では、「区役所の窓口」（45.0%）、「ハローワーク」（39.2%）、「民生委員・児童委員」（7.9%）であり、一般層と比較すると、それぞれ 18.5 ポイント、15.0 ポイント、6.0 ポイント高い利用割合であった。

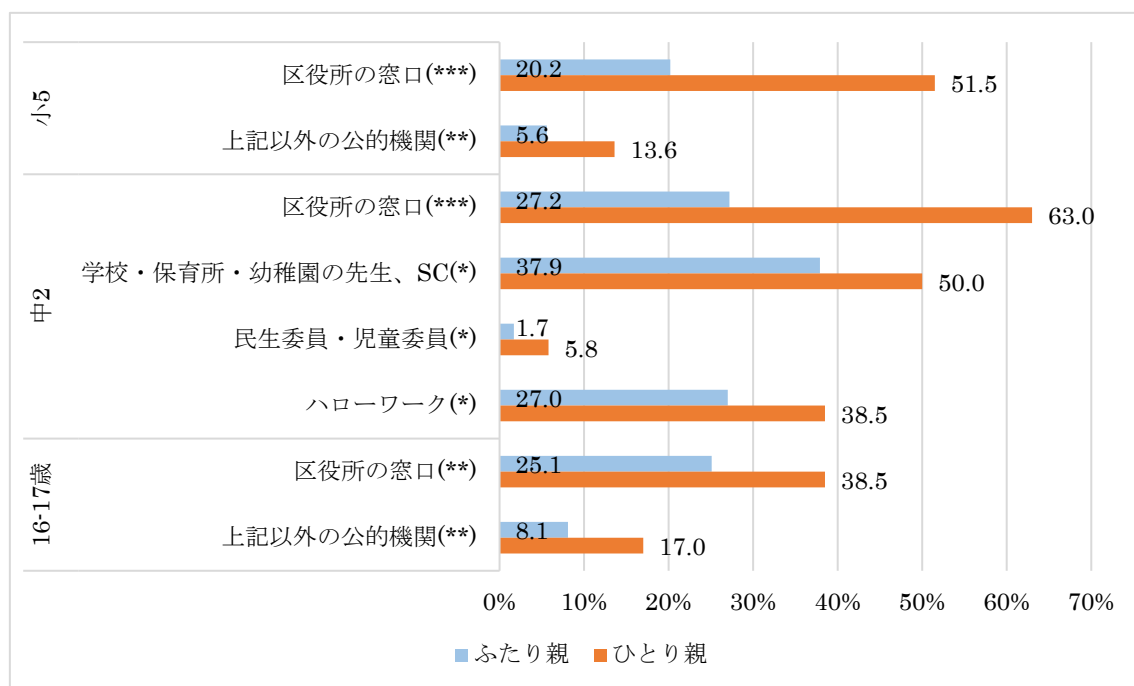
図表 7-3-4 「相談したことがある」の割合（小学 5 年生・中学 2 年生・16～17 歳）生活困難度別（有意なもののみ）



「相談したことがある」保護者の割合を世帯タイプ別に見たものが図表 7-3-5 である。小学 5 年生で有意な差が出たものは、「区役所の窓口」（51.5%）、「上記以外の公的機関」（13.6%）であり、ふたり親世帯と比較すると、それぞれ 31.3 ポイント、8.0 ポイントひとり親世帯の方が高い割合であった。中学 2 年生では「区役所の窓口」（63.0%）、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」（50.0%）、「ハローワーク」（38.5%）「民生委員・児童委員」（5.8%）の順でふたり親世帯と比べてひとり親世帯の利用割合が高く、その差はそれぞれ 35.8 ポイント、12.1 ポイント、11.5 ポイント、4.1 ポイントであった。16～17 歳で有意な差が出たものは、「区役所の窓口」（38.5%）、「上記以外

の公的機関」(17.0%)であり、その差はそれぞれ 13.4 ポイント、8.9 ポイントであった。

図表 7-3-5 「相談したことがある」の割合(小学 5 年生・中学 2 年生・16～17 歳) 世帯タイプ別
(有意なもののみ)

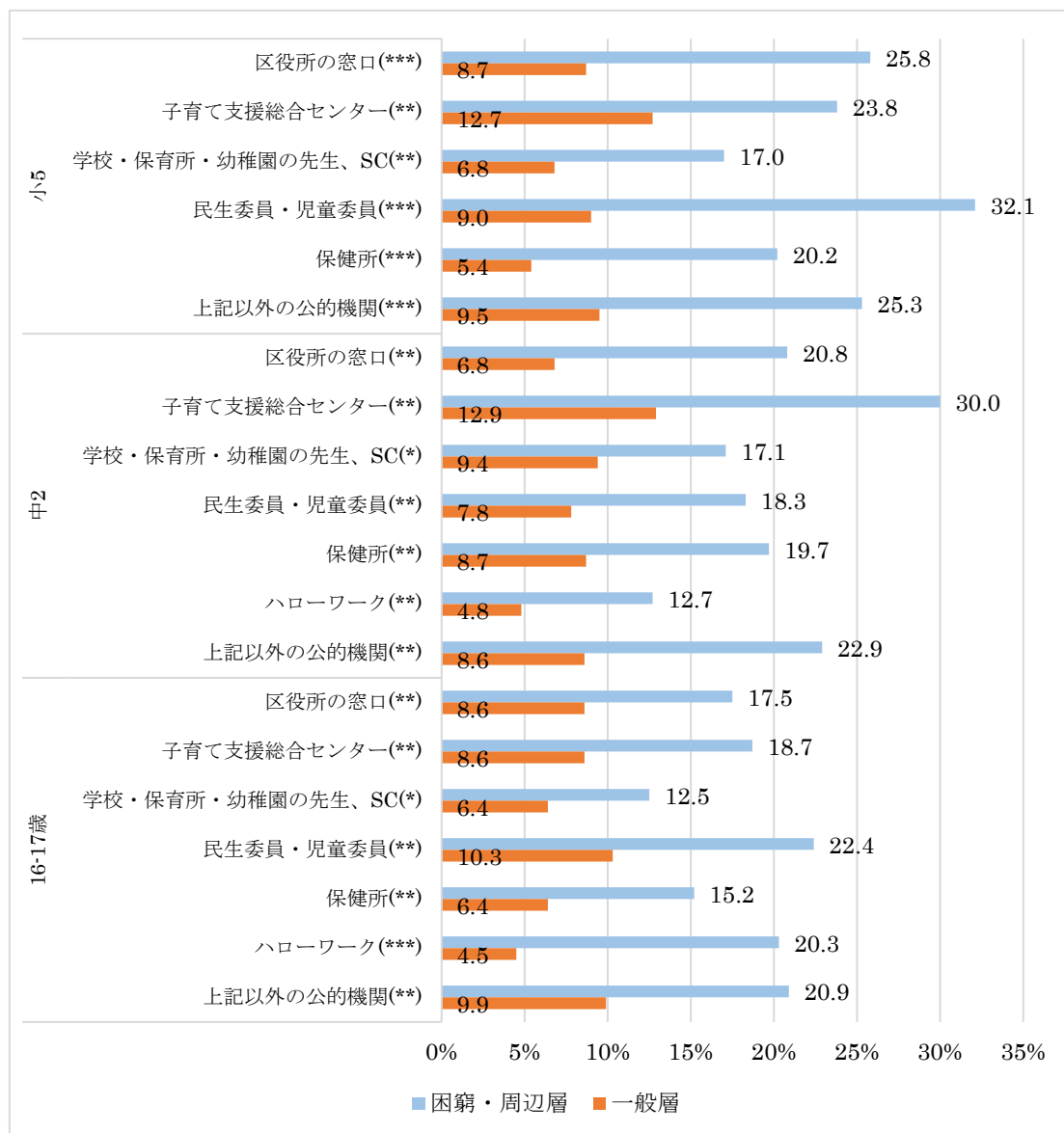


(3) 生活困難度別による相談窓口の利用意向(令和4年度)

最後に、相談窓口について、「相談したかったが、抵抗感があつた」「相談時間や場所などが使いづらかつた」「相談する窓口や方法がわからなかつた」を、〈相談意向はあつたが、相談しなかつた〉保護者の割合として定義し、生活困難度別でみたものが、図表 7-3-6 である。その結果、全ての年齢層の主要な窓口において、困窮・周辺層の方が有意に割合が高い傾向があり、1 割～2 割、高いものでは 3 割の困窮・周辺層の保護者が相談意向を持ちながら相談に至っていない結果となった。具体的には、小学 5 年生では「民生委員・児童委員」(32.1%)、「区役所の窓口」(25.8%)、「上記以外の公的機関」(25.3%)、「子育て支援総合センター」(23.8%)、「保健所」(20.2%)、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」(17.0%) の順に、その割合が高い。中学 2 年生では、「子育て支援総合センター」(30.0%)、「上記以外の公的機関」(22.9%)、「区役所の窓口」(20.8%)、「保健所」(19.7%)、「民生委員・児童委員」(18.3%)、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」(17.1%)、「ハローワーク」(12.7%) の順に、その割合が高い。16～17 歳では、「民生委員・児童委員」(22.4%)、「上記以外の公的機関」(20.9%)、「ハローワーク」(20.3%)、「子育て支援総合センター」(18.7%)、「区役所の窓口」(17.5%)、「保健所」(15.2%)、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」(14.1%) の順に、その割合が高い。

セラーなど」(12.5%)の順に、その割合が高い。

図表 7-3-6 相談意向があったが相談しなかった割合(小学5年生・中学2年生・16～17歳):
生活困難度別(有意なもののみ)



(4) 考察

本節の結果は、次の3点にまとめられる。第一に、全ての年齢層において、「相談したことがある」と回答した割合が最も高い公的機関は、「学校・保育所・幼稚園の先生、スクールカウンセラーなど」であり、前回調査と比較しても変わらずに高い利用割合であった。また、前回調査と比較して「子育て支援総合センター」の利用割合が有意に高くなった。「子育て支援総合センター」は子ども自身や子育て家庭に関するあらゆる相談に応じ

る総合相談窓口であり、利用対象は18歳未満の子どもや子育て家庭となる。家族のみでの相談も受付をしているため、子育て家庭にとって、前回調査時よりも格段に相談しやすい窓口になりつつあり、「子育て支援総合センター」に関する行政側の周知の努力が実っていると考えられる。第二に、相談利用割合を生活困難度別にみると、「区役所の窓口」、「ハローワーク」の割合が高かった。世帯タイプ別も同じような結果となった。第三に、〈相談意向はあったが、相談しなかった〉保護者の割合を生活困難度別にみたところ、小学5年生や16～17歳では「民生委員・児童委員」が一般層と比較すると高い割合となったため、相談意向のニーズは高い。民生委員や児童委員への取次に関する周知を行う必要があると考えられる。中学2年生においては、「子育て支援総合センター」が相談意向はあったが相談しなかった割合として高く出ていた。「子育て支援総合センター」は前回調査よりも格段に利用割合が高くなっているが、困窮・周辺層においては、前回調査よりも相談しにくい場所でもあることが明らかになった。政策提言として、「子育て支援総合センター」において、一般層のみならず困窮・周辺層も相談しやすい環境づくりを構築する必要性があると考えられる。